

亀山市住生活基本計画



平成 31 年 3 月

亀 山 市

目 次

第1章 計画の目的と位置づけ	1
1. 亀山市住生活基本計画とは.....	1
2. 亀山市住生活基本計画の目的.....	1
3. 亀山市住生活基本計画の位置づけ.....	1
4. 亀山市住生活基本計画見直しの必要性.....	2
5. 亀山市住生活基本計画の期間.....	2
第2章 住生活を取り巻く現状と課題について	3
1. 亀山市の住生活の概要.....	3
2. 基本計画におけるこれまでの取組の検証.....	8
3. 住生活における主な課題.....	14
第3章 基本理念と基本目標	16
1. 基本理念.....	16
2. 基本目標.....	17
3. 住生活の主な課題に対する目標設定.....	18
第4章 施策の方針	20
【基本目標 1】定住化の促進に向けた住まいづくり.....	20
【基本目標 2】地域の良好な住宅ストックの維持・保全・創出.....	24
【基本目標 3】住宅確保に配慮を要する人に対する居住の確保.....	27
【基本目標 4】安全で安心できる住生活を支える住まいづくり.....	30
□ 亀山市における市営住宅の供給目標量.....	33
資料編	35
1. 住生活を取り巻く現状（各種統計調査結果等）.....	36
2. 住宅に関する亀山市民の意識調査（市民意識調査）結果.....	58
参 考	98
1. 策定委員会要綱.....	99
2. 委員名簿.....	100

第1章 計画の目的と位置づけ

1. 亀山市住生活基本計画とは

「亀山市住生活基本計画」は、住生活基本法に定める基本理念に基づき、住生活^{※1}に関する施策の基本的な方針、目標等を定めた「住まい^{※2}づくり」の指針となる計画です。

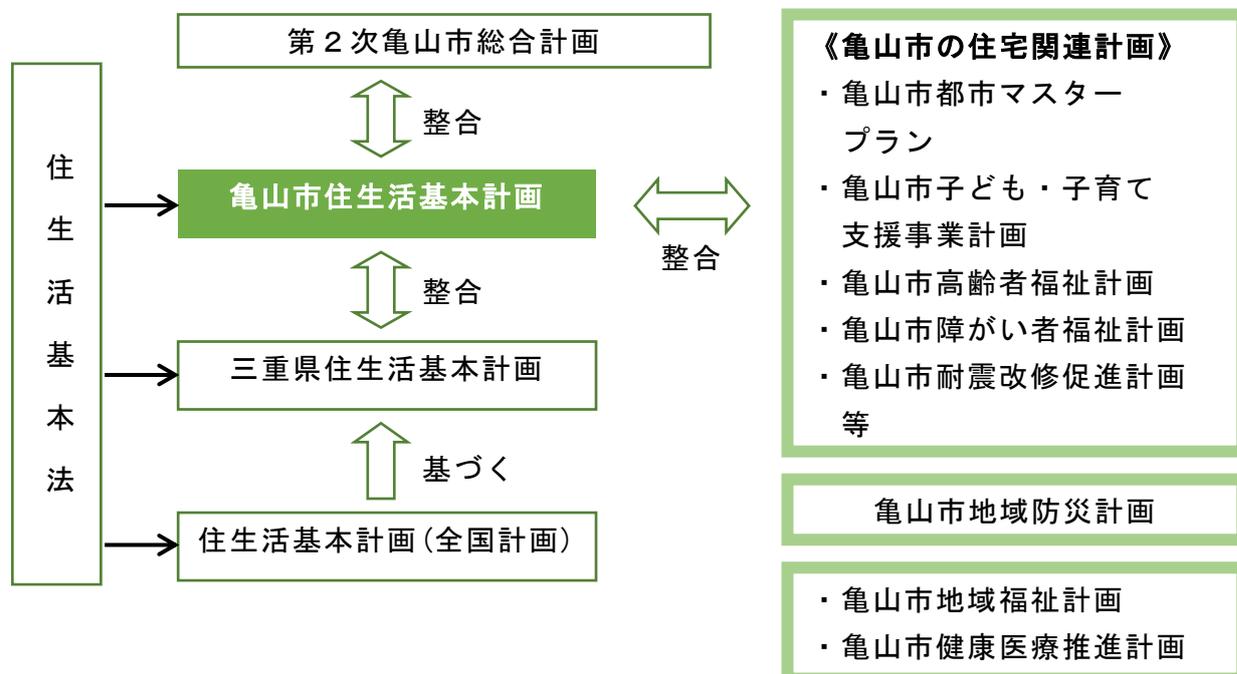
2. 亀山市住生活基本計画の目的

この計画は、第2次亀山市総合計画の住環境の向上の中の「市民が、快適で安全・安心な住環境の整ったまちで暮らしています」をめざす姿とし、本市に愛着と誇りを持ち、生涯にわたる定住、あるいは数年間であっても居住したいと思えるような魅力的なまちにするため、施策を効果的かつ持続的に進めるための方針を示します。

3. 亀山市住生活基本計画の位置づけ

本計画は、住生活基本法第7条に規定される地方公共団体の責務として、住生活基本計画の全国計画(平成28年3月)及び三重県住生活基本計画(平成29年3月)に即し、第2次亀山市総合計画(平成29年3月)を上位計画として、市が策定している関連計画との整合を図り、策定します。

□ 亀山市住生活基本計画の位置づけ



※1 住生活：「住宅」及びそのまわりの環境（居住環境）により構成される「住まい」を中心に展開される生活のことで、住宅周辺の環境に関することを含む。

※2 住まい：住宅単体だけでなくそのまわりの環境（居住環境）を含む。

4. 亀山市住生活基本計画見直しの必要性

亀山市は、平成21年3月に「亀山市住生活基本計画」を策定し、定住促進につながる住宅施策の推進、豊かな住生活を育むための住環境整備などの取組を進めてきました。その後10年が経過し、この間に人口減少・高齢化が急速に進んだことや空き家の増加に伴う適切な管理が行われていない空き家^{※3}への対応、南海トラフ地震^{※4}等の大規模災害への対応の必要性など、住生活を取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、全国計画の住生活基本計画(平成28年3月)及び三重県住生活基本計画(平成29年3月)に合わせ、また、第2次亀山市総合計画(平成29年3月)を踏まえ、計画の見直しを行います。

5. 亀山市住生活基本計画の期間

本計画は、平成31(2019)年度から平成40(2028)年度までの10年間を計画期間とします。

なお、上位計画の見直しや社会経済情勢の変化等に応じて、随時必要な見直しを行います。



※3 空き家：通常、居住等の目的で使用していない建築物と付属する工作物及び敷地のこと。当該建築物から離れて居住し、お盆や正月などに帰省するなどして、年1回程度様子を確認する等1年を通じて使用されない場合は、一般的に空き家とされる。なお、本計画では、「空き家」と表記するが、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年11月27日法律第127号）（空家特措法）に基づく場合は、「空家等」と表記する。

※4 南海トラフ地震：駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を震源とする大規模な地震のこと。

第2章 住生活を取り巻く現状と課題について

1. 亀山市の住生活の概要

亀山市は、三重県の中北部に位置し、県内の主要都市である津市や四日市市、鈴鹿市からは20km圏内に、名古屋市からは約50km、大阪市から約100kmに位置しています。

本市は、東海道五十三次の宿場町として、亀山宿・関宿・坂下宿が開かれ、中でも関宿は現在でも約1.8kmの街道沿いに一般住民が暮らす歴史価値の高い住宅が現存し、国の重要伝統建造物群保存地区に選定されています。

一方、市域の北部や南部、街道の周辺部などは、古くから形成されてきた農村集落が多く、建て替えによる比較的建築年度の新しい住宅と、農村民家の特徴を強く持つ古い住宅が混在しています。

昭和40年代半ばからは、高速交通網の整備などに伴って企業立地が進み、内陸工業都市として発展しました。この頃から野村団地・和田団地・泉ヶ丘団地・みどり町・みずほ台・関富士ハイツなどの分譲住宅が、その後、みずきが丘・アイリス町などの住宅団地等が造成され、多くの人たちが戸建て住宅を取得してきました。

平成14年には、液晶関連企業を立地したことにより、単身労働者向けの賃貸共同住宅が数多く建設され、他地域から多くの労働者が転入してきました。

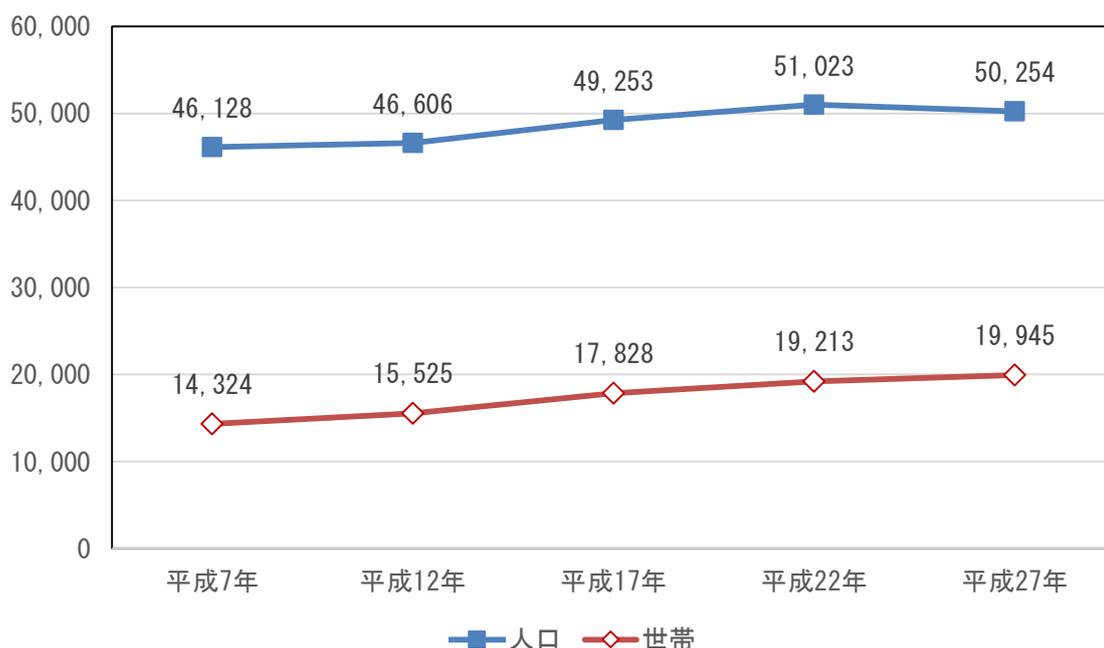
近年においては、小規模な住宅開発による新築により、住宅数が増加している一方で、既団地の高齢化や既市街地等の空き家が年々増加しています。

【亀山市の住生活の現状】

亀山市の住生活の現状としては、人口は約5万人、世帯数は約2万世帯で、推移しています。

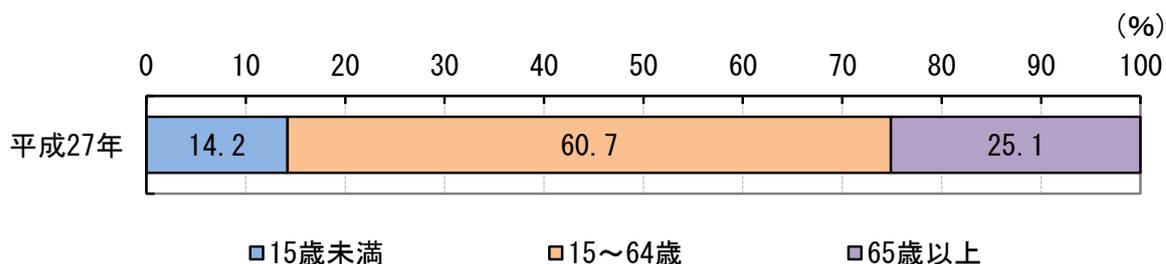
(1) 亀山市の人口

図-1 亀山市の人口・世帯数の推移（資料：各年「国勢調査」）



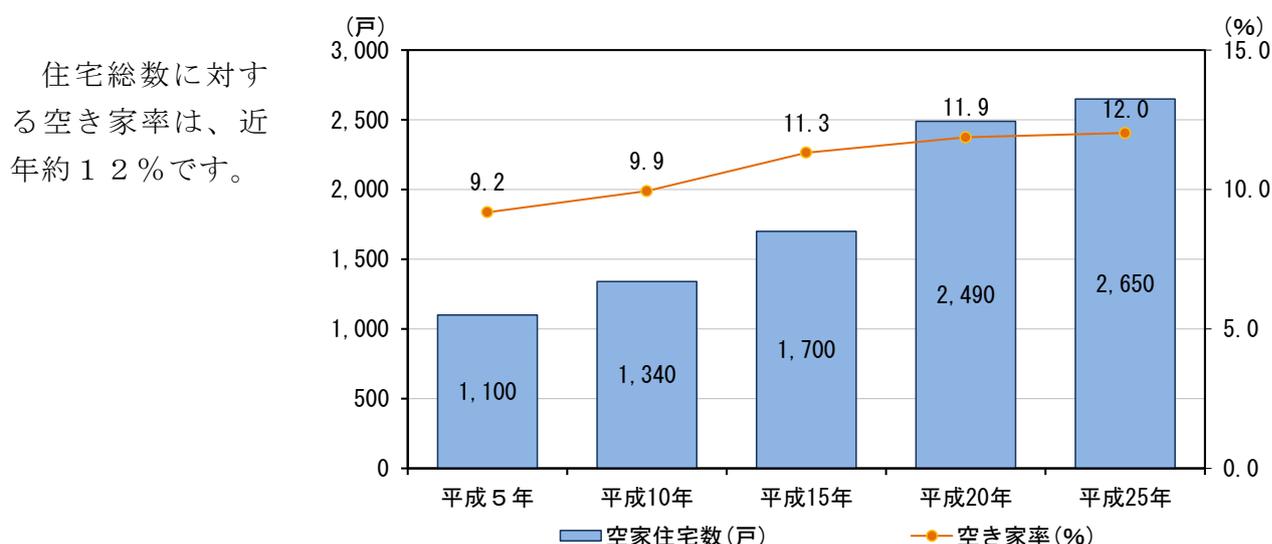
人口の年齢構成としては、65歳以上が25%程度、15歳未満が14%程度で、今後少子高齢化社会へ進展する状況です。

図-2 年齢3階級別人口の割合（資料：「国勢調査」）



(2) 住宅事情

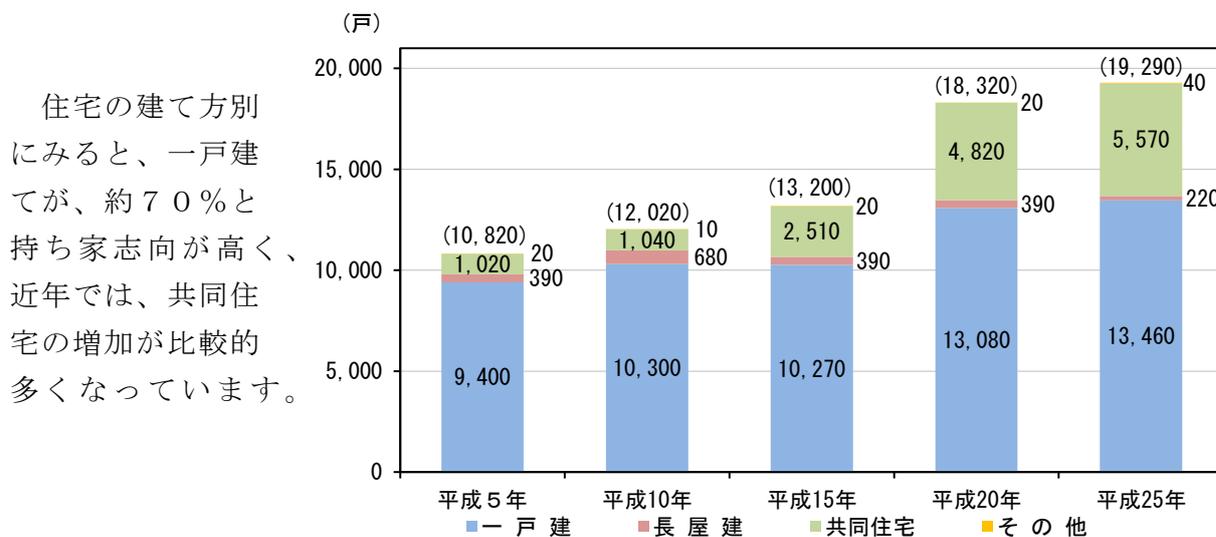
図-3 空き家数の割合



住宅総数に対する空き家率は、近年約12%です。

(資料：平成5年「住宅統計調査」、平成10～25年「住宅・土地統計調査」)

図-4 建て方別住宅ストックの推移



住宅の建て方別にみると、一戸建てが、約70%と持ち家志向が高く、近年では、共同住宅の増加が比較的多くなっています。

(資料：平成5年「住宅統計調査」、平成10～25年「住宅・土地統計調査」)

建築時期別にみると、昭和56年以降に建設された建築物が、約70%となっています。

図-5 建築時期別住宅ストックの推移（資料：「住宅・土地統計調査」）（戸）

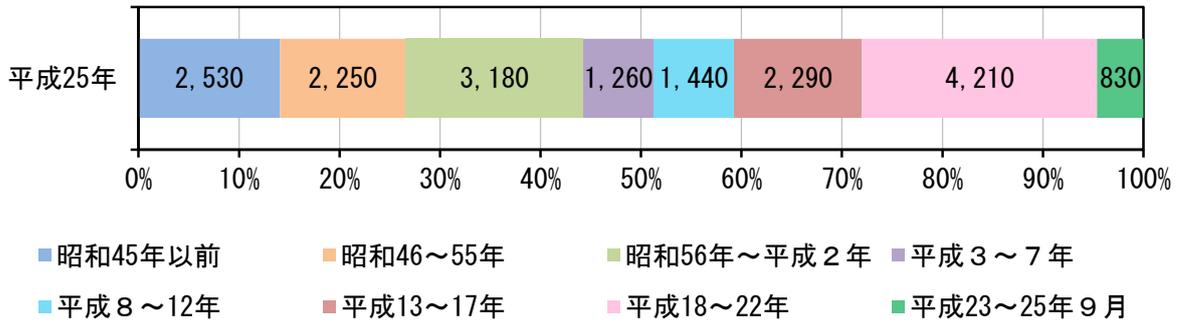
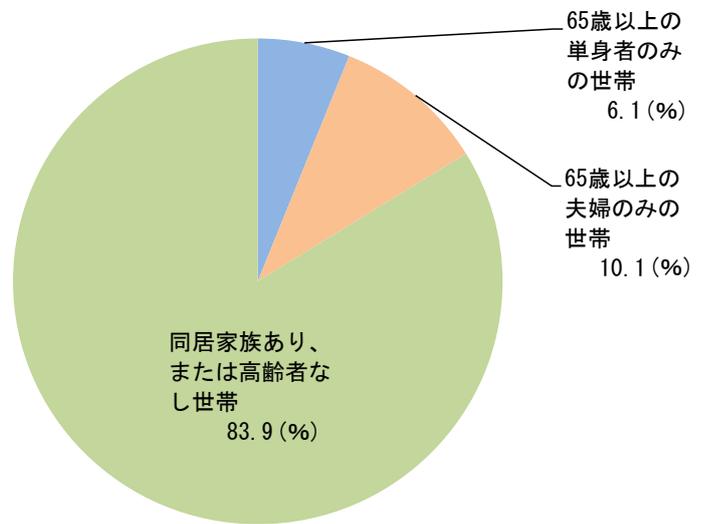


図-6 高齢の単身、夫婦のみの世帯割合

高齢者世帯の構成としては、住宅総数に対し、65歳以上単身のみの世帯が、約6%で、65歳以上の夫婦世帯が、約10%となっています。

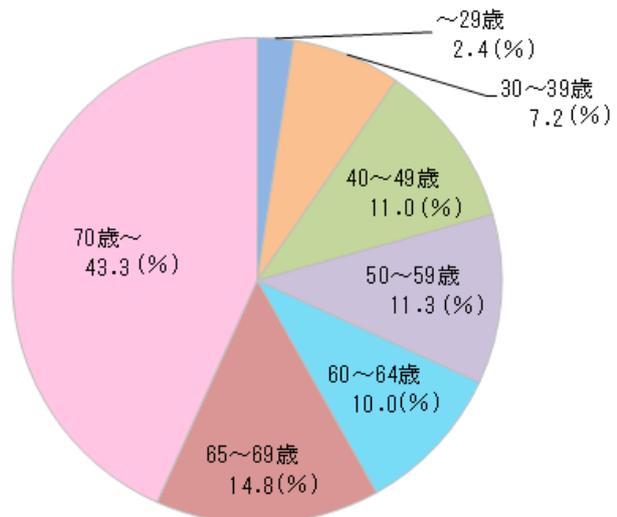


（資料：「平成25年住宅・土地統計調査」）

(3) 市営住宅

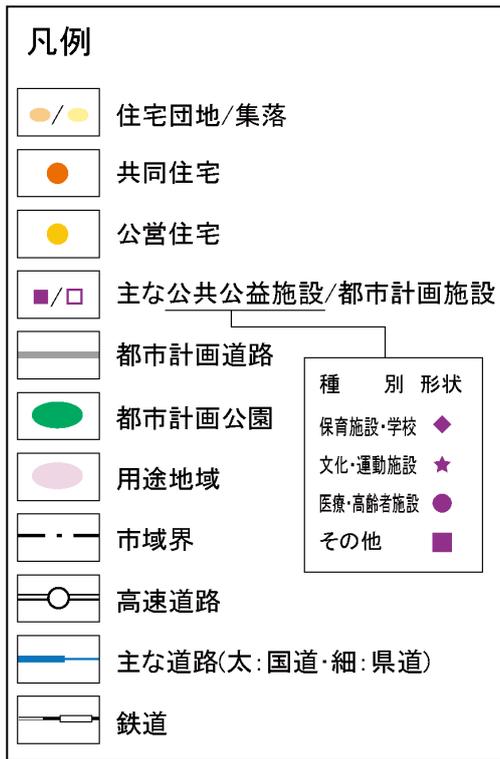
図-7 公営住宅の世帯主年齢別世帯割合

市営住宅入居者の年齢構成としては、世帯主が65歳以上の世帯が、約60%を占めています。



（資料：亀山市（H30.3.31現在））

図－8 居住環境





本町の借上げ型市営住宅



国道306号周辺



みずきが丘の住宅団地



東町商店街



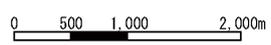
東海道沿い(野村)の
まちなみ



旧亀山城多聞櫓



亀山駅周辺



2. 基本計画におけるこれまでの取組の検証

第1次亀山市総合計画における本市の将来都市像「豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく亀山」を実現するため、4つの基本目標を定め、その達成に向けて取り組んでまいりました。

取組内容と検証については、次のとおりです。

(1) 定住化の促進に向けた住まいづくり

《施策の方針》

- ① 転入者世帯・新婚世帯等の定住につながる住まいづくり
- ② 多様な世帯の生涯にわたる住まいづくり
- ③ 高齢期に応じた住まいづくり
- ④ 多様な世代間の交流を育むコミュニティづくり

【主な取組結果】

- 「住宅リフォーム助成金制度^{※5}」（平成23年10月～平成25年9月）
助成総件数 167件
- 「独居老人宅の修繕制度^{※6}」（平成21年度～平成29年度）
助成総件数 11件
- 「亀山市重度障がい者等日常生活用具給付事業^{※7}」
（平成21年度～平成29年度）助成総件数 33件

〔検証〕

本市の人口減少を抑制するため、津波被害のない本市の地理的優位性を活かした地域の魅力の発信と地域資源に磨きをかけ、様々な人が訪れる魅力的なまちづくりを目指すとともに、高齢期における住み方の変化への対応や既存の住宅ストックを活かした住宅のリフォーム、修繕に対する支援など、多様な世帯が生涯にわたって定住していただけるような住宅施策に取り組んできました。一定の成果はあったものの、情報発信においての取り組みが不十分であり、定住化に繋げていくことができませんでした。

今後は、本市の多彩な魅力の積極的なプロモーション活動と連携し、定住につながる住宅施策のPRを図るとともに、居心地の良さを感じるような住まい等の環境整備にも取り組むことが必要です。

※5 住宅リフォーム助成金制度：市民生活の向上を目的とし、住宅リフォームに必要な経費の一部を助成する制度

※6 独居老人宅の修繕制度：介護保険制度による住宅改修費支給対象者以外の独居老人宅の修繕費の一部を助成する制度

※7 亀山市重度障がい者等日常生活用具給付事業：重度障がい者等に日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的として行う事業

(2) 地域の特性を活かした住まいづくり

《施策の方針》

- ① まちなかにおけるにぎわいのある住まいづくり
- ② 農山村集落における癒しと活力のある住まいづくり
- ③ 地域の特性を引き出し、活かした居住環境づくり
- ④ 市民団体、NPO 等と連携した居住環境づくり

【主な取組結果】

- 「空き家情報バンク制度^{※8}」（平成23年3月～）
 - ・ 亀山市に登録された市内の空き家物件の売却・賃貸を支援
登録物件合計 24件 成約件数 13件
- 「移住促進のための空き家リノベーション支援事業^{※9}」（平成27年度～）
平成27年度からの実績件数 1件
- 「移住促進のための空き家リフォーム支援事業^{※10}」（平成30年度～）
- 「移住促進のための空家取得費ローンの金利優遇制度」（平成30年度～）
- 「亀山市空家等対策計画^{※11}」（平成29年3月策定）
 - ・ 空家の調査をするとともに、「特定空家等」、「管理不全状態の空家等」などに区分し、所有者等に対して、指導等を実施

〔検 証〕

空き家等対策及び利活用については、特定空き家等の認定を行い、所有者に指導し、除却など取り組むことができました。今後も引き続き、空き家等の状況を把握し、空家等対策協議会を通じ、空き家の所有者に対する指導等の推進を行うとともに、空き家の利活用についても支援を進める必要があります。

まちなかにおけるにぎわいのある住まいづくりとしては、亀山駅周辺の総合的な土地利用を図り、まちなかの活性化施策とあわせた居住支援の実地を予定しておりましたが、亀山駅周辺整備事業進捗の遅れから、連携した取り組みができませんでした。亀山市都市マスタープランを踏まえ、亀山駅周辺整備事業と連携し、まちなかのにぎわいのある住まいづくりの支援に取り組む必要があります。

また、農山村集落における空き家等の情報提供や活用による UIJ ターン世帯の居住支援についても、情報発信においての取り組みが不十分でした。地域の特性を活かした「住んでみたい」と思う魅力の向上を図る必要があります。

※8 空き家情報バンク制度：市内の空き家の有効活用を通じて、市民交流の拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家の情報提供を行う事業

※9 移住促進のための空き家リノベーション支援事業：県外からの移住を目的に、市内の空き家住宅の改修工事を実施する方に対し、改修費用の一部の補助を行う事業

※10 移住促進のための空き家リフォーム支援事業：亀山市外からの移住を目的に、市内の空き家住宅のリフォームを実施する方に対し、リフォーム費用の一部の補助を行う事業

※11 亀山市空家等対策計画：各市町が個々の事情に応じて、空家等の対策に関する基本的事項について定める計画

(3) 住宅確保要配慮者^{※12}等に対する住宅セーフティネット^{※13}の確保

《施策の方針》

- ① 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保
- ② 高齢者や障がい者、外国人などの居住の安定の確保（あんしん賃貸住宅制度^{※14}）
- ③ 一時的かつ緊急的な住宅確保要配慮者の居住の安定の確保
- ④ 住宅セーフティネットを支える市民団体やNPO、民間企業などとの連携体制づくり

【主な取組結果】

- 「亀山市公営住宅等長寿命化計画に基づく、市営住宅の長寿命化修繕」（平成22年度～平成29年度）
市営住宅の栄町、鹿島、高塚、羽若住宅について、「外壁改修」を実施
※この4団地の改修で、全ての市営住宅が改修済みとなる
- 「三重県居住支援連絡会^{※16}（三重県あんしん賃貸住宅支援事業）^{※17}」（三重県との協働事業 平成22年10月～）
亀山市内のあんしん賃貸住宅登録件数 18戸
- 「借上型市営住宅制度^{※18}」（平成23年度～平成30年度）
民間賃貸住宅借上戸数 74戸

〔検 証〕

市営住宅の確保については、亀山市公営住宅等長寿命化計画(平成25年5月)に基づき、長寿命化を行う市営住宅の外壁及び防水の改修を行うなど、適正な管理に努めるとともに、民間賃貸住宅を活用した市営住宅の確保を行ってきました。

また、国が進める「あんしん賃貸支援事業」により、住宅協力店、県及び社会福祉協議会等と三重県居住支援連絡会を組織し、高齢者、障がい者等が、安心して入居できる賃貸住宅の「三重県あんしん賃貸住宅支援事業」を進めてきました。引き続き、住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進のため、継続して取り組むことが必要です。

※12 住宅確保要配慮者：低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭（母子・父子世帯を含む）等住宅の確保に特に配慮を要する者[住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）第1条参照]

※13 住宅セーフティネット：高齢者や障がい者等誰もが安心かつ快適な自立居住ができるようにするための政策的な支援制度

※14 あんしん賃貸住宅制度：高齢者や外国人等の入居を拒まない住宅として登録する制度

※15 地域住宅計画：地域の持つ自然、伝統、文化、産業等の特性を活かし、将来に継承し得る質の高い居住空間を整備するための計画

※16 三重県居住支援連絡会：住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進する組織で、住宅セーフティネット法第10条に規定されている居住支援協議会に位置づけられている。

※17 三重県あんしん賃貸住宅支援事業：地方公共団体、NPO、社会福祉法人、仲介事業者等が連携し、高齢者や障害者、外国人、子育て支援世帯等の入居を受け入れることにより事業対象者の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援する事業

※18 借上型市営住宅制度：民間賃貸共同住宅等の所有者（事業者）が所有又は建築する一定の基準と適合した共同住宅を市が一定期間借上げ、住宅要配慮者に対して低廉な家賃で市営住宅として転貸する制度

(4) 地域の良好な住宅ストックの維持・保全・創出

《施策の方針》

- ① 大規模な地震にも安全な住まいづくり
- ② がけ地や密集した市街地における安全の確保
- ③ 地域の風土に根付いた長期優良住宅^{※21}の普及
- ④ 多様な住居ニーズに応えることのできる相談体制づくり

【主な取組結果】

- 「亀山市耐震改修促進計画」（平成28年4月策定）
- 「地震対策・木造住宅補強事業^{※22}」（平成21年度～平成29年度）

耐震診断	1390件、	補強計画	318件
補強工事	241件、	除却工事	367件
耐震化率	86.8%（平成29年度末）		
- 「災害時要援護者宅家具転倒防止原材料支援^{※23}」（平成21年度～平成29年度） 取付世帯数 178世帯
- 「狭あい道路後退用地整備事業^{※24}」（平成21年度～平成29年度）

申請件数	398件
------	------
- 「がけ地近接危険住宅移転事業^{※25}」（平成21年度～平成29年度）

申請件数	1件
------	----
- 「家庭用新エネルギー普及支援事業」（平成18年度～平成25年度）

申請件数	842件
------	------

〔検 証〕

住宅事業者と連携を図り、木造住宅耐震事業に取り組んできました。その結果、本市の住宅における耐震化率は、86.8%（平成29年度末）となり、亀山市耐震改修促進計画の目標値90%（平成32年度末）に向け、取り組むことが必要です。

また、住居が密集している地域の狭あい道路の改善や家庭用太陽光発電の設置に関する補助などに取り組んできました。

さらに、三重県建設労働組合亀山支部と連携し、定期的にライフステージに応じた住宅に関する相談会を開催してきました。引き続き、耐震化促進のための普及に取り組むことが必要です。

※19 狭あい道路：幅員4メートル未満の道路（建築基準法第42条第2項又は第3項の指定を受けた道路又は、建築基準法の指定を受けていない通路、道路で種別や位置が明確でないもの）

※20 家庭用新エネルギー普及支援事業：環境への負荷の少ない自然エネルギーの有効活用を推進すると共に地球温暖化防止に寄与することを目的に太陽光等を設置する際の費用を助成する事業

※21 長期優良住宅普及のための支援：長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良住宅の認定について、普及を図るための支援事業

※22 地震対策・木造住宅補強事業：市の行う耐震診断の結果に従い、木造住宅を除却又は補強工事を行う際に必要な費用の一部を補助する事業

※23 災害時要援護者宅家具転倒防止原材料支援：高齢者や在宅介護が必要な方等に対し、地震時の家具等の転倒事故を防ぐため、防止器具の支給や取付を無料で行う制度

※24 狭あい道路後退用地整備事業：建築基準法で定められた4mの道路幅員を確保し、住宅地の防災機能や生活環境の向上を目的として道路を整備する事業

※25 がけ地近接危険住宅移転事業：がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に所在する住宅の移転を促進するための事業

【民間活力導入による市営住宅確保の検証】

亀山市営住宅は、低所得者等の住宅確保要配慮者に対し、住まいの提供をしています。

現況の亀山市営住宅は、耐用年数を超過し、老朽化している住宅もあることから、「亀山市公営住宅等長寿命化計画（平成25年5月）」を策定し、居住者の安全の確保から、維持保全していく住宅と建て替えを行う住宅を判定し、建て替えと判断された住宅については、民間賃貸借上げ住宅により、必要戸数を確保することとしています。

民間賃貸借上げ住宅は、部屋を借上げて、家賃を事業者に支払うことにより、その建物の維持管理は、事業者が行う手法で、修繕費等は、借上げ費用に含まれ、市が管理する場合の日常の管理の軽減となります。

また、市が直接建設した場合と比較すると、建設費等の初期投資の軽減や需要に応じた供給量の調整が可能であるなど、有用な手法であることから取り組んでまいりました。

直接建設方式と借上げ方式の比較

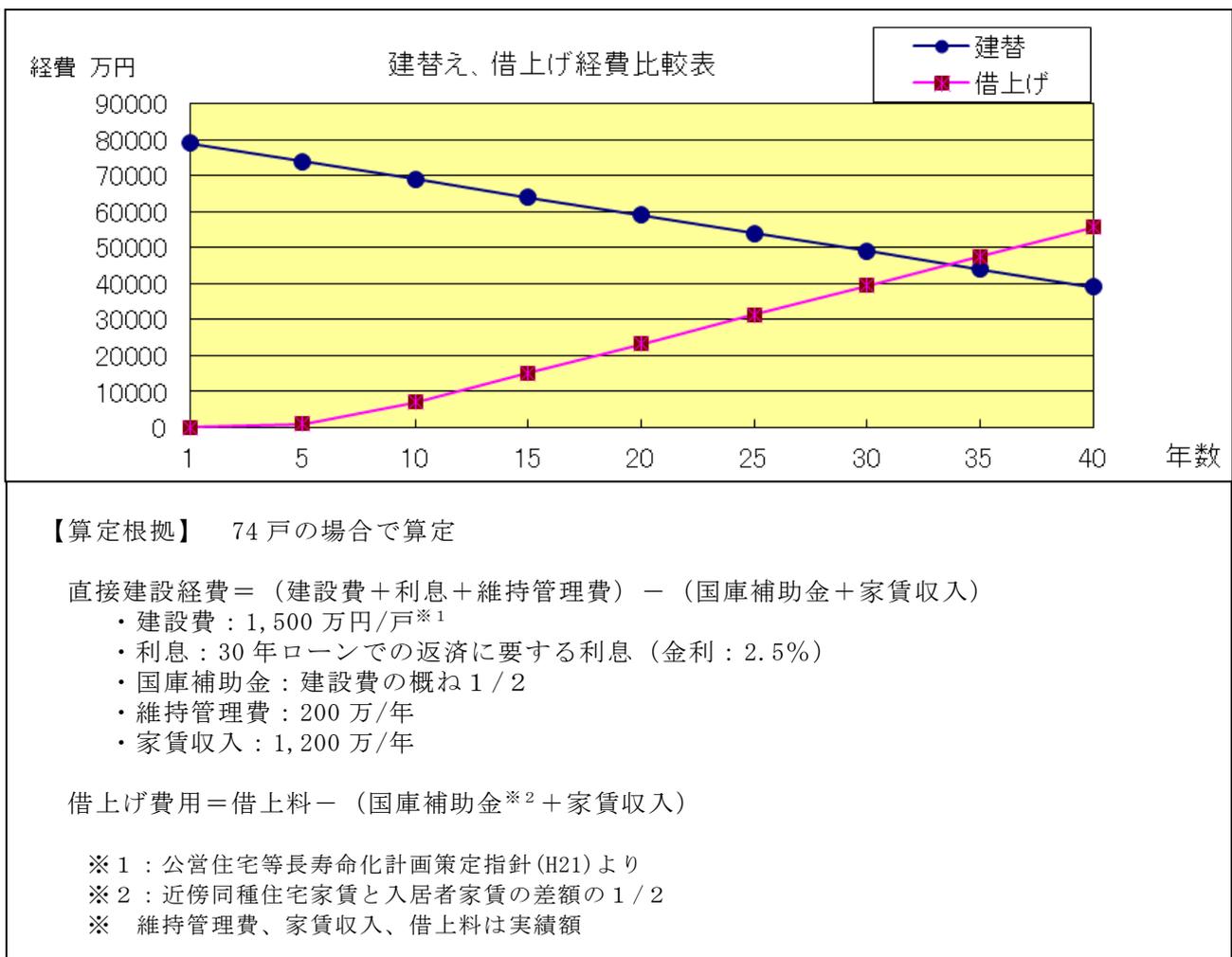
	メリット	デメリット
直接建設方式	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的な公営住宅需要が見込まれる場合、安定した計画的供給が可能である。 ・現行法制度に基づき、供給及び管理が可能であり、蓄積された知見を継続的に活用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設費に対する初期投資が必要であり、財政面への負担が大きい。 ・建設、竣工までの期間が長期化する場合が多く、住宅セーフティネット確保のため、迅速な対応が難しい。 ・日常的な維持管理に対し、人員配置及び人件費、維持修繕費等が継続的に必要である。
借上げ方式	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅への需要を見込みながら、必要に応じた供給量や期間の選択が可能である。 ・公営住宅建設費への初期投資確保の必要がなく、効率的な公営住宅の確保が可能となる。 ・民間賃貸住宅の空き家ストックが活用され、市場の活性化につながる。 ・日常的な維持管理は、事業者が行うため、職員への負担や人件費の軽減となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・借上げ期間中、継続的に借上げ分の費用を担保する必要がある。 ・借上家賃（近傍同種家賃）と入居者負担家賃（収入分位に応じた家賃）の差額に対する、市の負担分が発生する。 ・安定した借上げ戸数の確保が難しい。 ・既存ストックの借り上げの場合、フロア借上げなどによる対応（共用部の管理・修繕対応の分担など、管理が輻輳）が必要となる。

民間賃貸借上げ住宅の状況

市営住宅の確保については、民間賃貸住宅を活用し、借上げ供給目標を70戸とし、平成23年度から、順次民間賃貸住宅を借上げ（賃貸期間最長30年間）、市営住宅として確保してきました。

- ・平成23年度：井田川第6アーバンハイツ1階10戸
- ・平成24年度：井田川第6アーバンハイツ2階10戸
- ・平成27年度：野村団地住宅5戸、川合住宅8戸、若山住宅8戸、北鹿島台住宅4戸
- ・平成29年度：新所住宅5戸
- ・平成30年度：本町住宅18戸、新所住宅6戸

市営住宅を直接建設した場合と民間賃貸住宅を借り上げた場合の比較



【検証の結果】

「建設費等の初期投資の軽減」、「需要に応じた供給量の調整が可能である」、「職員の事務負担の軽減」、「民間賃貸住宅の空き家ストックの活用」に有用な手法であり、経費面でも、概ね30年を経過するまでは、民間賃貸住宅の借上げ経費の方が安価であることから、今後も、継続して取り組みます。

3. 住生活における主な課題

(1) 人口減少社会に対応した住まいの環境整備

本市の人口は既に減少に転じており、生産年齢人口も平成22年をピークに減少に転じています。また、平成7年以降、65歳以上の老年人口が15歳以下の年少人口を上回るなど、本格的な人口減少社会が到来しています。

そこで、高齢者、子どもを地域全体で見守るための住まい等の環境整備に取り組むことが必要です。

また、農山村集落等での田舎暮らしを希望する若者が市内に移住^{※26}し、定住につながることは、人口減少社会対策として重要であることから、本市に居心地の良さを感じるような住まい等の環境整備への取組みも必要です。

(2) 空き家の増加への対応

本市では、小規模な住宅開発による新築等により、住宅数が増加している一方で、既市街地等での空き家が年々増加しています。さらに、今後の人口減少や高齢化の進行などに伴い、空き家の増加が見込まれます。

これらの空き家は、適切な管理がされないと建物の倒壊、火災などの防災上の問題、景観保全上の問題、治安上の問題、近隣住宅への被害などが発生する恐れがあり、管理の不適切な空き家を減らすことが必要です。

そこで、管理の不適切な空き家については、管理者に対して、除却の促進を、それ以外の空き家については、適切な管理を促すなど、不適切な空き家の増加を防ぐとともに、空き家の利活用の促進に向けた検討も必要です。

(3) 住宅確保要配慮者^{※12}に対する住まいの確保

低額所得者、高齢者、障がい者、外国人などの住宅確保要配慮者に対し、市営住宅を供給しているが、市営住宅の老朽化が進んできており、亀山市公営住宅等長寿命化計画に基づき、既市営住宅の適正な管理及び民間賃貸住宅を活用した住宅の確保に努めるとともに、老朽化した市営住宅の用途廃止^{※27}を含めた見直しを進めていくことが必要です。

※26 移住：他の場所に移り住むこと

(Uターン) 地方からどこか別の地域へ移り住み、その後また元の地方へ戻り住むこと。

(Iターン) 生まれ育った地域（主に大都市）からどこか別の地方へ移り住むこと。

(Jターン) 地方からどこか別の地域（主に大都市）に移り住み、その後生まれ育った地方近くの（大都市よりも規模の小さい）地方大都市圏や、中規模な都市へ戻り住むこと。

※27 市営住宅の用途廃止：耐用年限を経過した市営住宅において、老朽化により主要構造物が機能しなくなり、市営住宅として引き続き管理することが不相当であると認めた場合に機能を停止し処分を行うこと。

(4) 大規模災害に対する備え

本市の住宅における耐震化について、平成29年度末時点では、86.8%が耐震基準を満たしていますが、残る約2,600戸が耐震基準を満たしていないことからその対策が急務となっています。

また、地震の発生に伴うブロック塀の倒壊により、人的被害や避難・復旧作業に影響が出ることも想定されることから、事前に防ぐ検討が必要です。

そこで、南海トラフ地震等が発生した場合に備え、市民一人ひとりが防災に対する意識を高く持ち、耐震補強工事の推進に向けて取り組むことが必要です。

○主な亀山市営住宅



高塚住宅



栄町住宅



羽若住宅

○民間活用市営住宅



本町住宅



川合住宅



新所住宅

第3章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

本市は、名古屋、大阪に近く位置し、経済的利便性等を享受できる環境にあり、また、旧街道沿いには、歴史的価値の高い建造物が残るなどの伝統的な文化の風情を残しています。

第2次亀山市総合計画では、これらの地域資源を大切にしながら、自然・産業・歴史が調和した「まち」、心身ともに健やかな日々が過ごせる「ひと」の暮らす亀山市の心地よさを健康な状態で維持し続けられる「健康都市」でありたいという願いから、「歴史・ひと・自然が心地よい緑の健都かめやま」という将来都市像を掲げています。

これらの実現のため、「居心地の良い都市づくり」を基本とした「地域の魅力を活かした安全・安心な居心地の良い住まいづくり」を基本理念とします。

基本理念



地域の魅力を活かした安全・安心な居心地の良い住まいづくり

2. 基本目標

「居心地の良い都市づくり」を基本とした「地域の魅力を活かした安全・安心な居心地の良い住まいづくり」を実現するため、以下の基本目標を定めます。

(1) 定住化の促進に向けた住まいづくり

本市で生まれ育った方や他地域から本市に来られた方が、地域の魅力を感じ、それぞれのライフスタイルに応じた充実した生活を送ることにより、将来に向けて本市への定住化に繋がるような良好な住まいの環境整備、維持を目指します。

(2) 地域の良好な住宅ストックの維持・保全・創出

市民が、ゆとりある住生活を営むことができるよう多様な居住のニーズに応え、既存住宅の活用、住まいに関する情報の活用などに取り組み、適切で円滑な住宅市場の形成を目指します。

(3) 住宅確保に配慮を要する人に対する居住の確保

低額所得者をはじめとする住宅確保要配慮者等が、安心して住生活を送れるよう、民間賃貸住宅の活用、市営住宅の供給等に取り組み、重層的な住宅セーフティネットの構築を目指します。

(4) 安全で安心できる住生活を支える住まいづくり

大規模な地震や風水害に耐えうる安全で安心できる住生活を営むことができるよう、地域の住宅関連事業者^{※28}、団体等との連携した住宅の耐震性の確保や高齢者の居住安定確保に向けて取り組み、災害に強い住まいや、高齢者も安心して住み続けられる住まいを目指します。

^{※28} 住宅関連事業者：住宅の新築、維持管理、流通等の住宅サービス、住宅に係る保険や金融の他、これらを取り巻く多様なサービスに従事する者

3. 住生活の主な課題に対する目標設定

【主な課題】

人口減少社会に対応した住まいの環境整備

本市の人口は既に減少に転じており、生産年齢人口も平成22年をピークに減少に転じています。また、平成7年以降65歳以上の老年人口が14歳以下の年少人口を上回るなど、本格的な人口減少社会が到来しています。

そこで、高齢者、子どもを地域全体で見守るための住まい等の環境整備に取り組むことが必要です。

また、農山村集落等での田舎暮らしを希望する若者が市内に移住し、定住につながることは、人口減少社会対策として重要であることから、本市に居心地の良さを感じるような住まい等の環境整備への取り組みも必要です。

【目標設定】

定住化の促進に向けた住まいづくり

空き家の増加への対応

本市では、小規模な住宅開発による新築等により、住宅数が増加している一方で、既市街地等での空き家が年々増加しています。さらに、今後の人口減少や高齢化の進行などに伴い、空き家の増加が見込まれます。

これらの空き家は、適切な管理がされないと建物の倒壊、火災などの防災上の問題、景観保全上の問題、治安上の問題、近隣住宅への被害などが発生する恐れがあり、管理の不適切な空き家を減らすことが必要です。

そこで、管理の不適切な空き家については、管理者に対して、除却の促進を、それ以外の空き家については、適切な管理を促すなど、不適切な空き家の増加を防ぐとともに、空き家の利活用の促進に向けた検討も必要です。

地域の良好な住宅ストックの維持・保全・創出

住宅確保要配慮者に対する住まいの確保

低額所得者、高齢者、障がい者、外国人などの住宅確保要配慮者に対し、市営住宅を供給していますが、市営住宅の老朽化が進んできており、亀山市公営住宅等長寿命化計画に基づき、既市営住宅の適正な管理及び民間賃貸住宅を活用した住宅の確保に努めるとともに、老朽化した市営住宅の用途廃止を含めた見直しを進めていくことが必要です。

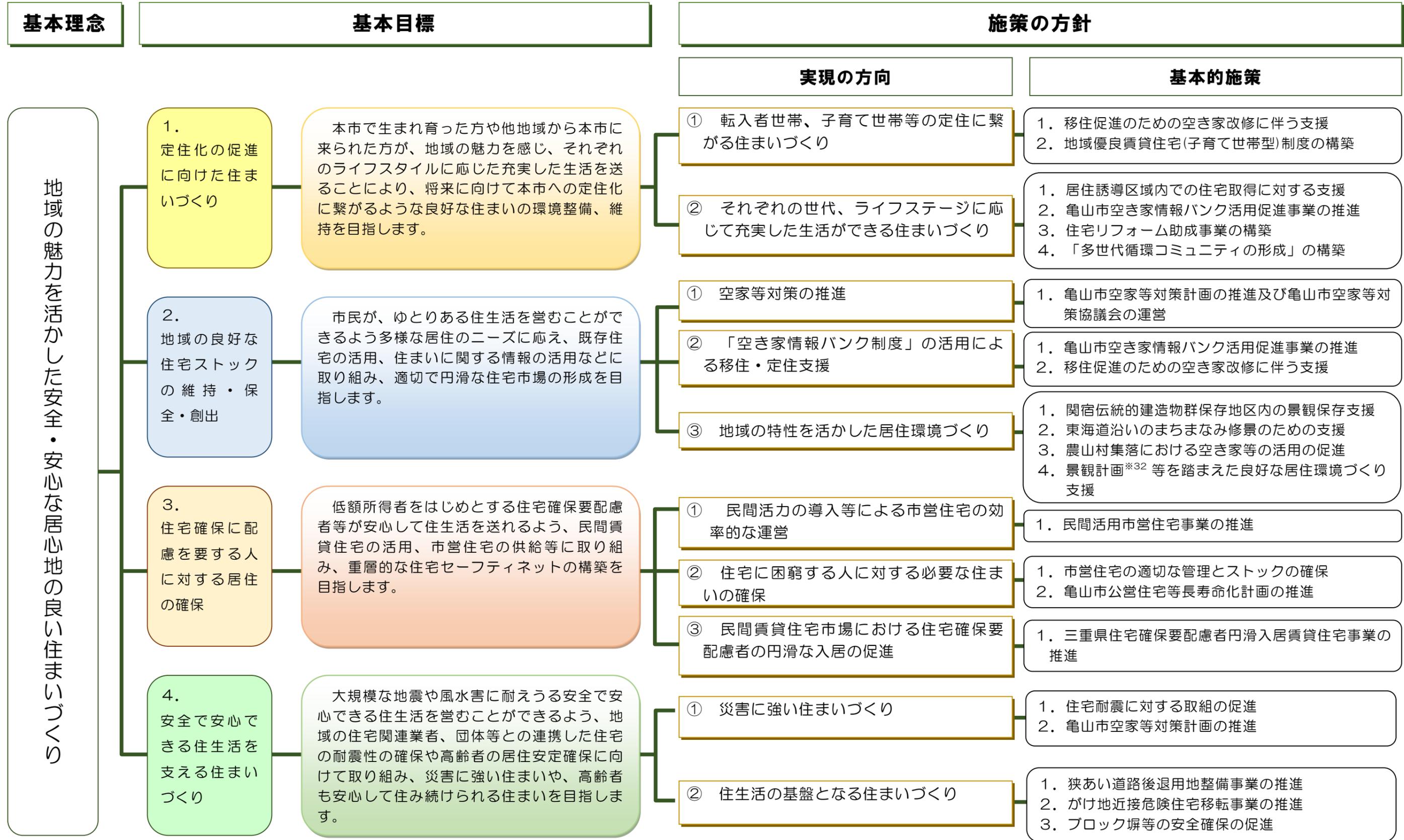
住宅確保に配慮を要する人に対する居住の確保

大規模災害に対する備え

本市の住宅における耐震化について、平成29年度末時点では、86.8%が耐震基準を満たしていますが、残る約2,600戸が耐震基準を満たしていないことからその対策が急務となっています。

そこで、南海トラフ地震等が発生した場合に備え、市民一人ひとりが防災に対する意識を高く持ち、耐震補強工事の推進に向けて取り組むことが必要です。

安全で安心できる住生活を支える住まいづくり



第4章 施策の方針

基本理念の「地域の魅力を活かした安全・安心な居心地の良い住まいづくり」の実現を目指し、住生活に関する4つの基本目標を踏まえ、実現の方向とそれぞれに対応した具体的な施策を展開します。

【基本目標 1】定住化の促進に向けた住まいづくり

人口減少社会に対応するため、本市の特性を活かしたそれぞれの地域の魅力を発信し、定住の促進に向けた住まいづくりを進めます。

全国的にも空き家が多く発生しており、本市でも、空き家が多く発生しており、その活用が重要であることから、適切な管理に加え、計画的なリフォームを行うことが不可欠です。そこで、既存住宅に対し、補助制度などを活用したリフォームを推進し、市外からの移住・定住の促進につなげます。

また、高齢者や子育て世帯に対して、それぞれのライフステージに応じた、世帯間の住み替え等を進めるとともに、地域の活性化につなげます。

さらに、これらを進める上で必要となる様々な情報の提供を行うため、住宅事業者等との連携によるリフォームに関する相談窓口の設置など必要な情報の整理・共有や気軽に相談できる環境の整備を行います。

実現の方向

① 転入者世帯、子育て世帯等の定住に繋がる住まいづくり

《市の役割》

- リフォーム支援制度の情報提供
- 既存住宅のリフォームに向けた取組の促進
- 補助金や介護保険制度等によるリフォームの普及啓発
- 高齢者や子育て世帯等の入居支援や定住の促進等地域の特性に応じた空き家の活用

② それぞれの世代、ライフステージに応じて充実した生活ができる住まいづくり

《市の役割》

- 地域のニーズに応じた住み替え支援制度に関する情報提供
- 住まいに関する地域的な現状や問題の分析と把握
- 地域に必要な住まい情報の収集と住民への提供
- 住まいに関する相談に応じる体制の充実
- 「多世代循環コミュニティの形成」の構築

○基本的施策（主なもの）

1. 移住促進のための空き家改修に伴う支援

- ① 空き家リノベーション支援事業（県外から市内）
 県外から市内への移住者を対象に、空き家の改修費を一部補助する制度です。



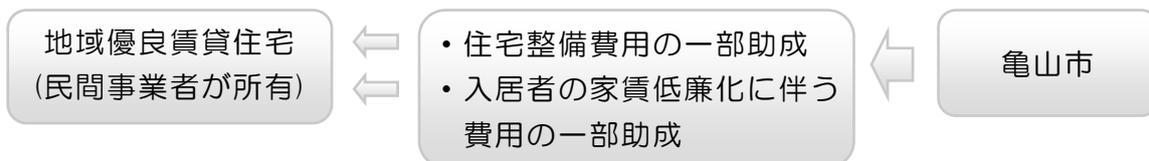
- ② 空き家リフォーム支援事業（市外から市内）
 市外から市内への移住者を対象に、空き家の改修費を一部補助する制度です。



- ③ 空き家取得費ローンの金利優遇制度（金利引き下げ）
 市内に移住する人が、市内の空き家を住宅として取得する場合に、市の空き家リノベーション支援事業等を利用し、住宅金融支援機構の【フラット35】子育て支援型・地域活性化型のローンを活用した場合、当初5年間の借入金利（固定）が、引き下がる優遇制度です。

2. 地域優良賃貸住宅（子育て世帯型）制度の構築

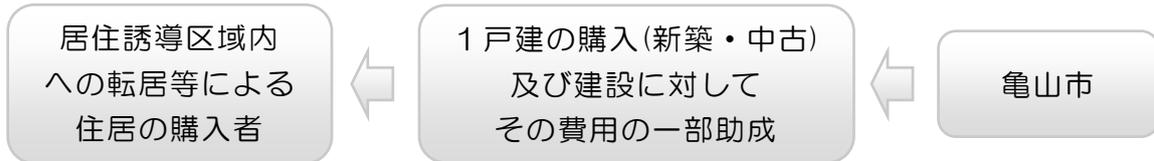
良質な賃貸住宅「子育て世帯型」を供給する民間事業者に整備費及び家賃の助成を行う制度です



○基本的施策（主なもの）

1. 居住誘導区域内での住宅取得に対する支援

立地適正化計画^{※29}で示された居住誘導区域内への転居等による住居の購入費に対する助成で、1戸建の購入(新築・中古)及び建設に対して支援を行う。



2. 亀山市空き家情報バンク活用促進事業の推進

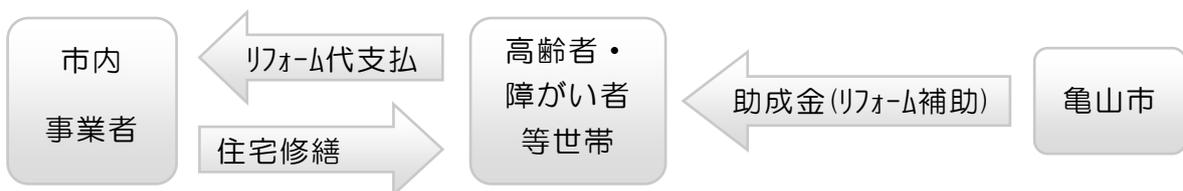
空き家情報バンクに登録された、空き家の売買又は賃貸契約に要する仲介手数料の一部を、市が助成する。



※宅建業者を仲介に入れる者(購入者・賃借者は契約を行った空き家に居住すること)

3. 住宅リフォーム助成事業（高齢者及び障がい者等向け住宅改修制度）の構築

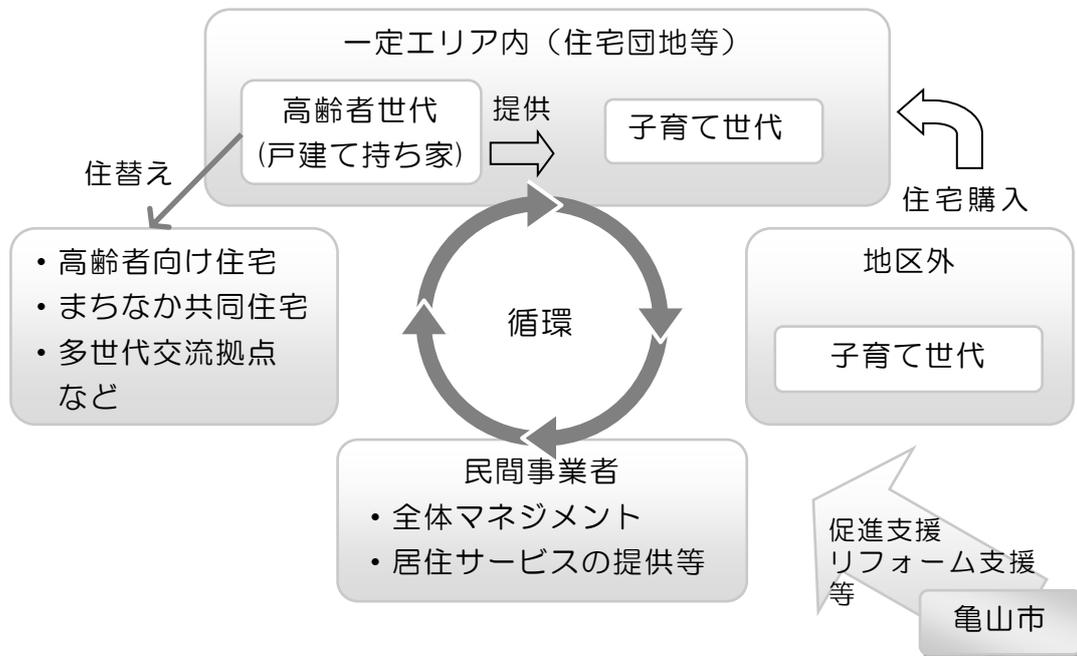
高齢者、障がい者等が良好な住環境を確保するため、市内の事業者を利用し住宅を改修した場合、その費用の一部を助成する。



^{※29} 立地適正化計画：都市再生特別措置法第 81 条に基づいて市町村が作成することができる、住宅や医療・福祉・商業等の施設の立地の適正化を図るための計画。市町村マスタープランの一部とみなされる。

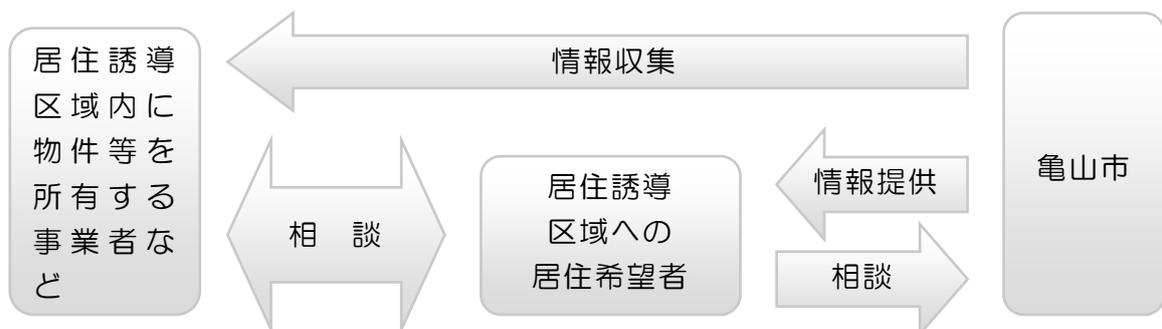
4. 「多世代循環コミュニティの形成」の構築

一定のエリア内において、高齢者世代や子育て世代などの多様な世代が、それぞれの住み方に応じた住居の確保や新たなコミュニティの形成を図るため、これらの世帯の住み替えが促進されるよう支援を行う。



5. その他 居住誘導区域への誘導を図る施策の構築

- ① 居住誘導区域内の住まい相談の強化
 - ・区域内の住宅（空き家など）情報の収集や提供
 - ・子育て支援等の住まいに関する相談などを一括して行える窓口の設置
- ② 居住誘導区域内の住宅開発の支援
 - ・区域内の低未利用地などを活用した住宅供給を図る事業者に対する支援
- ③ 居住誘導区域内の住宅地の確保
 - ・居住誘導のために必要となる住宅地の確保



【基本目標 2】地域の良好な住宅ストックの維持・保全・創出

地域の良好な住宅ストックを有効的に活用するため、空き家対策等を進めるとともに、歴史的風致と調和した住まいづくりを進めます。

また、地域や環境に配慮した住まいづくりのため、住宅の長寿命化^{※30}に向けた長期優良住宅^{※31}認定制度の普及や健康的な住まいの推進、空き家の適切な管理に向けた取組等を進めます。

特に、空き家については、適切な管理がなされないと建物の倒壊、火災などの防災上の問題、景観保全上の問題、治安上の問題、近隣住宅への被害などが発生する恐れがあり、管理の不適切な空き家を減らすことが必要です。そのため、管理者に対して除却の促進や適切な管理を促すなどの取組等を進めます。

また、農山村集落における魅力に関する情報を発信し、移住促進と空き家等の活用を一体的に推進することにより、地域の活力の維持向上を図ります。

実現の方向

① 空家等対策の推進

《市の役割》

- 亀山市空家等対策計画の推進及び亀山市空家等対策協議会の運営
- 空き家所有者等に対する注意喚起

② 「空き家情報バンク制度」の活用の促進

《市の役割》

- 空き家情報バンクの活用による移住支援
- 移住促進のための空き家の改修に伴う支援

③ 地域の特性を活かした居住環境づくり

《市の役割》

- 関宿伝統的建造物群保存地区内の景観保存支援
- 東海道沿いのまちなみ修景のための支援
- 農山村集落における空き家等の活用の促進
- 景観計画^{※32}等を踏まえた良好な居住環境づくり支援

※30 長寿命化：予防保全的な維持管理を行うことにより住宅の耐久性の向上を図り、ライフサイクルコストの縮減等をめざすこと。

※31 長期優良住宅：長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅

※32 景観計画：「景観法」に基づき、景観行政団体が、良好な景観形成を図るため、その区域、良好な景観形成に関する基本方針、行為の制限に関する事項（行為ごとの景観形成基準）等を定め、一定の行為において、届出を義務づけることにより、景観上の規制誘導を行っていくもの。

○基本的施策（主なもの）

1. 亀山市空家等対策計画の推進及び亀山市空家等対策協議会の運営

亀山市空家等対策計画に基づき、亀山市空家対策協議会を開催し、市内の空き家の状況を確認し、特定空家等、管理不全状態の空家等の認定及び所有者に対する指導などを行う。

また、空き家の利活用等の検討も行う。



○基本的施策（主なもの）

1. 亀山市空き家情報バンク活用促進事業の推進（再掲）

2. 移住促進のための空き家改修に伴う支援の推進（再掲）

- ① 空き家リノベーション支援事業
：（空家改修費を助成し、県外から市内への移住促進）
- ② 空き家リフォーム支援事業
：（空家改修費を助成し、市外から市内への移住促進）
- ③ 空き家取得費ローンの金利優遇制度

○基本的施策（主なもの）

1. 関宿伝統的建造物群保存地区内の伝統的景観の保存支援
 - ① 亀山市伝統的建造物群保存地区保存事業の推進
 - ・ 保存地区内の伝統的建造物修理に要する費用を助成する。
 - ② 保存地区内の伝統的建造物以外の建築物の保存事業の検討
 - ・ 伝統的建造物と棟続き又は、東海道沿いの伝統的建造物以外の家屋の修理に要する費用を助成する。
 - ・ 景観計画を活用した良好な居住環境づくりを支援する。

【修理の例】



修理



2. 東海道沿いのまちなみ修景のための支援の構築

東海道沿いの建造物等に対して、沿道に残る歴史的なまちなみと調和した修景に要する費用を助成する。
3. 農山村集落における空き家等の活用の促進

農山村集落における魅力の発信を行うとともに、空き家や農地、山林等の物件情報を収集発信し、田舎暮らしを希望する者の移住を促進する。
4. 景観計画を踏まえた良好な居住環境づくり支援の構築

地区の良好な景観形成を推進し、亀山の特性に応じた居住環境の維持保全を図るため、一定以上の行為が、良好な居住環境の維持保全に支障を及ぼさないよう規制誘導を図る。

【基本目標 3】住宅確保に配慮を要する人に対する居住の確保

生活困窮者等による住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、民間賃貸住宅の登録などをする「三重県あんしん賃貸住宅制度」を活用します。

また、地域の住宅困窮世帯の居住の状況、民間賃貸住宅の需給状況、家賃等の市場の状況等の住宅情報を踏まえたうえで、市営住宅の供給と住環境整備による居住サービスの向上、効率的な運用に取り組めます。

さらに、大規模災害が発生した場合の被災者等の緊急的・一時的な住宅の安定確保に向けて市営住宅の活用や応急仮設住宅^{※33}の構築等を検討します。

実現の方向

① 民間活力の導入等による市営住宅の効率的な運営

《市の役割》

- 民間活用市営住宅事業の推進

② 住宅に困窮する人に対する必要な住まいの確保

《市の役割》

- 市営住宅の供給等による安心して住み続けられる住まいづくり
 - ・市営住宅の有効活用による住宅セーフティネットの確保
 - ・市営住宅の適正かつ効率的な運営
 - ・市営住宅の長寿命化に向けた計画的な整備
 - ・大規模災害等発生時における住宅の確保に関する体制の整備

③ 民間賃貸住宅市場における住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進

《市の役割》

- 民間賃貸住宅市場での居住の安定
 - ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への安心入居に向けた普及啓発
 - ・三重県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録促進と情報提供
 - ・外国人の居住の安定を確保するための支援

^{※33} 応急仮設住宅：「災害救助法」に基づき、大規模災害によって住家が全壊（焼）流出し、居住する住家が得られない世帯のために応急的に供給する仮設住宅のこと。

○基本的施策（主なもの）

1. 民間活用市営住宅事業の推進

民間賃貸住宅を借上げ市営住宅として活用することで、住宅確保要配慮者の居住の確保を図るとともに、市営住宅の効率的な運営を図る。



○基本的施策（主なもの）

1. 市営住宅の適切な管理とストックの確保

民間賃貸住宅を借上げ、市営住宅として活用することで、住宅確保要配慮者の居住の確保を図る。

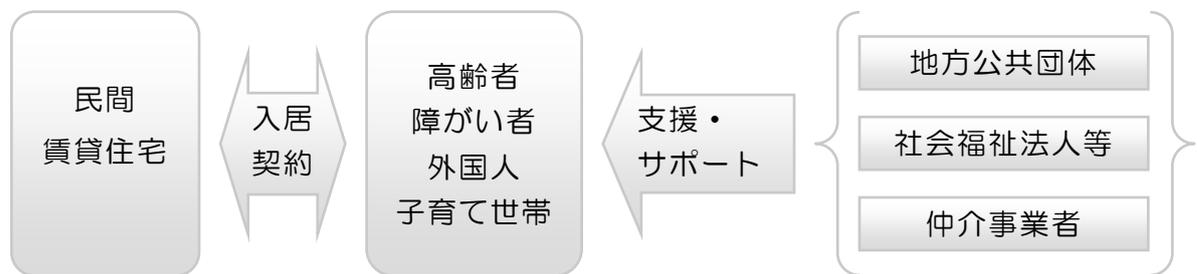
2. 亀山市公営住宅等長寿命化計画の推進

住宅確保要配慮者の居住の確保のため、老朽化する公営住宅の実情を踏まえ、用途廃止や修繕、建て替え、及びバリアフリー化の推進等を図る。

○基本的施策（主なもの）

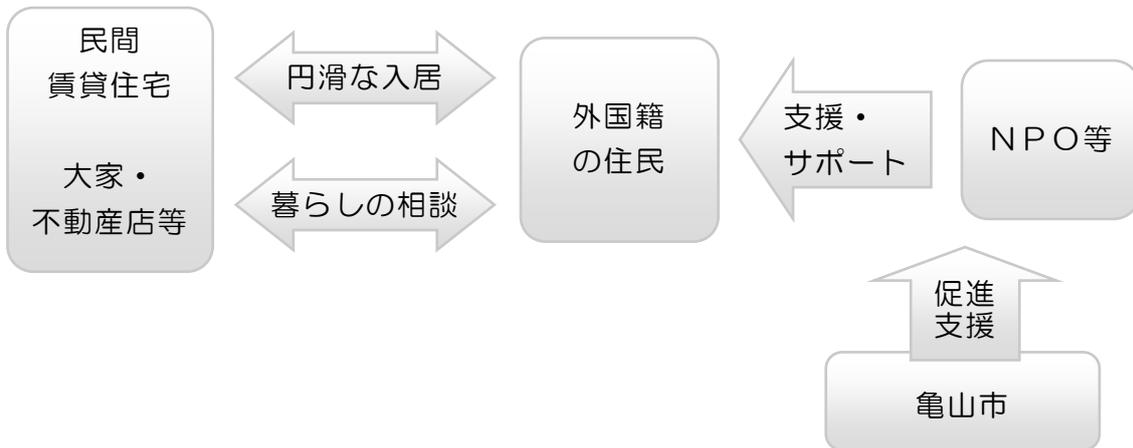
1. 三重県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業（運営のための支援等）の推進

「三重県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」とは、三重県に登録された高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯等の入居を拒まない、一定の面積、設備等の基準、耐震性を備えた民間賃貸住宅で、これからの入居に関する情報提供等、必要な支援を行う。



2. 外国人の居住の安定を確保するための支援

外国籍の人が家を借りるときの契約や入居保証人の相談など、外国籍の住民の居住の安定を確保、促進するため、必要な支援を行う。



【基本目標 4】安全で安心できる住生活を支える住まいづくり

安全で安心できる住生活を支える住まいづくりを進めるため、「災害に強い住まいづくり」「住生活の基盤となる住まいづくり」に取り組めます。

特に、生活の拠点となる住宅の耐震化は、昭和56年5月31日以前に建築された「旧建築基準」の木造住宅については、大規模地震の発生時に倒壊の危険性が高いため、耐震診断を行ったうえで、速やかに対応できるよう耐震化に対する助成制度等の情報の周知など住宅の耐震化に取り組めます。

さらに、地震発生時の安全性の確保のために、公道に面したところに設置された建築基準を満たしていないブロック塀の撤去に対する支援や避難行動要支援者^{※34} 宅の家具等転倒防止対策に取り組めます。

また、災害に備えた住まいの整備として、住宅が密集している地域は、防災機能が低下している可能性が高いことから被害の軽減対策として、狭あい道路の改善に取り組めます。

実現の方向

① 災害に強い住まいづくり

《市の役割》

- 住宅耐震に対する取組の促進
 - ・ 地域の住宅関連事業者・団体等との連携による耐震化促進のための普及啓発
 - ・ 耐震診断・耐震補強工事等の促進
 - ・ 家具等転倒防止対策の促進
- 防災面で悪影響を及ぼす空き家対策の推進

② 住生活の基盤となる住まいづくり

《市の役割》

- 住宅・宅地の安全性に関する普及啓発
- 狭あい道路の改善に向けた取組の促進
- 立地適正化計画等を踏まえた災害リスクの低い地域への住宅移転等の誘導
- 公道に面したブロック塀等の安全確保

^{※34} 避難行動要支援者：本市に居住する要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等で災害対策上、特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者をいう。

○基本的施策（主なもの）

1. 住宅耐震に対する取組の促進

① 耐震対策事業^{※35}の促進

昭和56年以前の建築物に対し、耐震補強等を行う場合の助成

- ・ 診 断： 耐震診断専門員による無料の住宅耐震診断の実施
- ・ 耐震設計・補強等の促進：耐震診断後に、住宅の補強修繕、又は解体に係る費用の助成

② 災害時要援護者宅家具等転倒防止原材料支援^{※36}

家屋内にある家具等の固定の促進を図るため、65歳以上の世帯に対して、家具転倒防止金具の支給と取付を行う。

③ 住宅関連事業者・団体等との連携による耐震化促進のための普及活動

- ・ リフォームに合わせた耐震補強工事の周知
- ・ 住戸別訪問、耐震補強相談会の実施
- ・ インターネットを活用した情報提供 など

2. 亀山市空家等対策計画の推進（再掲）

地震等による空家の倒壊は、道路の閉塞による緊急車両の通行、救助活動に支障をきたし、被害を拡大させる可能性があることから、耐震対策に関する支援の周知を図るとともに、空き家の利活用や除却などの取り組みを推進する。

※35 耐震対策事業：建築物の耐震化を促進するため、耐震改修促進法の改正に伴い耐震診断の義務付け対象となる、昭和56年5月31日までに着工された木造住宅等の耐震診断や耐震補強工事等の促進により、地震に強いまちづくりを推進する事業。

※36 災害時要援護者宅家具等転倒防止原材料支援：高齢者や在宅介護が必要な方等に対し、地震発生時の家具等の転倒事故を防ぐため、家具転倒防止器具の支給や取付を無料で行う制度

○基本的施策（主なもの）

1. 狭あい道路後退用地整備事業の推進

狭あい道路沿いの道路後退用地を道路として整備し、道路を拡幅することにより、安心・安全な住宅基盤づくりに向け、公共空間を確保する。

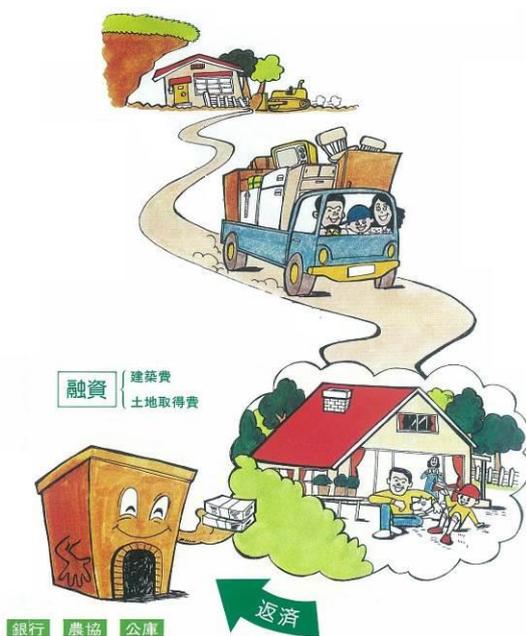
2. がけ地近接危険住宅移転事業^{※37}の推進

土砂災害特別警戒区域^{※38}に所在する住宅の移転を促進し、住宅の災害防止と住民の安全を確保する目的で危険区域から住宅を移転した際に必要な費用（建築、購入費）等に対し補助金を交付する。

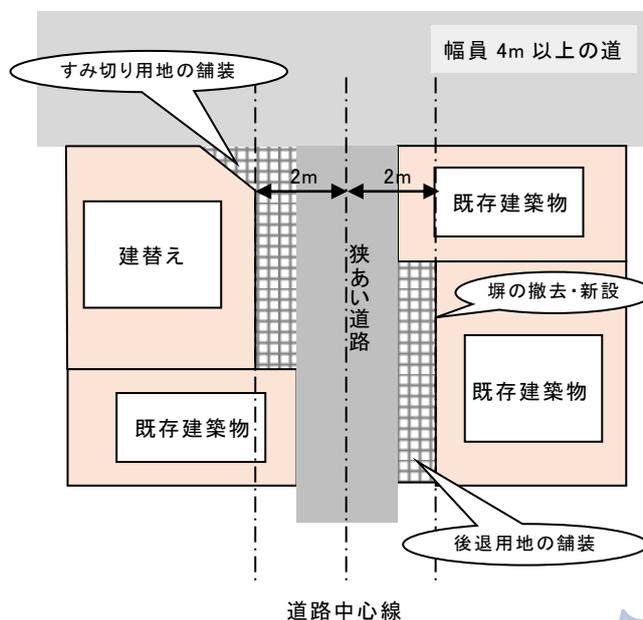
3. ブロック塀等の安全確保の促進

公道に面した高さ1m以上の建築基準を満たしていないブロック塀の除却に対して助成を行う。

亀山市がけ地近接危険住宅移転事業のイメージ
(国土交通省パンフレットより)



狭あい道路後退用地整備事業のイメージ



※37 がけ地近接危険住宅移転事業：がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に所在する住宅の移転を促進するための事業

※38 土砂災害警戒区域：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき指定される区域で、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

□ 亀山市における市営住宅の供給目標量

＜市営住宅供給の考え方＞

亀山市における市営住宅については、「亀山市公営住宅等長寿命化計画」の方針に基づき、住宅確保要配慮者や高齢者等の居住の安定確保のため、次の視点において供給を図ります。

- 住宅需要に応じた市営住宅の適正な供給と管理
- 老朽化したストックの更新・改善
- 高齢者及び障がい者に対応したバリアフリー化の推進

このため、「亀山市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、耐震・耐火構造を有している市営住宅については、修繕対応等による継続使用とし、老朽化が著しい市営住宅については、入居者の安全確保の観点から、必要な住替え等の対応を行い、用途廃止をしていきます。

また、市営住宅の用途廃止に伴う住宅供給数の不足については、民間賃貸住宅等を活用した市営住宅の供給を推進していきます。

なお、用途廃止後の市営住宅跡地については、市有地としての再利用や売り払いなどで有効に活用していきます。

平成31年度から平成40年度（10年間）の市営住宅供給目標の設定

1	民間賃貸住宅を活用するなどの市営住宅確保戸数	80戸	①近年の市営住宅の空きに伴う入居応募数を考慮し設定（30戸） ②用途廃止対象となっている市営住宅居住者の住み替え用として確保する（50戸）
---	------------------------	-----	--

※ 住替え対象住宅の居住者及び近年の入居応募者の状況を踏まえると、単身高齢者もしくは高齢者夫婦が多いことから、民間借上げ市営住宅として確保する80戸の内訳は、下記のとおりとする。

1K：40戸、1DK：30戸、2DK：10戸

◎ 《亀山市における市営住宅の保有目標量》

	H31年1月現在	H40年4月目標
市営住宅保有量	303戸 (管理数 423戸)	268戸

住宅施策の目標値

項目	指標		現状値	目標値	摘要
定住促進	亀山市空家情報バンク登録数	件	23	123	10件／年を想定
	移住・定住相談件数	件	(50)	500	50件／年を想定
	移住・定住件数	件	(2)	50	5件／年を想定
空き家対策	特定空き家等の是正割合	%	50	100	
	空き家活用（リフォーム等）件数	件	(1)	50	5件／年を想定
住宅支援	民間活用市営住宅の確保戸数	戸	74	154	民間借上げ市営住宅の供給目標
	老朽化した市営住宅の用途廃止戸数	戸	—	235	用途廃止対象市営住宅数
住宅耐震	住宅耐震化率	%	87.3	95.0	国の目標を準拠
	住宅耐震診断件数	件	(98)	1300	130件／年を想定

*現状値：平成31（2019）年3月末

目標値：平成41（2029）年3月末

（ ）書きの数値は、H30実績値

資料編

1. 住生活を取り巻く現状(各種統計調査結果等)
2. 住宅に関する亀山市民の意識調査(市民意識調査)結果

1. 住生活を取り巻く現状（各種統計調査結果等）

(1) 亀山市の住生活を取りまく基礎的な状況

注) 平成17年以前のデータは、特に断りのない限り、旧亀山市と旧関町それぞれのデータを合算した値です。

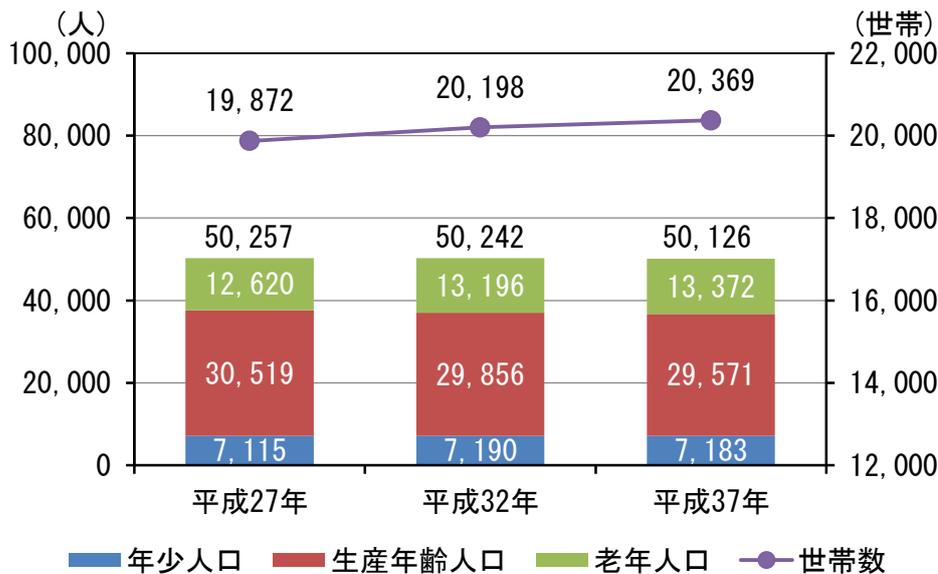
① 人口の現状と動向

・人口の推移

亀山市の人口は平成12年まで人口増加率は高くはありませんが、旧亀山市と旧関町が合併した平成17年には人口が大きく増加しています。平成22年には増加率がやや減少し、平成27年には対平成22年比で-1.5%と、人口減少へと転じました。ただし、近年の亀山市の人口動向をみると、平成29年以降は微増傾向となっています。

また第2次亀山市総合計画においては、今後も、伸び率は鈍化しながらも、少子化対策と人口の転入が転出を上回る社会増が続くものと想定し、目標年度である平成37年の総人口は50,126人を見込んでいます。

図 亀山市の人口の将来推計



資料：第2次亀山市総合計画

表 亀山市の人口の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口(人)	46,128	46,606	49,253	51,023	50,254
増加率(%)	—	(1.0)	(5.7)	(3.6)	(-1.5)

資料：国勢調査

(参考)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総人口(人)	50,409	49,903	49,726	49,795	49,935
増加率(%)	—	(-1.0)	(-0.4)	(0.1)	(0.3)

資料：亀山市(各年10月時点、H30は1時点)

・人口動態

本市の人口動態をみると、概ね社会増の傾向となっています。近年では、平成26年から転入数が横ばいとなり、転出数が転入数と大きな差がなくなったため、社会増の傾向が弱まりつつあります。

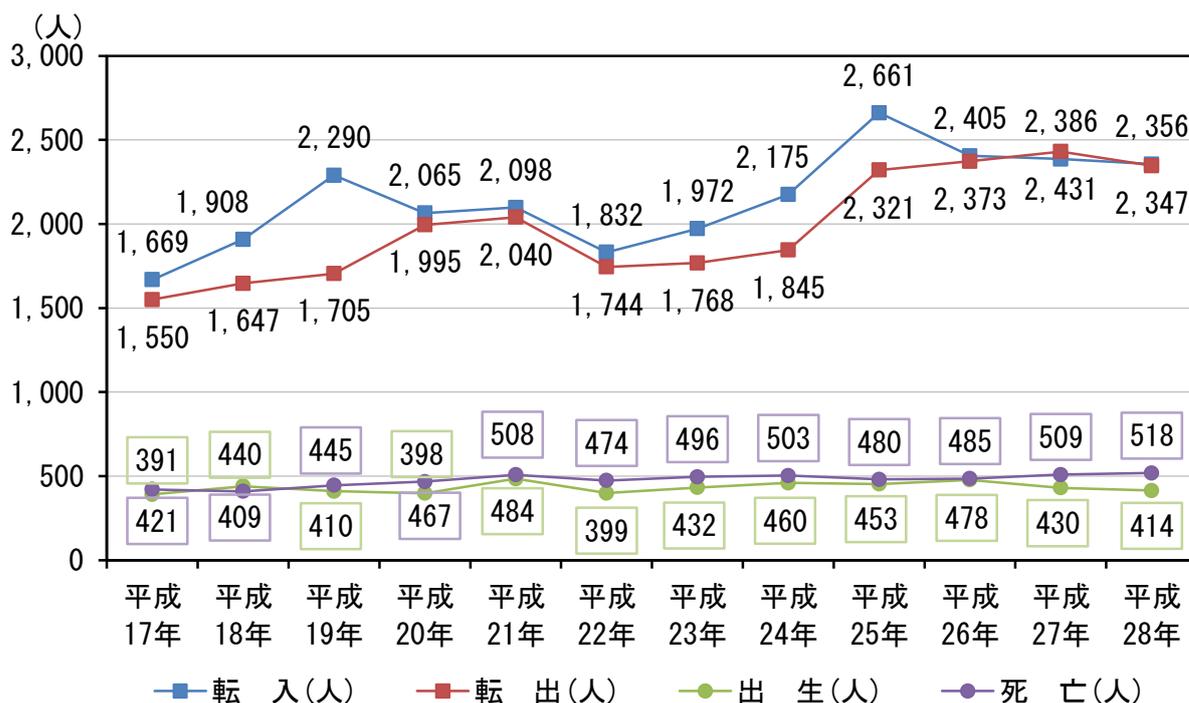
自然増減は、平成19年より自然減の傾向となっています。

表 亀山市の人口動態

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
社会増減(人)	119	261	585	70	58	88	204	330	340	32	-45	9
転入(人)	1,669	1,908	2,290	2,065	2,098	1,832	1,972	2,175	2,661	2,405	2,386	2,356
転出(人)	1,550	1,647	1,705	1,995	2,040	1,744	1,768	1,845	2,321	2,373	2,431	2,347
自然増減(人)	-30	31	-35	-69	-24	-75	-64	-43	-27	-7	-79	-104
出生(人)	391	440	410	398	484	399	432	460	453	478	430	414
死亡(人)	421	409	445	467	508	474	496	503	480	485	509	518
増減(人)	89	292	550	1	34	13	140	287	313	25	-124	-95

資料：「住民基本台帳」

図 亀山市の人口動態



地区別の自然増減をみると、井田川、川崎で高い自然増を維持してきましたが、川崎で自然増が近年減少しつつあります。一方、その他の地区では自然減が続いていますが、亀山や野登と旧関町で自然減がやや増加しつつあります。

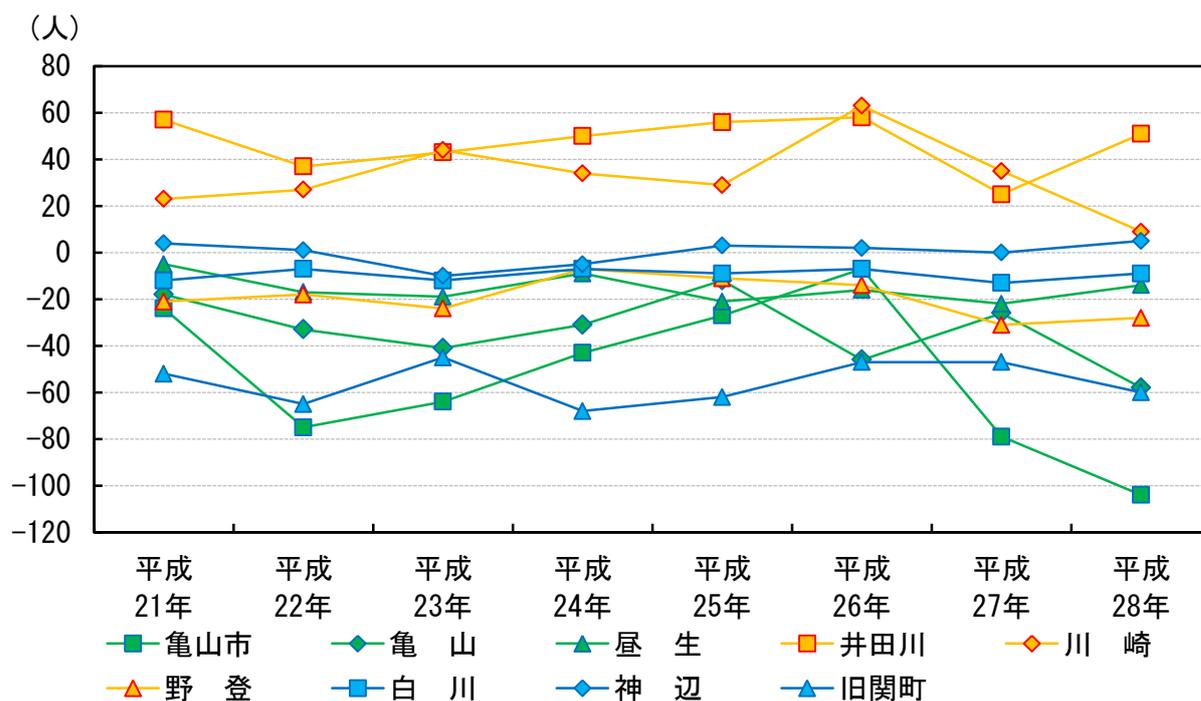
表 亀山市人口の自然増減(地区別)

(人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
亀山市	-24	-75	-64	-43	-27	-7	-79	-104
亀山	-18	-33	-41	-31	-12	-46	-26	-58
昼生	-5	-17	-19	-9	-21	-16	-22	-14
井田川	57	37	43	50	56	58	25	51
川崎	23	27	44	34	29	63	35	9
野登	-21	-18	-24	-7	-11	-14	-31	-28
白川	-12	-7	-12	-7	-9	-7	-13	-9
神辺	4	1	-10	-5	3	2	0	5
旧関町	-52	-65	-45	-68	-62	-47	-47	-60

資料：「住民基本台帳」

図 亀山市人口の自然増減(地区別)



地区別の社会増減をみると、昼生で社会減が続いているほか、川崎、野登、旧関町が社会減へと転じています。全体的に社会増傾向にありますが、平成25年以降増加数は大きく減少し、平成27年には市として社会減となっています。

表 亀山市人口の社会増減(地区別)

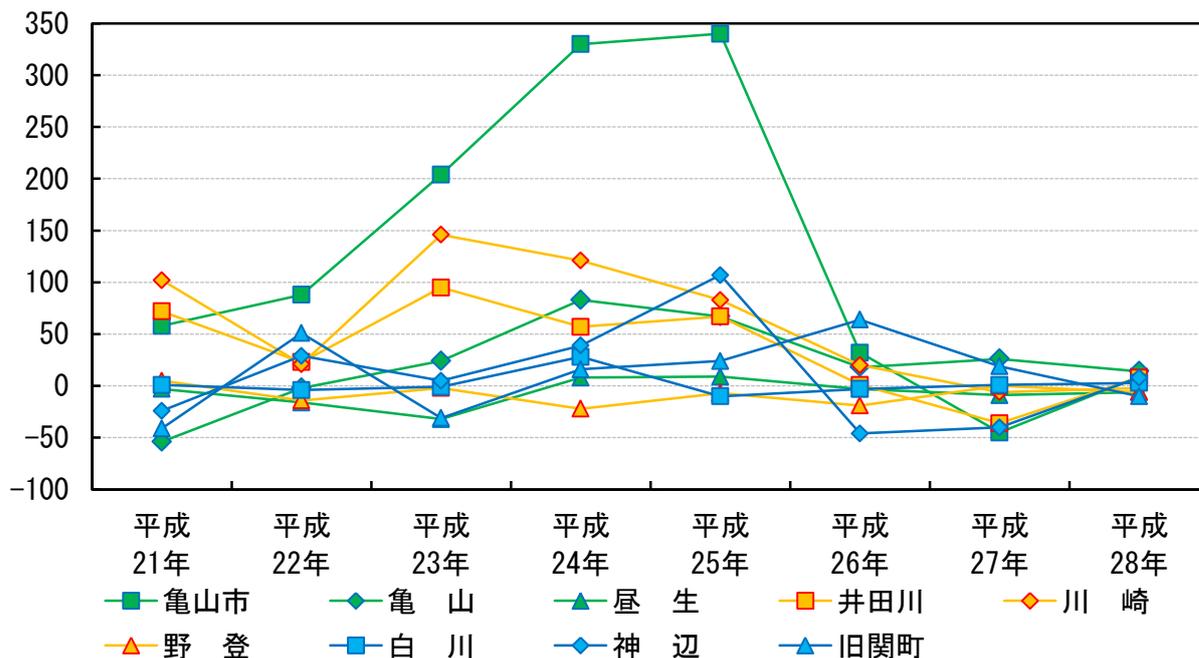
(人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
亀山市	58	88	204	330	340	32	-45	9
亀山	-54	-2	24	83	67	18	26	14
昼生	-3	-16	-32	8	9	-3	-9	-6
井田川	72	23	95	57	67	1	-36	8
川崎	102	21	146	121	83	20	-6	-2
野登	5	-14	-2	-22	-7	-19	0	-6
白川	1	-4	-1	28	-10	-3	1	3
神辺	-24	29	5	39	107	-46	-40	8
旧関町	-41	51	-31	16	24	64	19	-10

資料：「住民基本台帳」

図 亀山市人口の社会増減(地区別)

(人)



② 世帯数の状況と動向

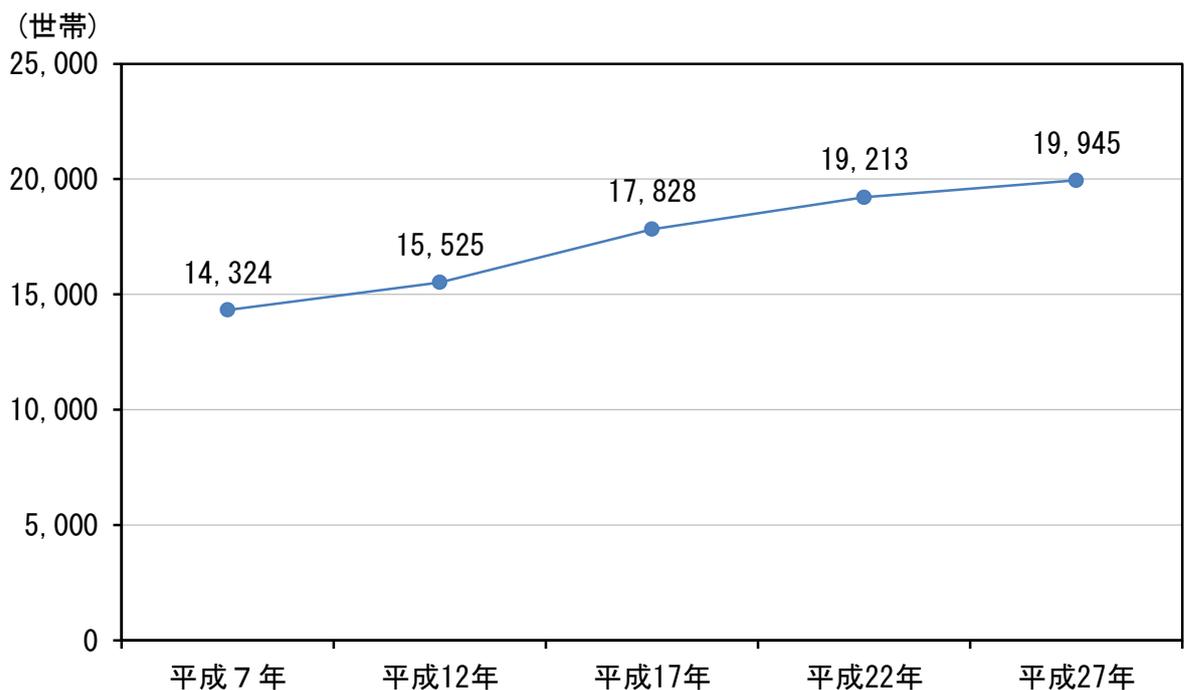
本市の総世帯数は平成7年以降増加傾向が続き、平成17年度に14.8%と高い伸びとなりましたが、平成22年度以降やや世帯増加率が減少しています。

表 亀山市の総世帯数の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数(世帯)	14,324	15,525	17,828	19,213	19,945
増加率(%)	(9.0)	(8.4)	(14.8)	(7.8)	(3.8)

資料：各年「国勢調査」

図 亀山市の総世帯数の推移



③ 世帯当たり人員数の現状と動向

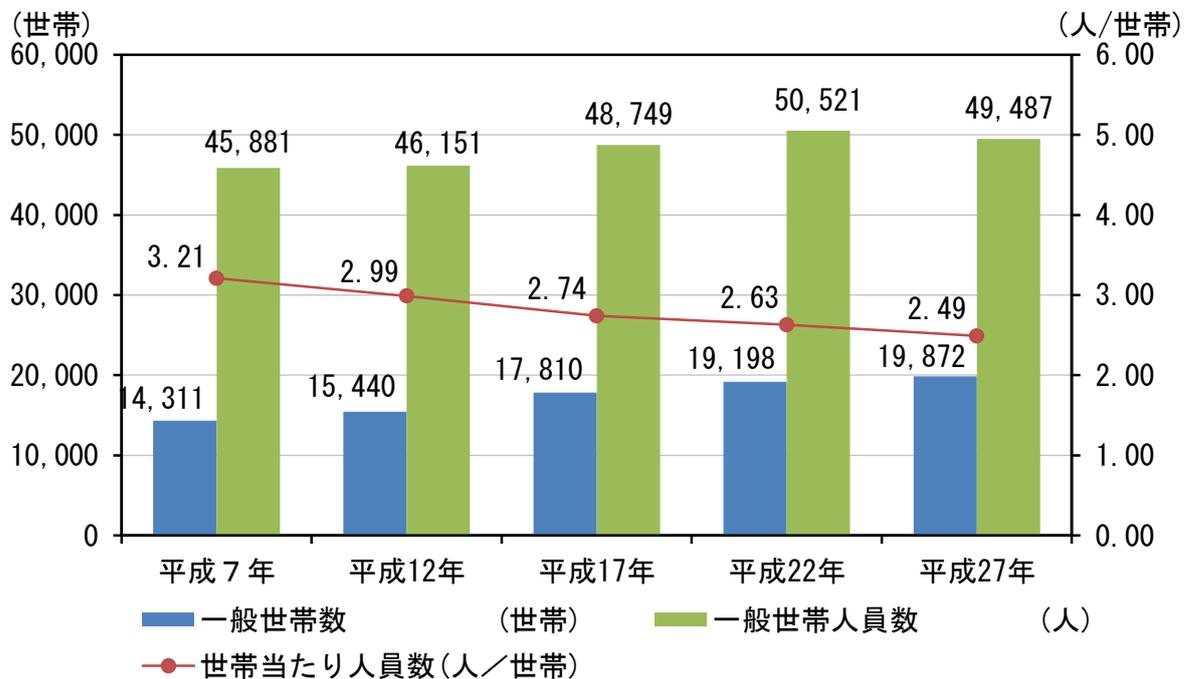
本市の一般世帯^{※39}数は総世帯数同様に増加傾向にあり、平成22年度までは大きく増加を示していますが平成27年度では微増にとどまりました。一方、世帯当たり人員数は減少を続けており、平成12年には平均で3人を下回り、以後平成27年にかけても減少が続き、平成27年度には2.49(人/世帯)と、世帯の小規模化が進んでいます。

表 亀山市の世帯当たり人員数の推移（一般世帯）

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯人員数 (人)	45,881	46,151	48,749	50,521	49,487
一般世帯数 (世帯)	14,311	15,440	17,810	19,198	19,872
世帯当たり人員数(人/世帯)	3.21	2.99	2.74	2.63	2.49

資料：各年「国勢調査」

図 亀山市の世帯当たり人員数の推移（一般世帯）



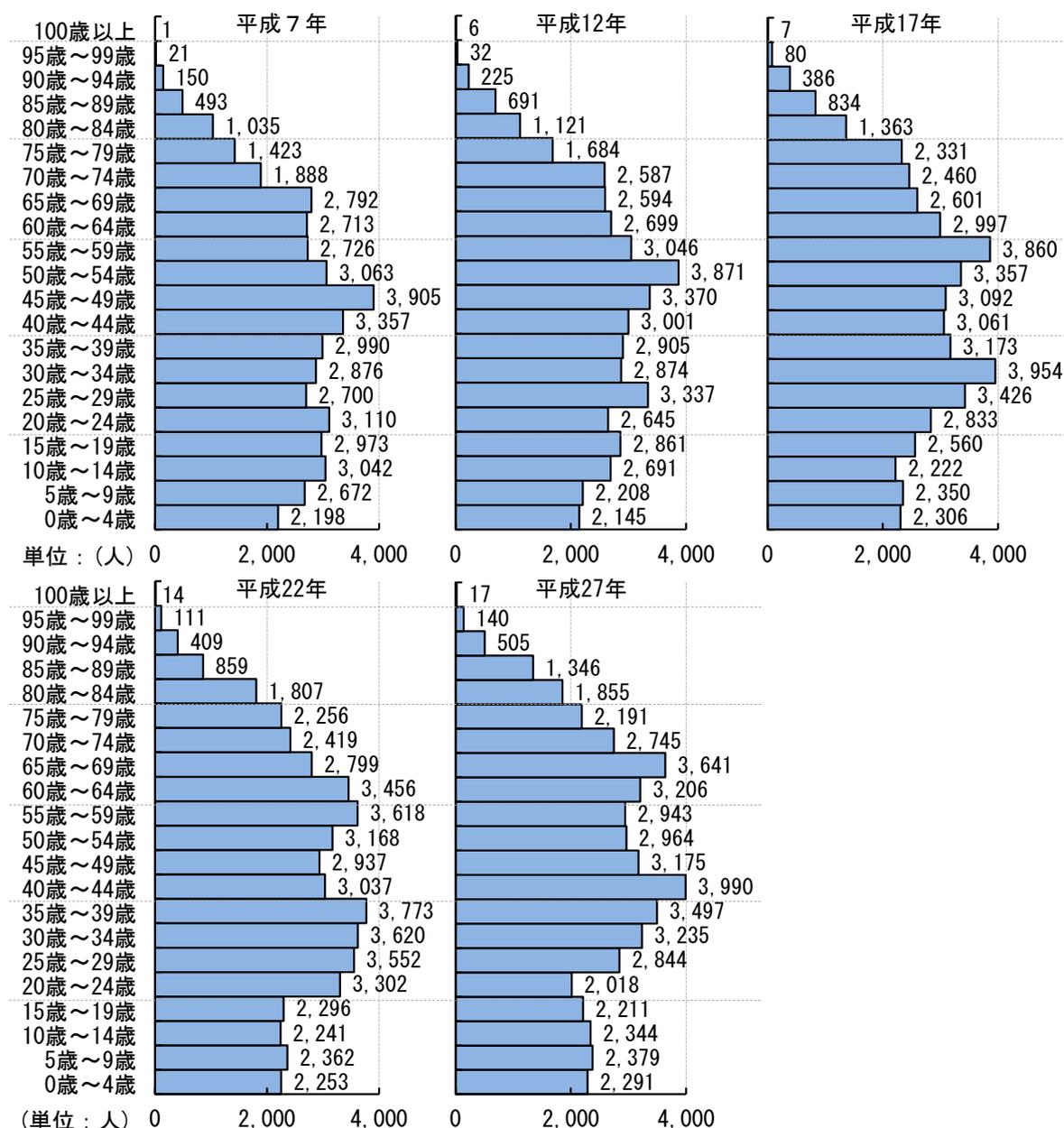
※39 一般世帯：(1)住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。(2)上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。(3)会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者。

④ 年齢毎の現状と動向

平成7年～27年までの20年間の人口の変化を5歳階級別にみると、65歳以上と0～14歳代の人口が増加傾向にありますが、全体的な年齢構成は高齢者の増加が大きく、少子高齢化に進む傾向がうかがえます。

平成7～17年と平成17～27年で比較すると、平成7～17年で減少傾向の5～14歳と40～49歳・65～69歳は平成17～27年で増加傾向にあり、特に40～45歳・65～69歳の伸びが大きくなっています。反面、平成7～17年で増加傾向の0～4歳・25～34歳・50～59歳・75～79歳は、平成17～27年で減少傾向にあります。また、15～24歳では常に減少を続けており、本市の中でも減少の割合が高くなっています。

図 亀山市の5歳階級別人口



資料：各年「国勢調査」

⑤ 少子化・高齢化の動向

年齢3階級別人口をみると15歳未満人口は、人数が平成22年まで減少傾向にあるものの、構成比は平成17年より概ね14%前後で安定しています。65歳以上人口は、人数・構成比共に急速に増加し、平成27年は25.1%を占め、高齢化社会へと移行しています。15～64歳では、人数・構成比ともに緩やかに減少傾向にあります。

表 年齢3階級別人口の推移

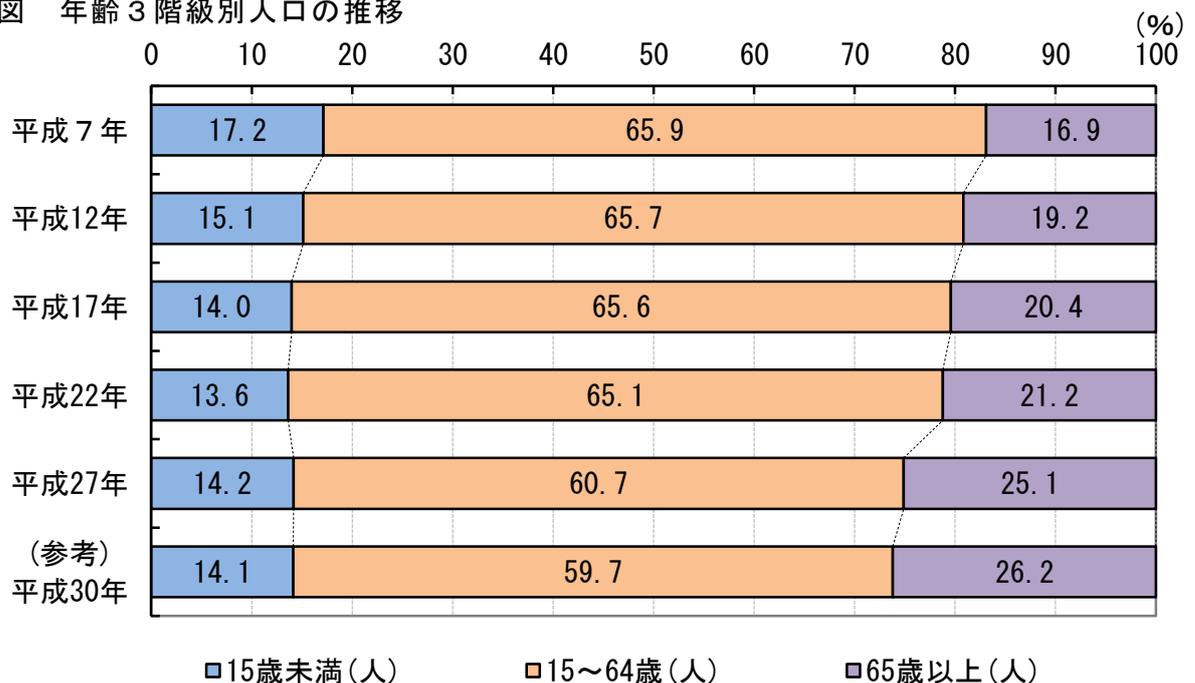
年齢区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	(参考) 平成30年
15歳未満(人)	7,912	7,044	6,878	6,856	7,014	7,018
(%)	17.2	15.1	14.0	13.6	14.2	14.1
15～64歳(人)	30,413	30,609	32,313	32,759	30,083	29,589
(%)	65.9	65.7	65.6	65.1	60.7	59.7
65歳以上(人)	7,803	8,940	10,062	10,674	12,440	12,992
(%)	16.9	19.2	20.4	21.2	25.1	26.2
合計	46,128	46,593	49,253	50,289	49,537	49,599

資料：平成7～27年は各年「国勢調査」

平成30年は市資料

注：年齢不詳を除く

図 年齢3階級別人口の推移



⑥ 人口移動の状況

本市の平成7～27年の昼夜間人口の動向は、平成7年に夜間人口^{※40}より昼間人口^{※40}が上回り、平成12年に一度逆転しましたが、平成17年より再び昼間人口が夜間人口を上回っています。また、昼夜間人口比率は、平成7年に105.5%となっていました。近年その比率は小さくなり、平成27年に101.1%と下げってきており、ベッドタウンとしての性格がやや強くなってきています。

表 亀山市の流入・流出人口の変化

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	人数 (人)	(%)								
夜間人口	46,128	100.0	46,606	100.0	49,253	100.0	51,023	100.0	50,254	100.0
流出人口	7,488	16.2	11,331	24.3	11,178	22.7	11,443	22.4	11,547	23.0
昼間人口	48,660	105.5	43,618	93.6	50,677	102.9	52,074	102.1	50,791	101.1
流入人口	10,020	20.6	8,343	19.1	12,602	24.9	11,793	22.6	11,972	23.6

資料：各年「国勢調査」

注1：流入・流出人口は15未満通学者を含む

注2：表中の(%)は(昼間人口)÷(夜間人口)×100(昼夜間人口比率)

※40 夜間人口：常住地による人口。調査時に調査の地域に常住している人口。

昼間人口：従業地・通学地による人口。従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口。

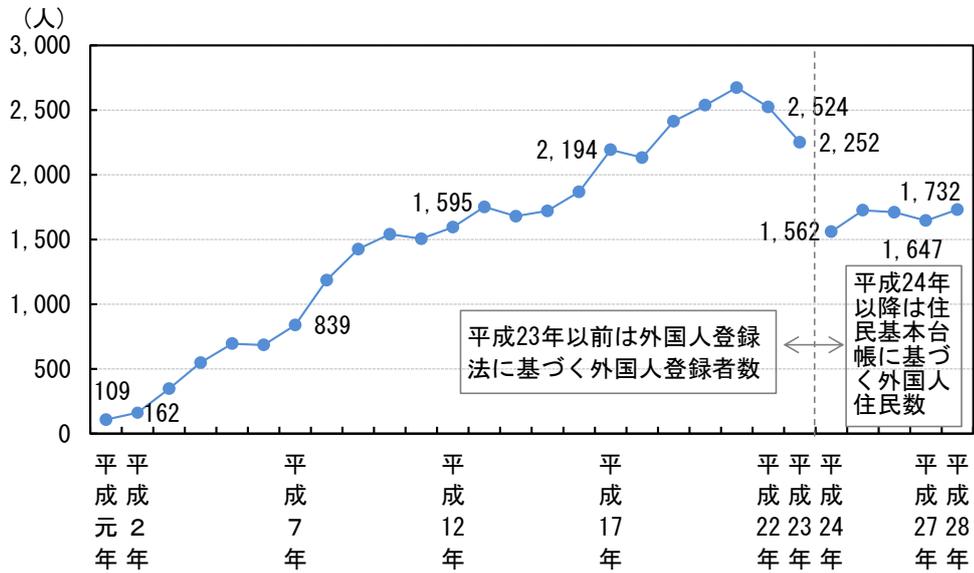
[例：A市の昼間人口の算出方法]

A市の昼間人口＝A市の夜間人口－A市からの流出人口＋A市への流入人口

したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していない。

⑦ 外国人数の現状と動向

本市の外国人数は、平成7年以降平成17年まで増加傾向にありましたが、平成22にいったん減少し、平成27年には再び増加しています。

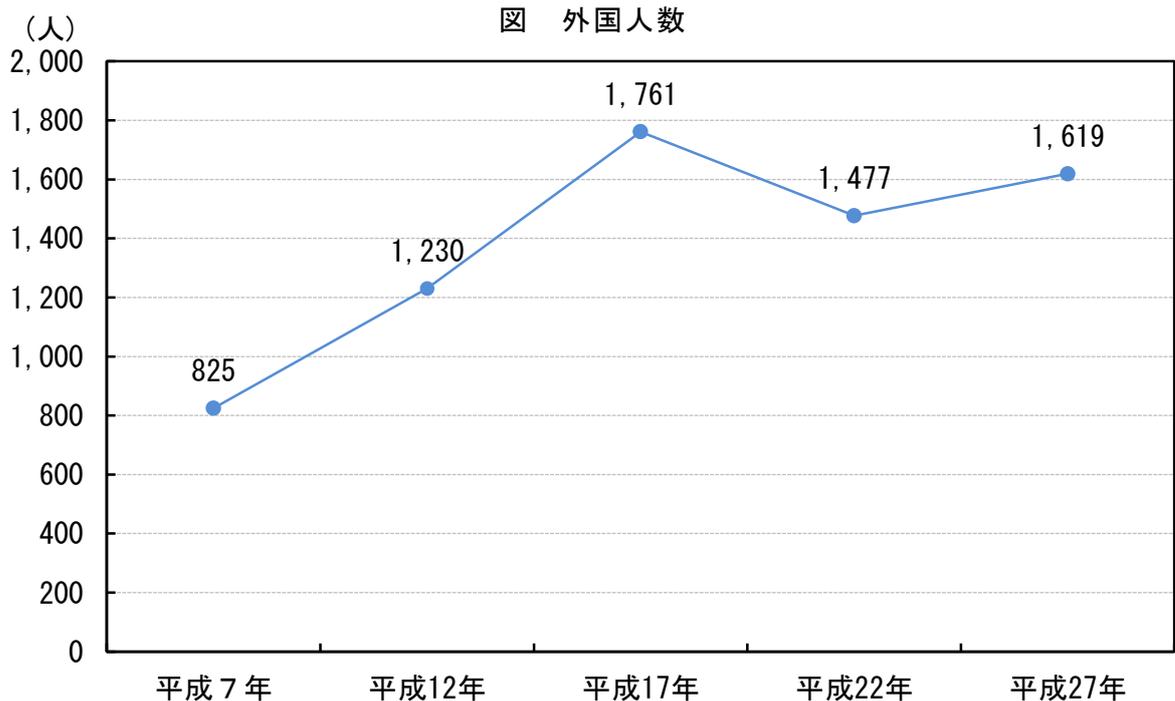


資料：県ダイバーシティ社会推進課「外国人住民数（外国人登録者数）について」、県統計課「三重県勢要覧」

表 外国人数

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
外国人数(人)	825	1,230	1,761	1,477	1,619

資料：各年「国勢調査」



⑧ その他

《工業》

本市の工業は、バブル期の影響の残る平成3年頃まで、事業所、従業者、出荷額ともに増加し、その後、いずれの指標とも概ね横ばいが続いていましたが、平成不況が顕著になった平成10年頃には事業数が減少傾向に入っています。一方、従業者、出荷額は新たな企業立地の影響などもあり平成15年より増加に転じましたが、平成20年のリーマンショックにより、すべての指標が下落し、平成25年以降は、概ね横ばいとなっています。

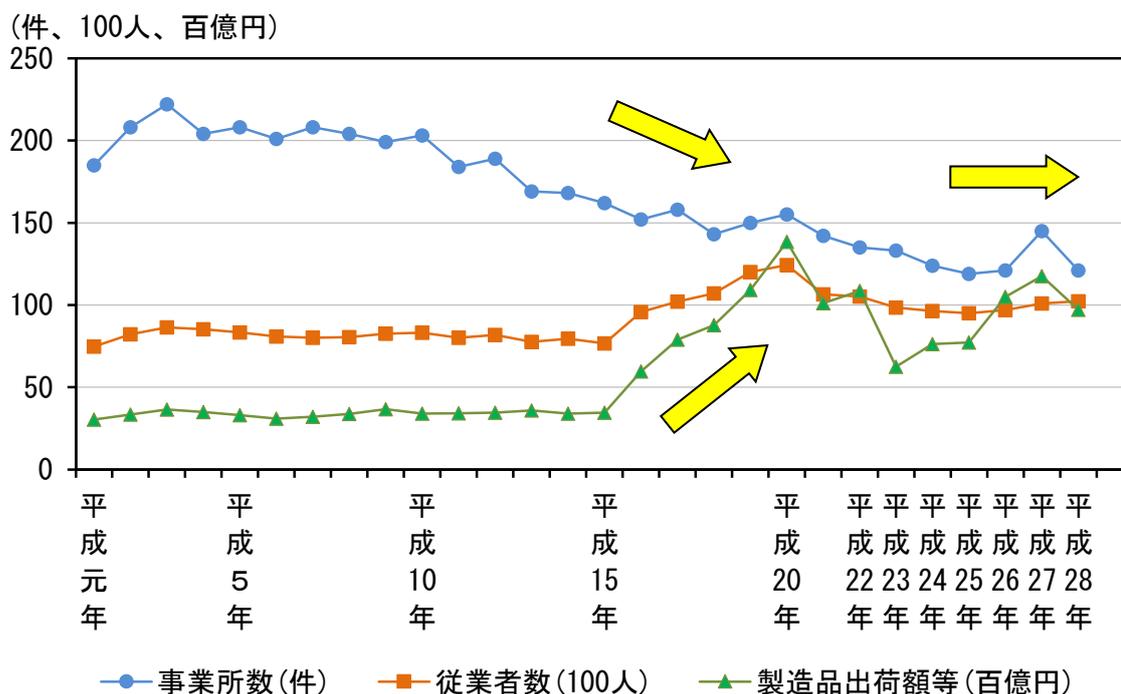
表 工業の推移（従業者4人以上の事業所）

年次	事業所数(件)	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)	年次	事業所数(件)	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
平成元年	185	7,468	30,311,518	平成16年	152	9,583	59,565,631
平成2年	208	8,219	33,528,898	平成17年	158	10,206	78,952,176
平成3年	222	8,651	36,501,635	平成18年	143	10,701	87,667,724
平成4年	204	8,521	34,878,711	平成19年	150	12,008	109,204,797
平成5年	208	8,345	33,082,381	平成20年	155	12,438	138,431,396
平成6年	201	8,081	30,928,882	平成21年	142	10,657	101,149,764
平成7年	208	8,004	32,054,705	平成22年	135	10,523	108,601,467
平成8年	204	8,042	33,824,643	平成23年	133	9,846	62,474,895
平成9年	199	8,267	36,626,291	平成24年	124	9,630	76,366,569
平成10年	203	8,312	34,042,535	平成25年	119	9,498	77,167,993
平成11年	184	8,014	34,129,814	平成26年	121	9,701	104,946,680
平成12年	189	8,181	34,574,048	平成27年	145	10,088	117,657,007
平成13年	169	7,758	35,886,833	平成28年	121	10,235	97,086,517
平成14年	168	7,953	34,064,580				
平成15年	162	7,669	34,505,037				

資料：各年「工業統計調査」

注：平成16年以前の数値は旧亀山市と旧関町のデータを合算した値

図 工業の推移（従業者4人以上の事業所）



《商業》

本市では商店数の減少が続いています。その一方で、従業者数はやや増加傾向にあり、郊外型大規模店の展開などの影響がうかがえます。また、販売額は平成11年から平成16年にかけて、人口や製造品出荷額などの増加と同調して、顕著な増加傾向を示しますが、平成19年には、増加前の販売額まで減少し平成26年は概ね横ばいとなっています。

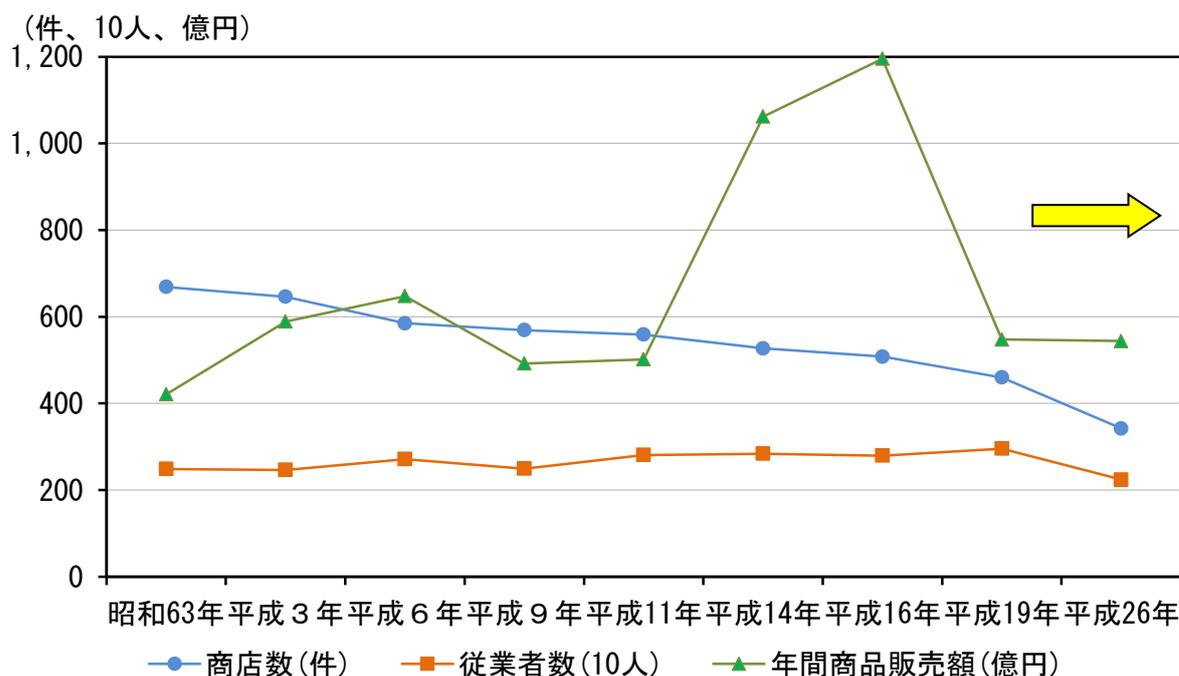
表 商業の推移

年次	商店数 (件)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)
昭和63年	669	2,486	42,099
平成3年	646	2,465	58,909
平成6年	585	2,715	64,748
平成9年	569	2,494	49,209
平成11年	559	2,811	50,179
平成14年	527	2,837	106,215
平成16年	508	2,793	119,558
平成19年	460	2,955	54,753
平成26年	342	2,241	54,372

資料：各年「商業統計調査」

注：平成16年以前の数値は旧亀山市と旧関町のデータを合算した値。

図 商業の推移



(2) 亀山市の住宅事情に関する調査(住宅事情調査)

注) 住宅・土地統計調査のデータは旧亀山市のみの値です。

① 住宅ストックの状況と動向

・住宅の状況と動向

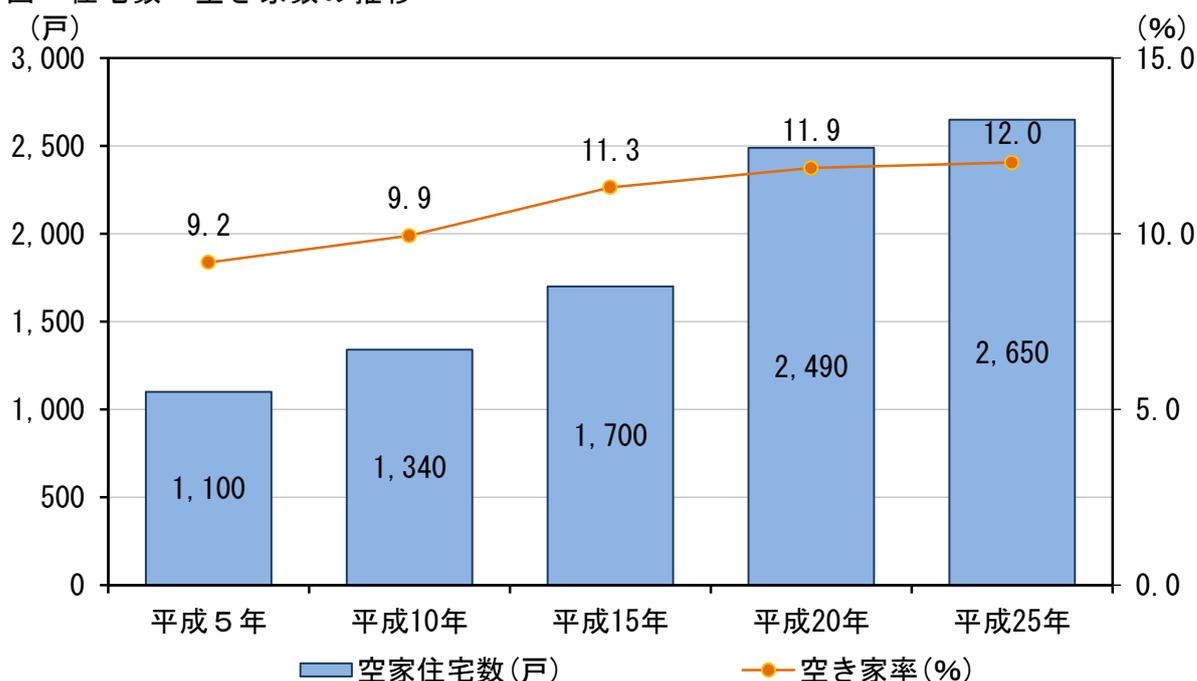
平成5～25年の空き家増加率の動向をみると、平成15年までは年率4～5%台でしたが、旧亀山市と旧関町の合併後となる平成20年の調査では、平成15年に対して年率9.3%と非常に高くなっています。また、空き家率の動向をみると、平成5・10年で10%弱、平成15・20年で11%台と、住宅総数の増加もあり、空き家の増加率ほど急速に高くなっていませんが、平成25年には12%と過去20年の間では最も高くなっています。

表 住宅数・空き家数の推移

	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年
住宅総数(戸)	11,980	13,480	15,020	20,980	22,040
居住世帯のある住宅数(戸)	10,820	12,020	13,200	18,320	19,290
空家住宅数(戸)	1,100	1,340	1,700	2,490	2,650
空き家率(%)	9.2	9.9	11.3	11.9	12.0
空き家増加率(%/年)	—	4.4	5.4	9.3	1.3

資料：平成5年「住宅統計調査」、平成10～25年「住宅・土地統計調査」

図 住宅数・空き家数の推移



・住宅ストックの状況

《建て方別》

居住世帯のある住宅数は、平成17年の合併による増加分もあり平成15年から20年にかけて5,000戸程度増加している。平成20年から25年にかけて1,000戸弱の増加があるものの、合併前の旧亀山市の平成5～15年の実績とさほど大きくは変化していません。

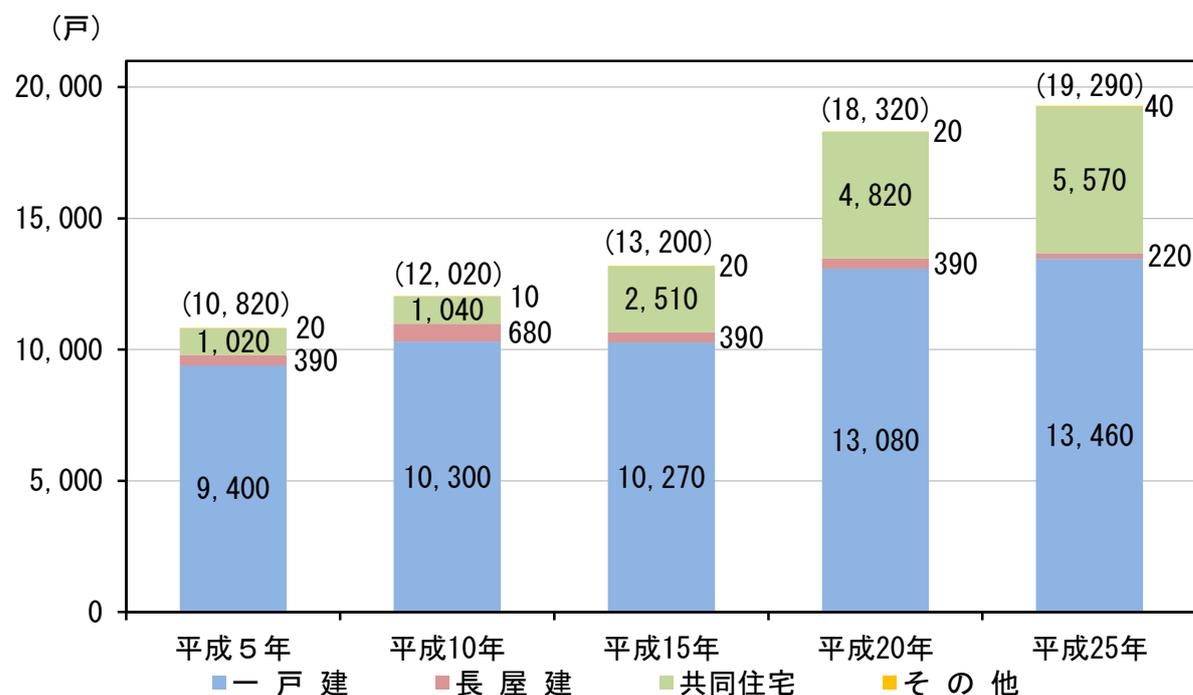
建て方別住宅数では、一戸建が平成20～25年の間で400戸弱（年間80戸程度）と一戸建ての増加が頭打ちになる一方で、共同住宅が大きく増加しています。特に平成10～15年にかけては、一戸建ての総数が減少し、共同住宅が2.4倍、平成20～25年においても1.16倍と比較的大きく増加しています。長屋建は、平成15年以降減少へと転じています。

表 建て方別住宅ストックの推移

	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年
居住世帯のある住宅数	10,820	12,020	13,200	18,320	19,290
一戸建	9,400	10,300	10,270	13,080	13,460
長屋建	390	680	390	390	220
共同住宅	1,020	1,040	2,510	4,820	5,570
その他	20	10	20	20	40

資料：平成5年「住宅統計調査」、平成10～25年「住宅・土地統計調査」

図 建て方別住宅ストックの推移



《所有関係別》

所有関係別にみると、持ち家の増加が鈍るとともに、民営借家や給与住宅の増加が顕著にみられます。民営借家は、平成10～15年の間に約64%、平成20～25年にかけて約55%の高い伸びを見せています。給与住宅は、平成10～15年にかけて約79%、平成20～25年にかけて約85%の高い伸びを見せています。

公営住宅は、平成15～20年にかけて約29%、平成20年以降は、概ね横ばいとなっています。

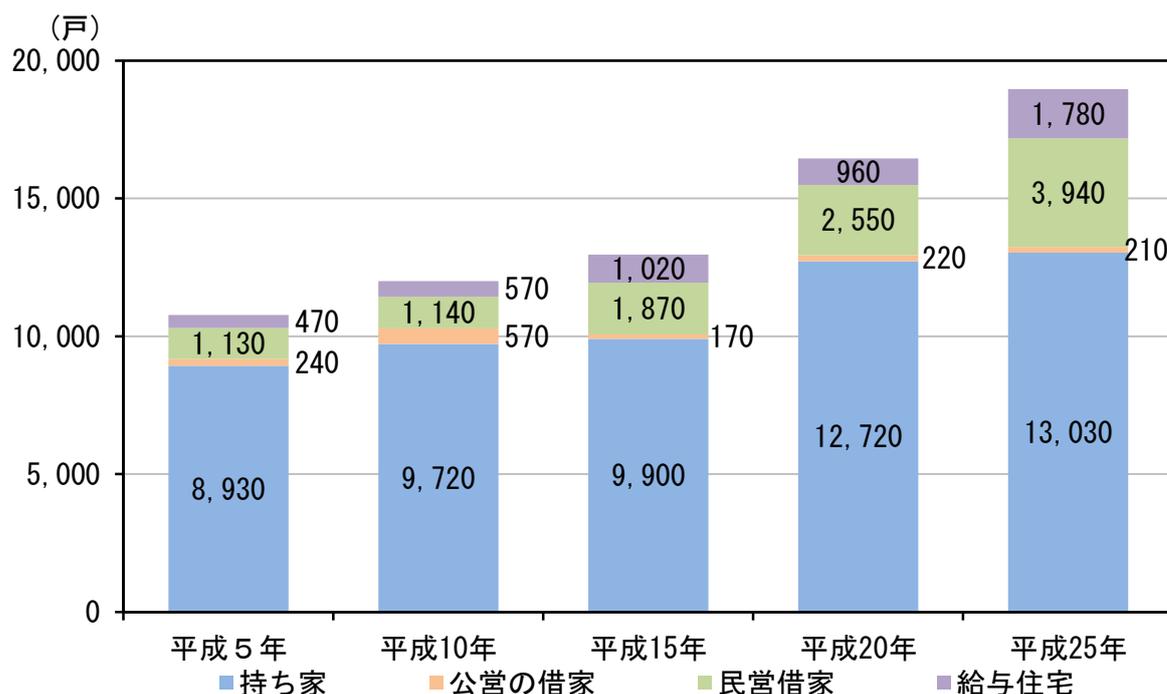
表 所有関係別住宅ストックの推移

	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年
住宅総数	11,980	13,480	15,020	20,980	22,040
居住世帯のある住宅数	10,820	12,020	13,200	18,320	19,290
持ち家	8,930	9,720	9,900	12,720	13,030
借家計	1,880	2,290	3,060	3,730	5,940
公営の借家	240	570	170	220	210
UR・公社の借家	—	—	—	—	—
民営借家	1,130	1,140	1,870	2,550	3,940
給与住宅	470	570	1,020	960	1,780

資料：平成5年「住宅統計調査」、平成10～25年「住宅・土地統計調査」

注：各値は「不詳」の扱いが集計ごとに異なるため対象の合計は必ずしも一致しません。

図 所有関係別住宅ストックの推移



《建築時期別》

昭和45年以前(平成25年の調査時点で築43年以上)の住宅は、平成15年までの3千戸半ばかり、平成20年以降は2千戸半ばかり、3分の2程度減少しています。

また、平成25年の調査時点で全体の70%以上の住宅が昭和56年以降に建築されたものとなっています。昭和56年6月1日に、宮城県沖地震の尊い犠牲を踏まえ建築基準法が改正され、新しい耐震基準(いわゆる新耐震基準)が施行されています。つまり、この改正の前に建てられた住宅は大規模な震災時において崩壊等の危険が高い可能性があり、本市においては、適正な更新が望まれる住宅が約30%あることがわかります。

注) 当該調査年の当該建築時期別住宅戸数と次回調査年の5年後の建築時期別住宅数が増加しているのは、抽出調査である点や統計上の誤差と考えられます。

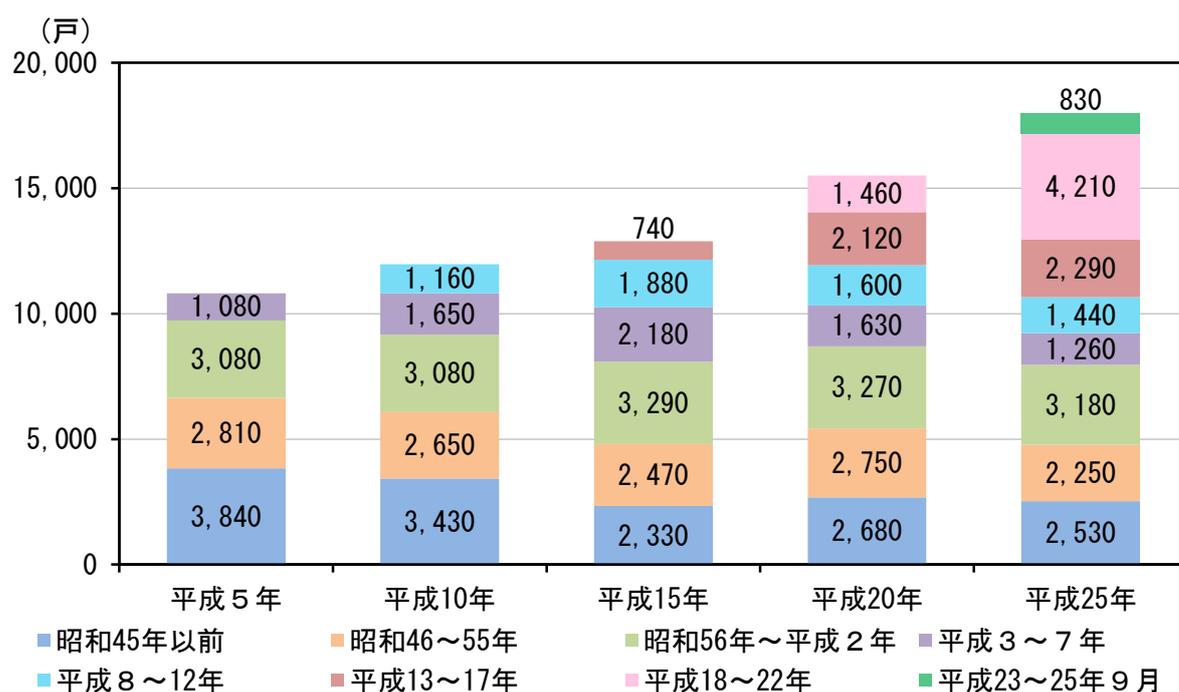
表 建築時期別住宅ストックの推移 (戸)

	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年
昭和45年以前	3,840	3,430	2,330	2,680	2,530
昭和46～55年	2,810	2,650	2,470	2,750	2,250
昭和56年～平成2年	3,080	3,080	3,290	3,270	3,180
平成3～7年	1,080	1,650	2,180	1,630	1,260
平成8～12年		1,160	1,880	1,600	1,440
平成13～17年			740	2,120	2,290
平成18～22年				1,460	4,210
平成23～25年9月					830

資料：平成5年「住宅統計調査」、平成10～25年「住宅・土地統計調査」

注：調査年が集計期間の途中にある場合は、調査年の9月までの値。

図 建築時期別住宅ストックの推移



・住宅に住む世帯の構成

《高齢者世帯》

平成25年の居住世帯のある住宅19,200戸のうち、65歳以上の単身者のみの世帯は6.1%の1,170戸、65歳以上の夫婦のみの世帯は10.1%の1,940戸です。

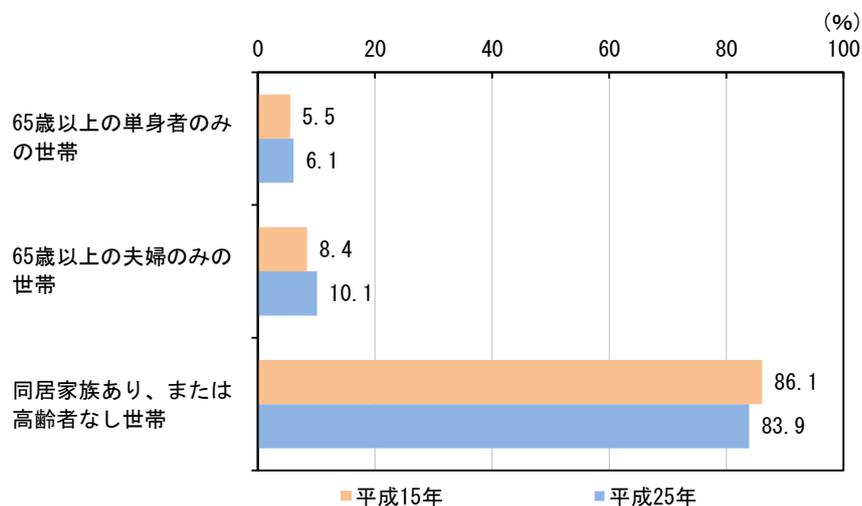


表 高齢の単身、夫婦のみの世帯数

	戸数(戸)	(%)
65歳以上の単身者のみの世帯	1,170	6.1
65歳以上の夫婦のみの世帯	1,940	10.1
同居家族あり、または高齢者なし世帯	16,180	83.9
合計	19,290	100.0

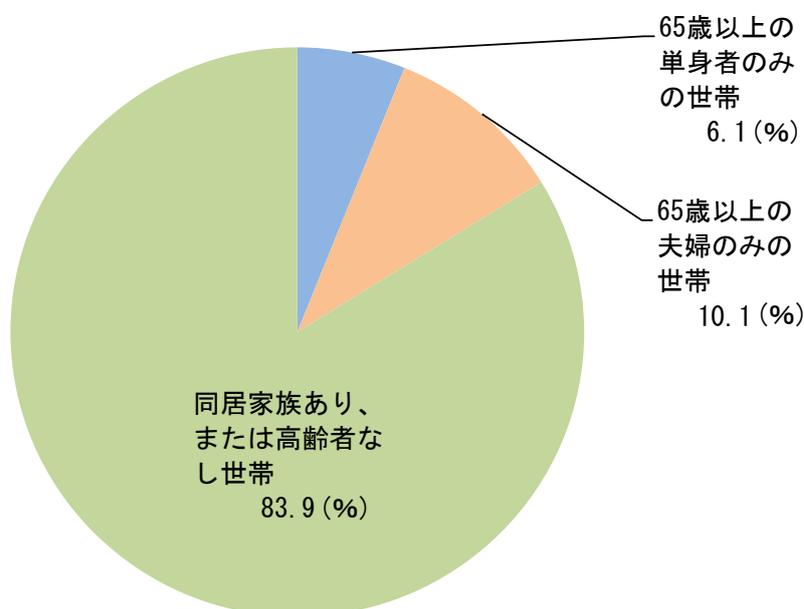
資料：「平成25年住宅・土地統計調査」

注1：65歳以上の夫婦のみ世帯は夫婦の一方が65歳以上の場合を含む。

注2：%は、四捨五入の関係で合計が必ずしも100%とはなりません。

注3：世帯総数が掲載されていないため、高齢者のみ世帯数＝高齢者のみの住宅戸数として表示しています。

図 高齢の単身、夫婦のみの世帯数



・住宅の質と居住水準

《高齢者向けの住宅》

平成25年の居住世帯のある住宅数19,290戸に対し、高齢者のための設備がある住宅は8,840戸で、その割合は45.8%です。また設備のある住宅のうち、手すりが設置されている住宅は7,070戸・36.7%（対設備のある住宅数：80.0%）、またぎやすい高さの浴槽が設置されている住宅は3,770戸・19.5%（対設備のある住宅数：42.6%）、廊下などの幅が車椅子で通行可能な住宅は2,500戸・13.0%（対設備のある住宅数：28.3%）となっています。

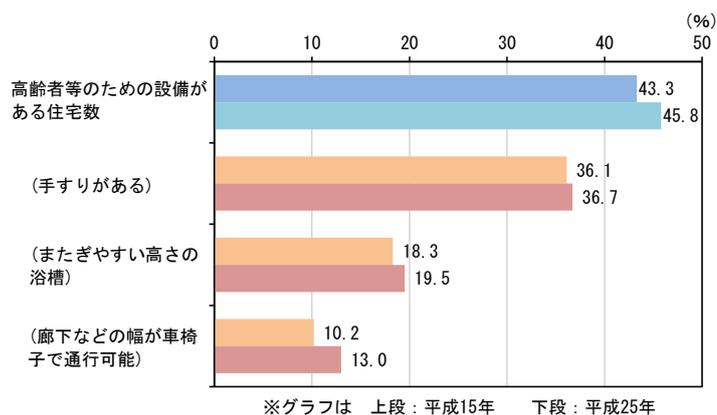
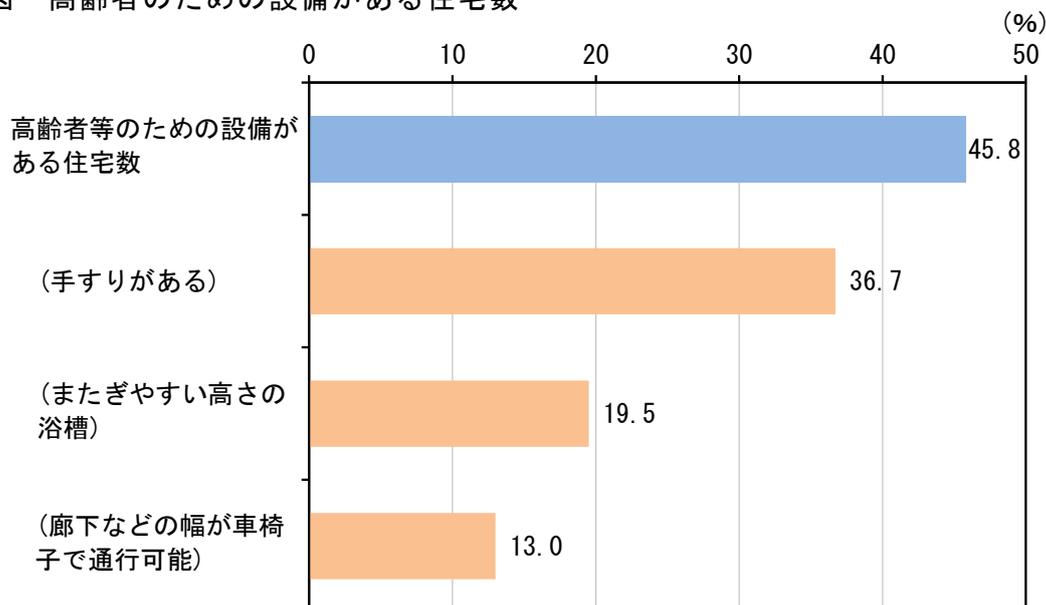


表 高齢者のための設備がある住宅数

	戸数(戸)	対①割合(%)	対②割合(%)
① 居住世帯のある住宅数	19,290	100.0	—
② 高齢者等のための設備がある住宅数	8,840	45.8	100.0
(手すりがある)	7,070	36.7	80.0
(またぎやすい高さの浴槽)	3,770	19.5	42.6
(廊下などの幅が車椅子で通行可能)	2,500	13.0	28.3

資料：「平成25年住宅・土地統計調査」

図 高齢者のための設備がある住宅数



《耐震対策》

平成25年の居住世帯のある住宅数19,290戸に対し、持ち家数13,030戸で約68%で、このうち、耐震工事を実施した持ち家は460戸で全体の2.4%（持ち家総数に対しても3.5%）となっています。

ここで、特に耐震性能上問題が多いと考えられる木造住宅についてみると、木造住宅（持ち家・借家含む）に占める、昭和56年以降建築住宅の割合は約58.2%であり、耐震工事をしていな

い木造住宅のうち、約6割の住宅は新耐震基準施行以降に建築の住宅と想定され、これらについては、耐震工事が必要の無い住宅と想定されます。

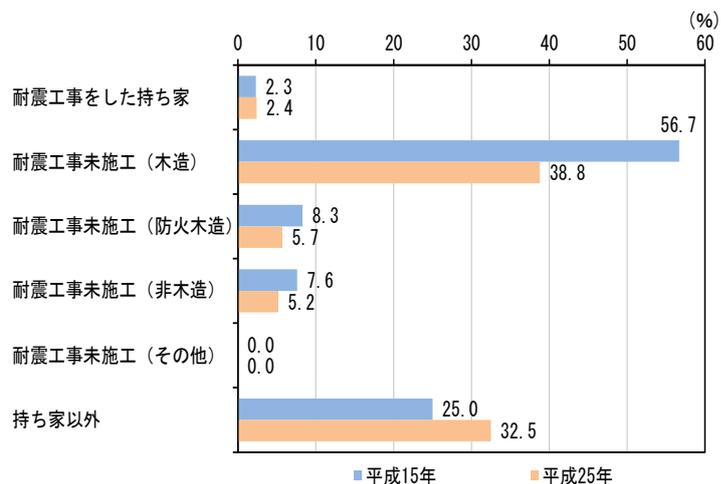
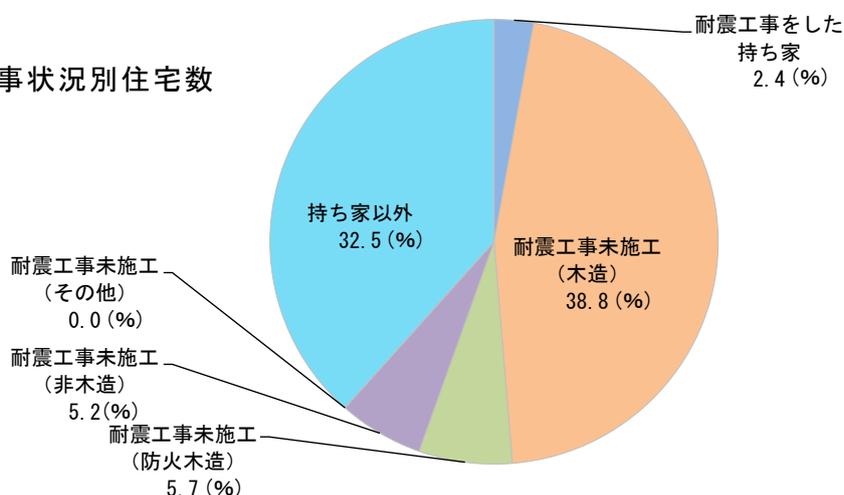


表 耐震工事状況別住宅数

	戸数 (戸)	対①割合 (%)	対②割合 (%)
住宅総数(戸)	22,040	—	—
①居住世帯のある住宅総数	19,290	100.0	—
持ち家総数	13,030	67.5	—
耐震工事をした持ち家	460	2.4	—
②耐震工事をしていない持ち家	12,570	65.2	100.0
耐震工事未施工（木造）	7,490	38.8	59.6
耐震工事未施工（防火木造）	1,090	5.7	8.7
耐震工事未施工（非木造）	1,000	5.2	8.0
耐震工事未施工（その他）	0	0.0	0.0
持ち家以外	6,260	32.5	—

資料：
「平成25年住宅・土地統計調査」

図 耐震工事状況別住宅数



《木造住宅》

昭和56年6月1日に施行された新耐震基準に基づき建設されていない住宅は、大規模な震災時において崩壊等の危険が高い可能性があることから、特に耐震性能上問題が多いと考えられる。

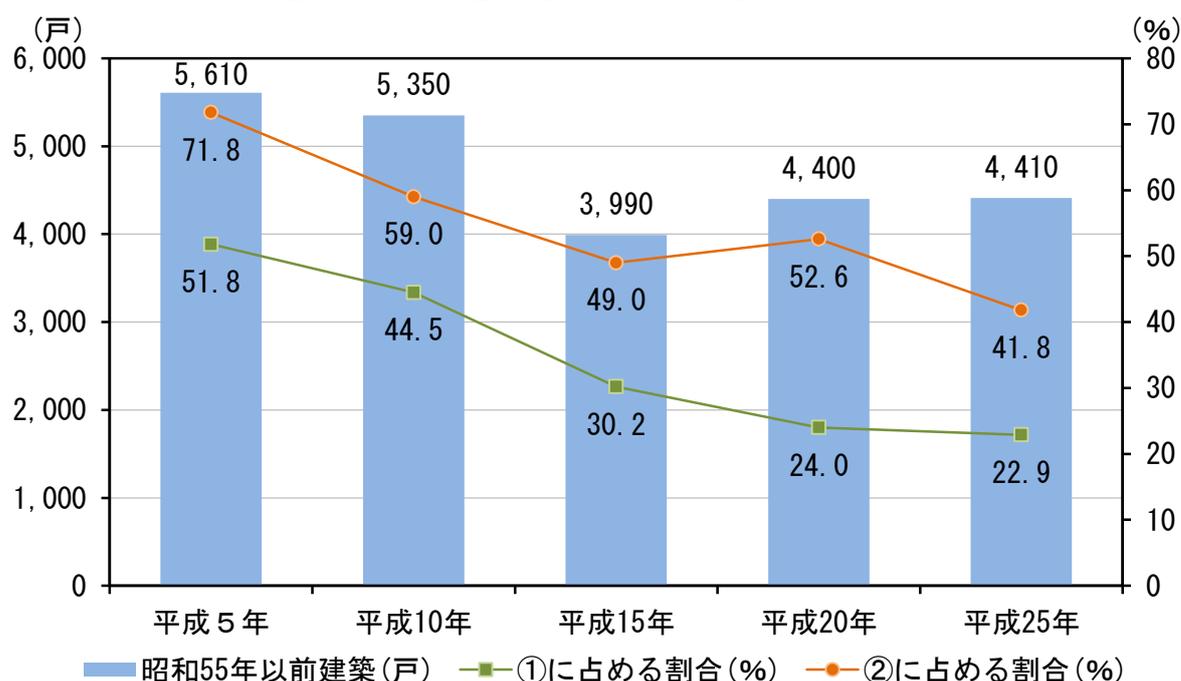
平成5～25年の20年間における昭和55年以前に建築された木造住宅の動向をみると、戸数は、平成5年の5,610戸から平成25年に4,410戸となり、戸数で約21%減少しました。また、住宅全体に占める割合は、平成5年の約52%から平成25年に約23%まで減少しています。一方、木造住宅の戸数自体は平成5年から平成15年まで減少していましたが、平成17年度の旧亀山市と旧関町との合併による影響で戸数の増加あり、平成20年に木造住宅総数に占める割合が5割を超えましたが、平成25年に再び減少傾向となっています。

表 昭和55年以前に建てられた木造住宅数・比率の推移

	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年
住宅総数(戸)	11,980	13,480	15,020	20,980	22,040
①居住世帯のある住宅数(戸)	10,820	12,020	13,200	18,320	19,290
②木造住宅総数(戸)	7,810	9,070	8,150	8,370	10,550
内、昭和55年以前建築(戸)	5,610	5,350	3,990	4,400	4,410
①に占める割合(%)	51.8	44.5	30.2	24.0	22.9
②に占める割合(%)	71.8	59.0	49.0	52.6	41.8

資料：平成5年「住宅統計調査」、平成10～25年「住宅・土地統計調査」

図 昭和55年以前に建てられた木造住宅数・比率の推移

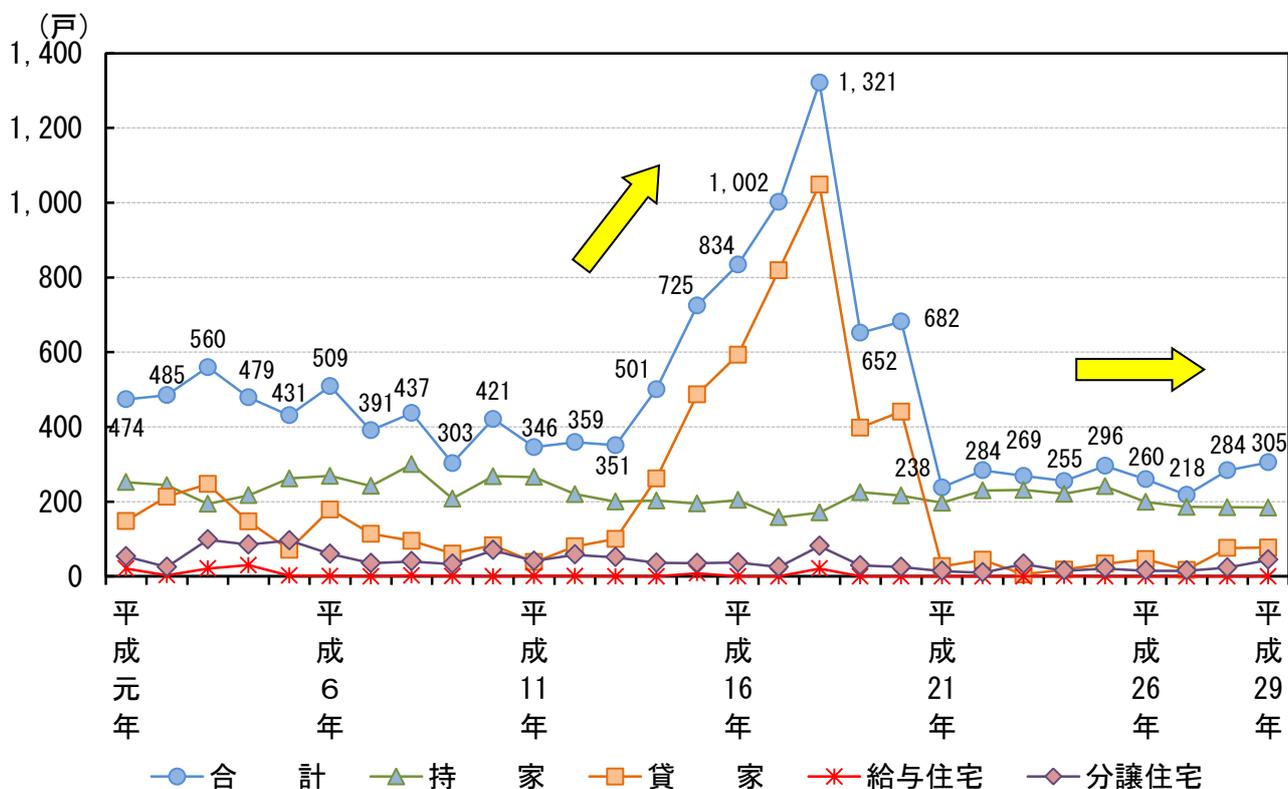


② 住宅フローの状況と動向

・新設住宅着工戸数の動向

新設着工件数全体では、平成元年以降、増減を繰り返しながらも、大きくは減少傾向にありましたが、平成13年を境に一転急増しています。これは貸家の急増が大きな要因となっています。また、持ち家は毎年200戸前後で微減傾向にあります。分譲住宅も平成3～5年頃に一度ピークを迎え、その後は低く推移していましたが、平成18年には増加傾向に転じています。給与住宅についても数は少ないものの分譲住宅と同様の傾向を示しています。

図 新設着工住宅戸数（利用関係別）



資料：各年「住宅着工統計」（国土交通省）の県による集計資料

注1：平成16年度までは、旧亀山市と旧関町の合計。

③ 公営住宅の状況

・入居者の状況

公営住宅の入居者（世帯主）の年齢構成は、世帯主が70歳以上の世帯が約43%と最も多く、次いで世帯主が65～69歳の約15%となっています。

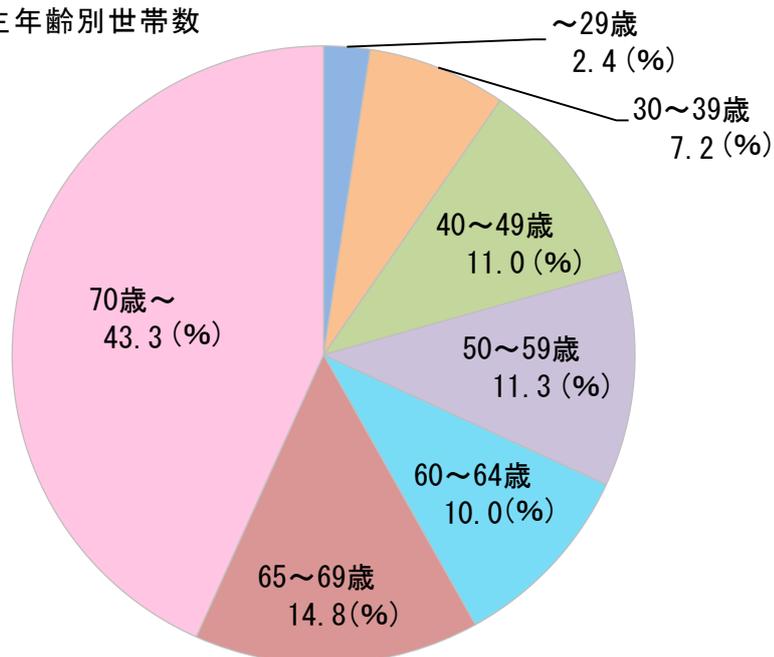
この65歳以上の高齢者の世帯主世帯が、居住世帯の約58%を占めています。。

表 公営住宅の世帯主年齢別世帯数

	～29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳～	合 計
住山住宅	1	3	9	13	18	20	56	120
和田住宅	0	0	1	4	3	3	20	31
亀田・野村住宅	0	0	0	0	0	2	3	5
鹿島住宅	1	3	2	2	0	5	16	29
栄町住宅	0	3	5	3	1	2	8	22
羽若住宅	0	2	5	2	2	3	4	18
高塚住宅	0	0	2	4	0	2	6	14
和賀住宅	0	2	2	1	1	1	4	11
井田川駅前住宅	0	0	0	2	4	5	8	19
野村団地住宅	1	2	1	0	0	0	0	4
北鹿島台住宅	2	2	0	0	0	0	0	4
若山住宅	1	2	2	1	0	0	1	7
川合住宅	1	2	3	1	0	0	0	7
新所住宅	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計(世帯)	7	21	32	33	29	43	126	291
年齢比率(%)	2.4	7.2	11.0	11.3	10.0	14.8	43.3	100.0

資料：亀山市(H30.3.31現在)

図 公営住宅の世帯主年齢別世帯数



2. 住宅に関する亀山市民の意識調査(市民意識調査)結果

(1) 調査の目的

亀山市では、10年後さらには将来に向けてのまちづくり（都市形成）の方針を示す、都市マスタープランを策定し運用しています。

また、これと併せてその個別計画となる住宅政策につきましても、本市における今後の重要な取組課題ととらえています。

この住宅に関する市民の意識調査は、住生活基本計画策定の事前調査として、市民の住生活に関するご意見を参考にすることを目的とします。

(2) 調査対象と結果

調査の対象と回収結果はつぎのとおりです。

調査対象	結果
無作為抽出 1,200 名（市内在住 18 歳以上）	回収数 477 人（回収率 39.8%）

(3) 調査期間

平成 30 年 6 月 25 日～平成 30 年 7 月 20 日

(4) 調査結果の概要

① 回答者の属性

- ・回答者は、「男性」の割合がやや低くなっています。年齢層は「60 歳代」が約 22%と最も高く、次いで「40 歳代」、「30 歳代」、「80 歳代以上」などで、平成 19 年度と比べると、「60 歳代以上」の割合が増えています。
- ・家族構成は、「夫婦と子ども世帯」が約 30%と最も高く、次いで「夫婦二人世帯」、「三世帯同居世帯」で、この 3 つで約 72%を占めます。また、高齢者世帯は約 58%あり、一人いる世帯が約 29%あります。平成 19 年度と比べると、高齢者のいる世帯の割合が増加しています。
- ・職業は、「勤め人」が約 33%と最も高く、次いで無職、主婦・主夫、パート・フリーアルバイターです。平成 19 年度と比べると、「勤め人」、「パート・フリーアルバイター」などが減少、「無職」、「主婦・主夫」などの割合が増加しています。
- ・通勤通学先は、鈴鹿市が約 24%と最も高く、その他県内・外への市外通勤通学者が約 46%を占めています。平成 19 年度と比べると、「川崎小学校区」、「その他の三重県内市町」、「関小学校区」などの割合が減少し、「鈴鹿市」、「井田川小学校区」、「亀山西小学校区」などの割合が増加しています。
- ・居住地は、井田川小学校区が約 19%と最も高く、亀山西小学校区、亀山東小学校区などが多くなっています。平成 19 年度と比べると、「亀山南小学校区」、「白川小学校区」、「神辺小学校区」などの割合が減少し、「亀山西」「井田川」などの小学校区で割合が増加しています。
- ・居住年数は、「20 年以上」が約 67%と最も高くなります。平成 19 年度と比べると、「10～20 年」で割合が減少、「20 年以上」で割合が増加しています。
- ・住宅の種類は、「一戸建て」に居住する割合が約 85%と最も高くなります。平成 19 年度と比べて、「一戸建て」の割合がやや減少と、「アパート・マンション」が増加しています。

② 住生活、住意識について

- ・住宅や住環境への満足度については、「満足」と「まあ満足」を加えた満足度をみると、満足とする割合はいずれも6割を超えています。平成19年度と比べると、その満足とする割合は高くなっています。
- ・住宅で改善を望む項目では、地震・台風の安全性について望む割合が高く、そのほかに、高齢者への配慮、住宅の防犯性、省エネルギー対応、住宅の維持管理のしやすさに対する項目が高くなっています。
いずれも安全で安心できる暮らしの確保に関する内容となりました。

③ 住宅の住み替え・改善意向について

- ・住宅の住み替え意向については、「ずっと住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」とする割合が約7割を超え、平成19年度と比べると、概ね同様の傾向となっています。
- ・また、「どちらかといえば住み替えたい」「早く住み替えたい」と回答する方の希望する住み替え先は、比較的「市内の中心市街地に」とする割合が高く、次いで「市外の中心市街地に」となっています。平成19年度と比較すると、市内の郊外志向から市内外の中心市街地への志向が高まりつつあります。
- ・住宅の住み替えや改善の意向の有無については、「無し」が約42%、「有り」が約20%と、「無し」の意向が2倍近くに達します。平成19年度と比べると、「有り」が減少し「無し」が増加しています。
- ・また、改善意向のある人の改善内容は、「リフォーム」が約55%と最も高く、改善の目的、は高齢期に対応した住宅・住環境が約40%と最も高くなっています。平成19年度と比べると、改善内容の大きな傾向は変わりませんが、家の新築や中古住宅の購入意向が増加し、目的では、高齢者対応の住宅・環境整備や住環境改善に対する割合が高くなっています。また、計画の実現に向けて困難な理由では、「特になし」を除いて「預貯金や返済能力不足」の割合が高くなっていますが、平成19年と比べると減少しており、「支払い可能な額の住宅不足」や「相談相手の情報不足」が増加しています。

④ まちなかにおける住まいについて

- ・まちなかにおける住まいについては、約28%の「とくにこだわりがない」を除いては、「住みたいと思わない」(約27%)が「住んでみたいと思う」(約10%)を3倍ほど上回っていますが、平成19年度と比べると、住みたいとは思わない割合は減少、住んでみたいが増加しています。
- ・また、まちなかに住んでみたいと思う人は、公共交通の充実や散策・買い物の利便性、公共公益施設の充実に魅力を感じています。平成19年度と比べると、飲食店・レジャーとともにこれらは減少しています。

⑤ 高齢期の住まいについて

- ・高齢期の居住形態は、現在の家にそのまま住むかリフォームして住むとする割合が、約68%と最も高くなっています。平成19年と比べると、高齢者向けの改善の減少

とともに、現在のそのままに住むが増加しています。

- ・子どもとの住まい方については、約 33%の「特にこだわりはない」を除いては、「徒歩圏内での」近居と「子と同居」がともに約 13%となっています。平成 19 年度と比べると、「子と同居」同一敷地や住棟の臨居の減少の反面、同一市区町村の近居の志向がやや高くなっています。

⑥ 子育てと理想とする住生活について

- ・子育てする環境については、「幼稚園・小学校の利便」と「まわりの道路の歩行時の安全性」が概ね 50%前後と最も多くの意見が集まっています。次いで「小児科など医療機関の利便」が続き、教育関係や医療関係施設への利便性を望む意向が多いことがわかります。平成 19 年と比べると、「託児・保育所の利便」に対する意見がやや増加しています。

⑦ 今後の市営住宅について

- ・今後の市営住宅については、まず 1 番目に「住宅困窮者を対象」と「中高所得者にも広げる」回答する割合が最も高くなっています。2 番目に「民間活力・家賃補助」や「市営住宅廃止・直接補助」とする割合も高くなっています。平成 19 年度と比べると大きな違いはありませんが、1 番目では「住宅困窮者のみを対象とした市営住宅」の割合が、2 番目では「中高所得者にも間口を広げる」の割合がやや増加しています。
- ・将来的には「様々な人が交流できる住宅」や「高齢者が住み続けられる」、若年ファミリー向けで「医療・福祉施設に隣接する市営住宅」、「交通機関へのアクセス」など、多様性が求められていることがわかります。平成 19 年と比較すると、「生活支援サービスが受けられる」や「災害時の避難場所」、「様々な人が交流できる」、「交通機関へのアクセス」、「生活支援サービスが受けられる」や「文化施設や商店街への利便性」などの割合もやや増加しています。

(5) 各設問の回答結果の概要

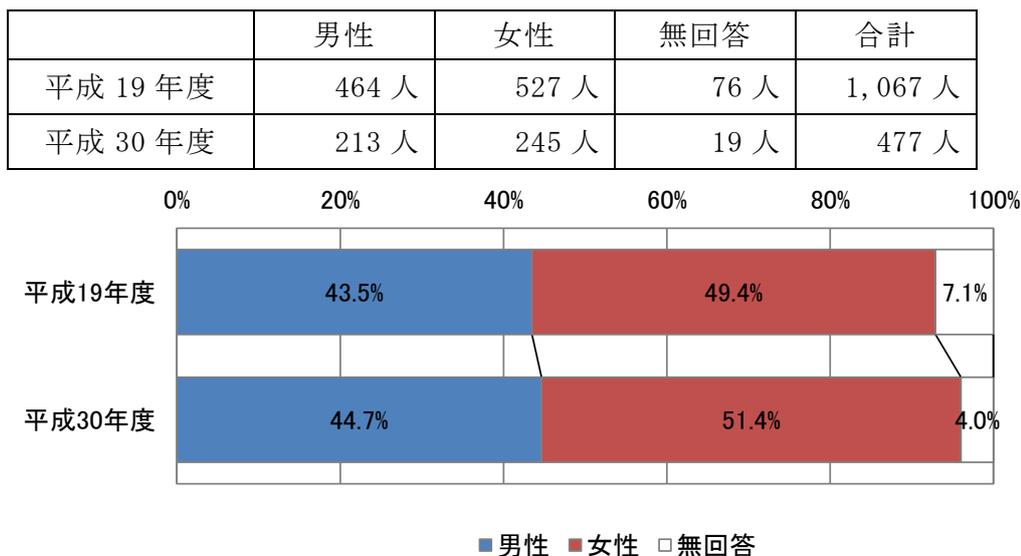
各設問に対する回答状況は次のとおりです。

1. あなたの性別・年齢・職業・家族構成について、該当する番号に○をつけてください。

【性別】

平成30年度の回答者は、「男性」44.7%、「女性」51.4%です。

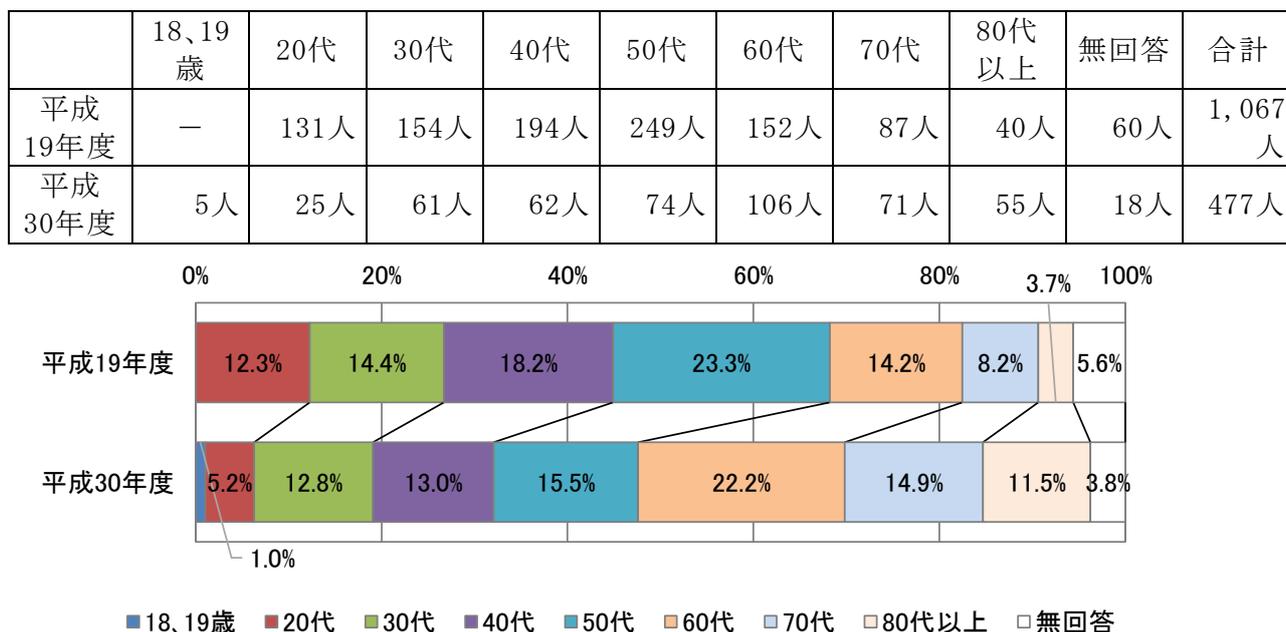
平成19年度と同様、「女性」の割合がやや多くなっています。



【年齢】

平成30年度の回答者は、「60歳代」(22.2%)が最も多く、次いで「50歳代」(15.5%)、「70歳代」(14.9%)、「40歳代」(13.0%)、「30歳代」(12.8%)、「80歳代以上」(11.5%)などの順です。

平成19年と比べると、「60歳代以上」の割合が増えています。

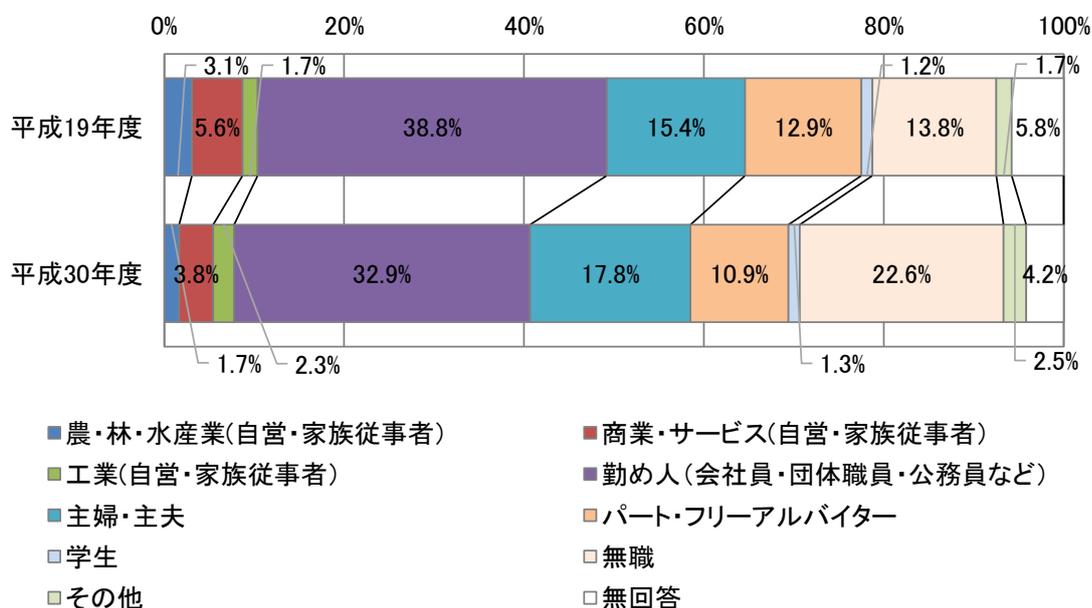


【職業】

平成 30 年度の回答者は、「勤め人」(32.9%)が最も多く、次いで「無職」(22.6%)、「主婦・主夫」(17.8%)、「パート・フリーアルバイター」(10.9%)などの順です。

平成 19 年度と比べると、「勤め人」、「パート・フリーアルバイター」などの割合が減少し、「無職」、「主婦・主夫」、などの割合が増加しています。

	平成 19 年度	平成 30 年度
農・林・水産業(自営・家族従事者)	33 人	8 人
商業・サービス(自営・家族従事者)	60 人	18 人
工業(自営・家族従事者)	18 人	11 人
勤め人(会社員・団体職員・公務員など)	414 人	157 人
主婦・主夫	164 人	85 人
パート・フリーアルバイター	138 人	52 人
学生	13 人	6 人
無職	147 人	108 人
その他	18 人	12 人
無回答	62 人	20 人
合計	1,067 人	477 人

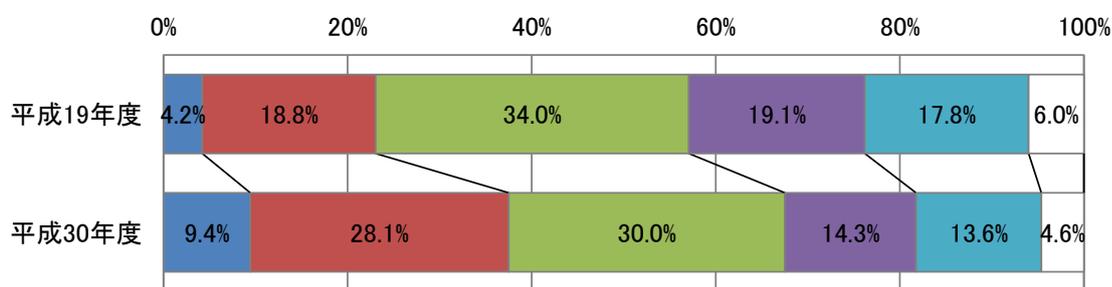


【家族構成】

平成 30 年度の回答者は、「夫婦と子ども世帯」(30.0%)が最も多く、次いで「夫婦二人世帯」(28.1%)、「三世代以上同居世帯」(14.3%)などの順です。

平成 19 年度と比べると「三世代以上同居」、「夫婦と子ども」などの割合が減少し、「夫婦二人」、「一人暮らし」などの割合が増加しています。

	一人暮らし	夫婦二人	夫婦と子ども	三世代以上同居	その他	無回答	合計
平成 19 年度	45 人	201 人	363 人	204 人	190 人	64 人	1,067 人
平成 30 年度	45 人	134 人	143 人	68 人	65 人	2 人	477 人



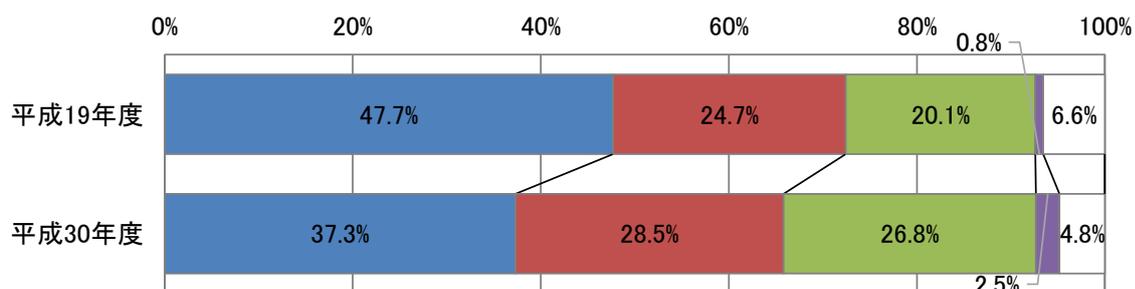
■一人暮らし ■夫婦二人 ■夫婦と子ども ■三世代以上同居 ■その他 □無回答

【65 歳以上の同居者】

平成 30 年度の回答者は、高齢者が「いない」家庭(37.3%)が最も多く、次いで「一人いる」(28.5%)、「二人いる」(26.8%)などの順です。

平成 19 年度と比べると、高齢者が「いない」家庭の割合が減少し、「二人いる」、「一人いる」、「三人以上いる」家庭の割合が増加しています。

	いない	一人いる	二人いる	三人以上いる	無回答	合計
平成 19 年度	509 人	264 人	215 人	9 人	70 人	1,067 人
平成 30 年度	178 人	136 人	128 人	12 人	23 人	477 人



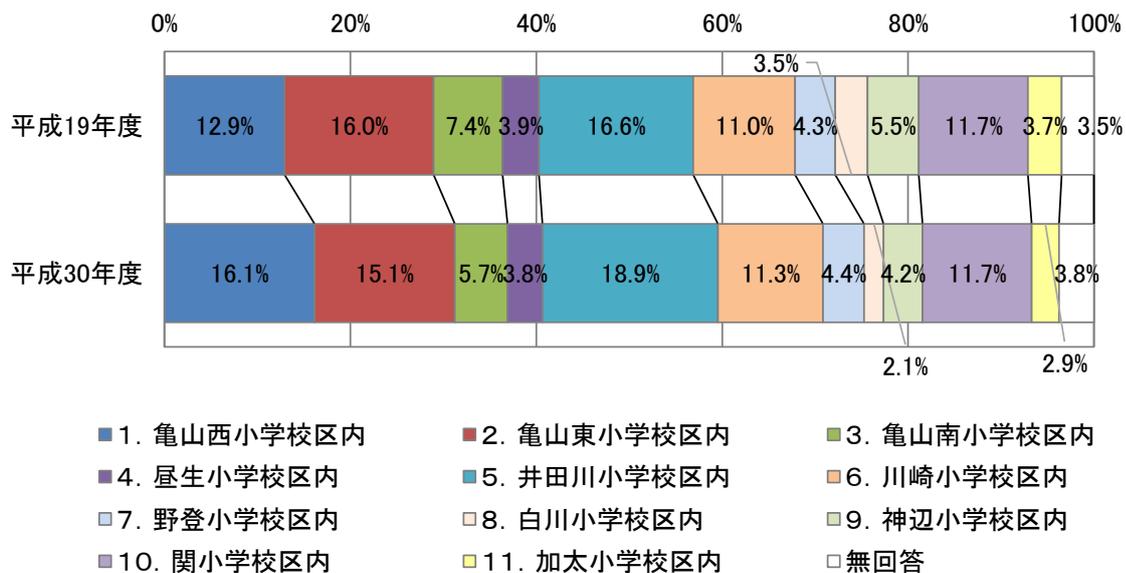
■いない ■一人いる ■二人いる ■三人以上いる □無回答

2. あなたがお住まいの場所及びお勤め又は通勤先の場所について、項目ごとにそれぞれ該当する番号を選んで右の回答欄に○をつけてください。

平成 30 年度の居住場所で多いのは、「井田川小学校区」(18.9%)、「亀山西小学校区」(16.1%)、「亀山東小学校区」(15.1%)などの順です。一方、「白川小学校区」(2.1%)、「加太小学校区」(2.9%)、「昼生小学校区」(3.8%)、「神辺小学校区」(4.2%)、「野登小学校区」(4.4%)が5%未満と少なくなっています。

平成 19 年度と比べると「亀山南小学校区」、「白川小学校区」、「神辺小学校区」などの割合が減少し、「亀山西」「井田川」などの小学校区の割合が増加しています。

	平成 19 年度	平成 30 年度
1. 亀山西小学校区内	138 人	77 人
2. 亀山東小学校区内	171 人	72 人
3. 亀山南小学校区内	79 人	27 人
4. 昼生小学校区内	42 人	18 人
5. 井田川小学校区内	177 人	90 人
6. 川崎小学校区内	117 人	54 人
7. 野登小学校区内	46 人	21 人
8. 白川小学校区内	37 人	10 人
9. 神辺小学校区内	59 人	20 人
10. 関小学校区内	125 人	56 人
11. 加太小学校区内	39 人	14 人
無回答	37 人	18 人
合計	1,067 人	477 人

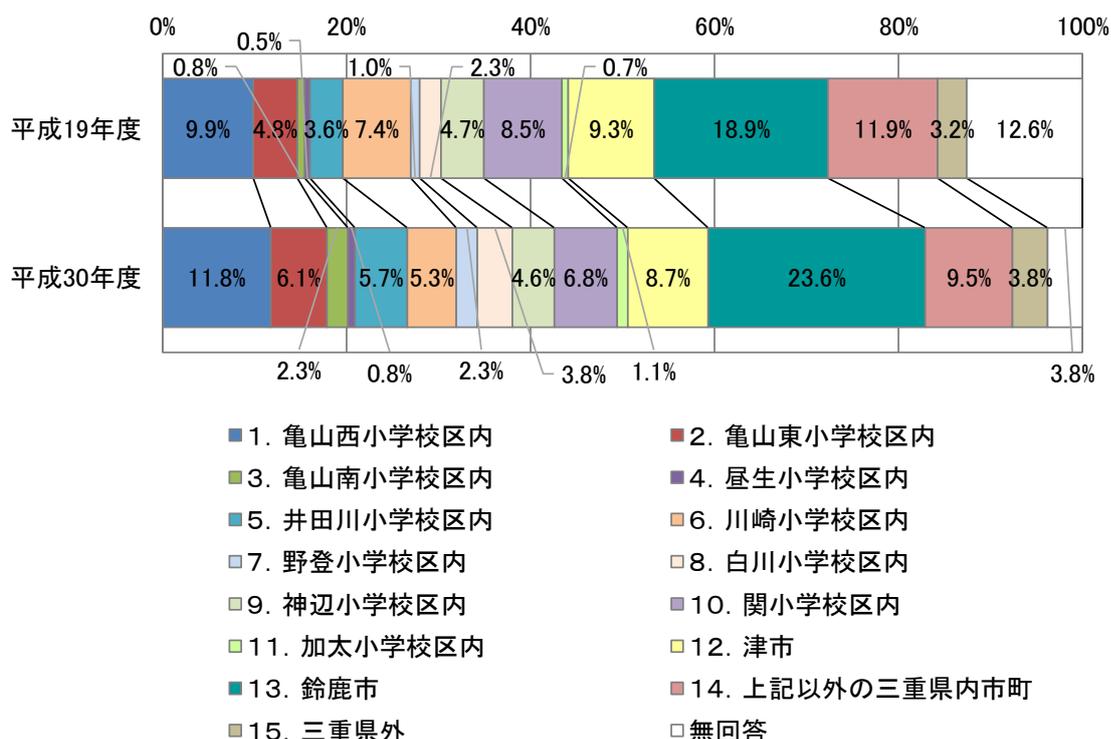


平成 30 年度の通勤通学先は、「鈴鹿市」(23.6%)が最も多く、「津市」、「その他三重県内市町」、「三重県外を含めた市外通勤通学者」が、全体の 45.6%を占めています。市内では、「亀山西小学校区」(11.8%)、「関小学校区」(6.8%)、「亀山東小学校区」(6.1%)などが多くなっています。

平成 19 年度と比べると「川崎小学校区」、「その他の三重県内市町」、「関小学校区」などの割合が減少し、「鈴鹿市」、「井田川小学校区」、「亀山西小学校区」などの割合が増加しています。

	平成 19 年度	平成 30 年度
1. 亀山西小学校区内	72 人	31 人
2. 亀山東小学校区内	35 人	16 人
3. 亀山南小学校区内	6 人	6 人
4. 昼生小学校区内	4 人	2 人
5. 井田川小学校区内	26 人	15 人
6. 川崎小学校区内	54 人	14 人
7. 野登小学校区内	7 人	6 人
8. 白川小学校区内	17 人	10 人
9. 神辺小学校区内	34 人	12 人
10. 関小学校区内	62 人	18 人
11. 加太小学校区内	5 人	3 人
12. 津市	68 人	23 人
13. 鈴鹿市	138 人	62 人
14. 上記以外の三重県内市町	87 人	25 人
15. 三重県外	23 人	10 人
無回答	92 人	10 人
合計	730 人	263 人

※主婦・主夫、無職を除く。



3. 通勤・通学の方法について該当する番号に○をつけてください。

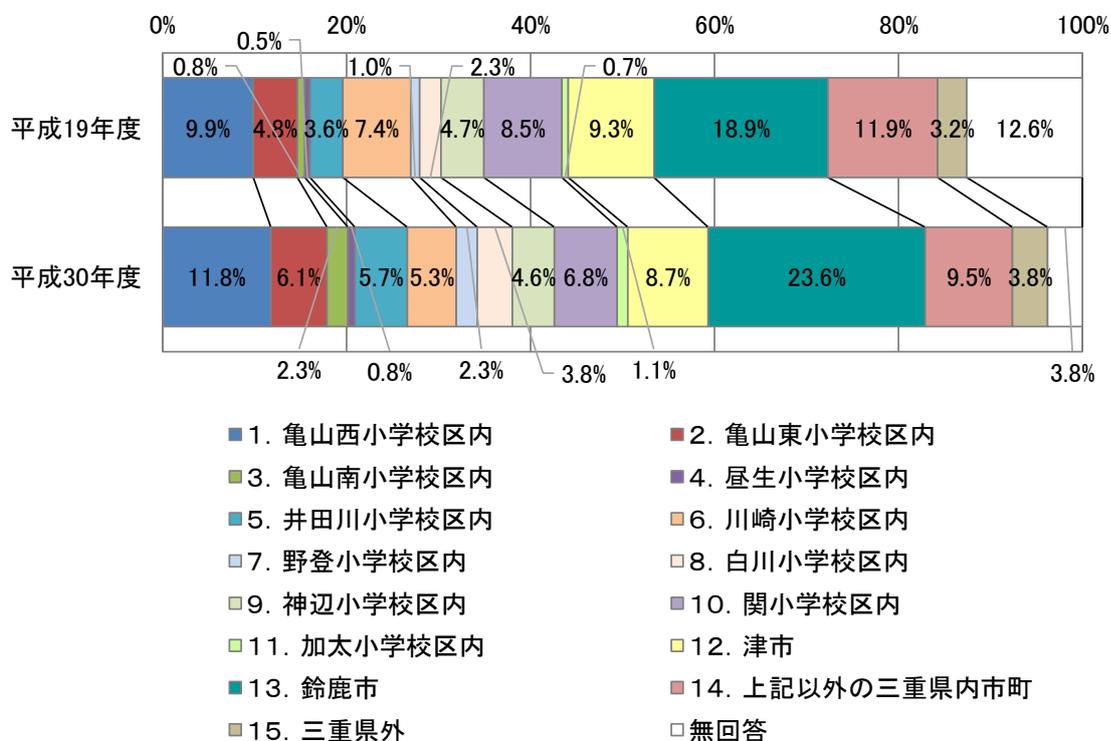
(主婦・主夫、無職の人を除く)

平成 30 年度の通勤通学方法では、「目的地まで自動車・オートバイ」(47.0%)が最も多く、次いで「通勤・通学をしていない」(33.3%)、「目的地まで徒歩・自転車」(3.8%)などの順です。

平成 19 年度と比べると「目的地まで自動車・オートバイ」、「目的地まで徒歩・自転車」などの割合が減少し、「通勤・通学をしていない」などの割合が増加しています。

	平成 19 年度	平成 30 年度
通勤・通学をしていない	52 人	159 人
目的地まで徒歩・自転車	44 人	18 人
目的地まで自動車・オートバイ	556 人	224 人
目的地までバス	2 人	2 人
鉄道駅まで徒歩・自転車	13 人	5 人
鉄道駅まで自動車・オートバイ	23 人	7 人
鉄道駅までバス	3 人	0 人
鉄道駅まで家人等に自動車等で送ってもらう	8 人	5 人
その他	12 人	9 人
無回答	27 人	48 人
合計	740 人	477 人

※主婦・主夫、無職を除く。

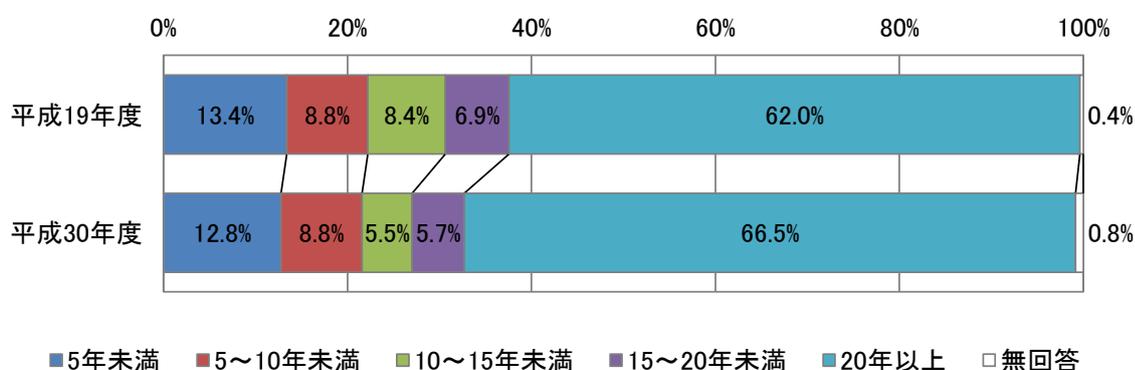


4. あなたは現在の場所にお住まいになって何年になりますか。該当する番号に○をつけてください。

平成 30 年度の住宅の居住年数は、「20 年以上」(66.5%)が圧倒的に多く、次いで「5 年未満」(12.8%)、「5～10 年未満」(8.8%)などの順です。

平成 19 年度と比べると「10～15 年未満」、「15～20 年未満」などの割合が減少し、「20 年以上」などの割合が増加しています。

	5 年未満	5～10 年未満	10～15 年未満	15～20 年未満	20 年以上	無回答	合計
平成 19 年度	143 人	94 人	90 人	74 人	662 人	4 人	1,067 人
平成 30 年度	61 人	42 人	26 人	27 人	317 人	4 人	477 人

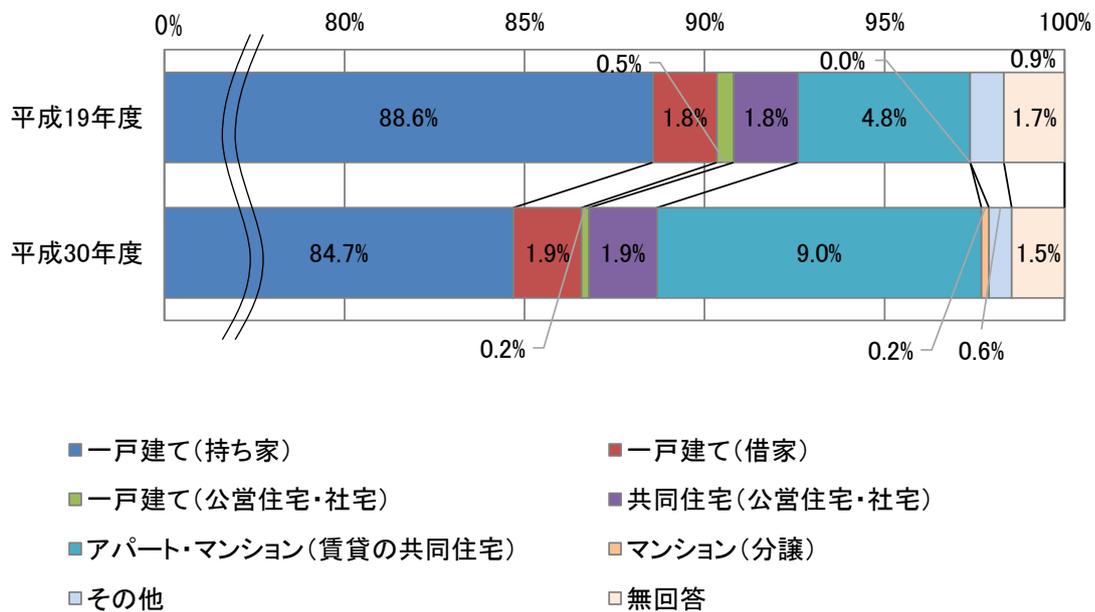


5. あなたがお住まいになっている住宅の種類について該当する番号に○をつけてください。

平成30年度の住宅の種類は、「一戸建て(持ち家)」(84.7%)が圧倒的に多く、次いで「アパート・マンション(賃貸の共同住宅)」(9.0%)、「一戸建て(借家)(1.9%)」、「共同住宅(公営住宅・社宅)」(1.9%)などの順です。

平成19年度と比べると「一戸建て(持ち家)」などの割合が減少し、「アパート・マンション(賃貸の共同住宅)」などの割合が増加しています。

	平成19年度	平成30年度
一戸建て(持ち家)	945人	404人
一戸建て(借家)	19人	9人
一戸建て(公営住宅・社宅)	5人	1人
共同住宅(公営住宅・社宅)	19人	9人
アパート・マンション(賃貸の共同住宅)	51人	43人
マンション(分譲)	0人	1人
その他	10人	3人
無回答	18人	7人
合計	1,067人	477人



6. 住生活、住意識についてお伺いします。

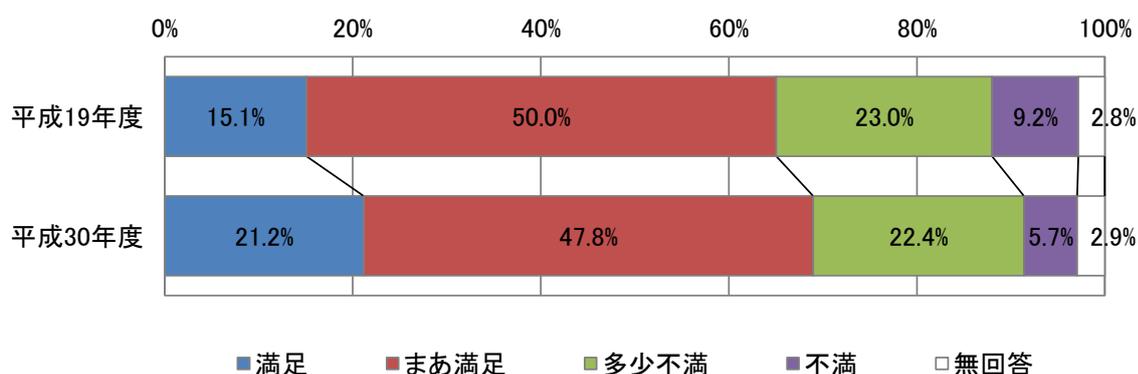
(1) 住宅に対する評価についてお聞かせください。

現在お住まいの住宅の「住宅の評価の対象とする主な項目」について、総合的にみてどのように思いますか。該当する番号に○をつけてください。

平成30年度の住宅に対する評価は、「満足」が21.2%、「まあ満足」が47.8%で、全体の69.0%の人が満足感を持っているようです。逆に不満感を持っているのは28.1%です。

平成19年度と比べると満足感を持っている人の割合が減少し、不満感を持っている人の割合が減少しています。

	満足	まあ満足	多少不満	不満	無回答	合計
平成19年度	161人	533人	245人	98人	30人	1,067人
平成30年度	101人	228人	107人	27人	14人	477人

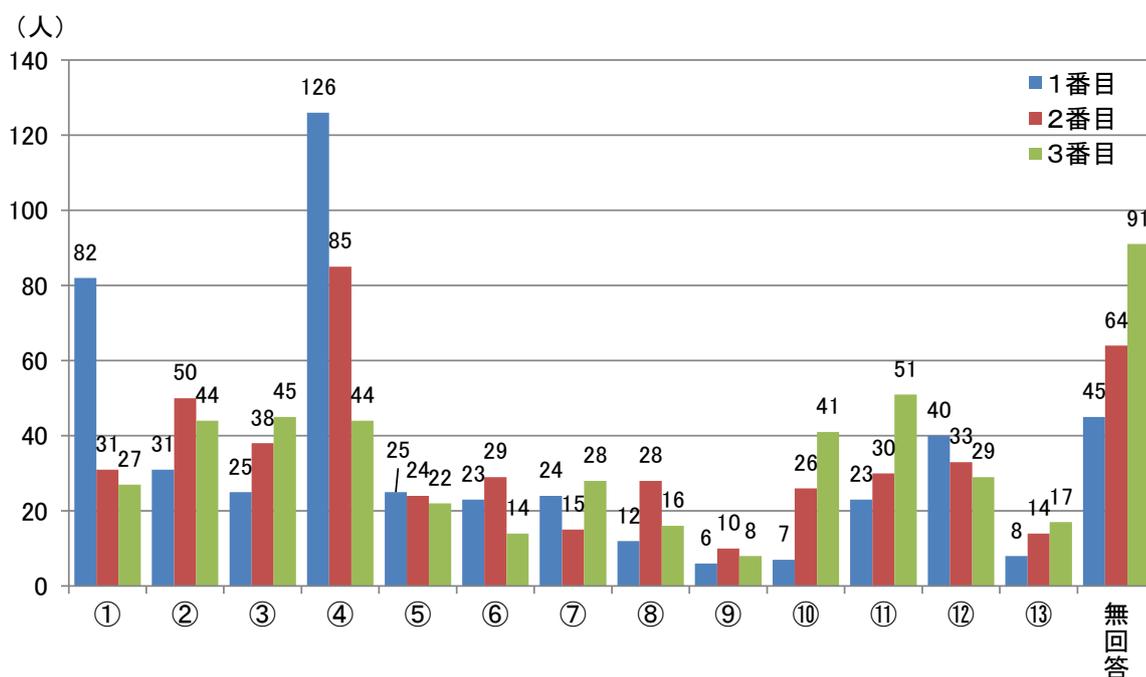


○ 「住宅の評価の対象とする主な項目」のうち、特にどの改善を望みますか？改善をのぞむ順に①～⑬の番号から3つまで選んで、番号を記入してください。

平成30年度の改善を望む項目としては、1番目、2番目を通じて「地震・台風時の住宅の安全性」が意見の最も上位を占めています。「高齢者への配慮」、「住宅の防犯性」、「冷暖房の費用負担」などの省エネルギー対応も1～3番目を通して上位に位置しています。また、3番目では「住宅の維持や管理のしやすさ」が最上位を占めています

【平成30年度】

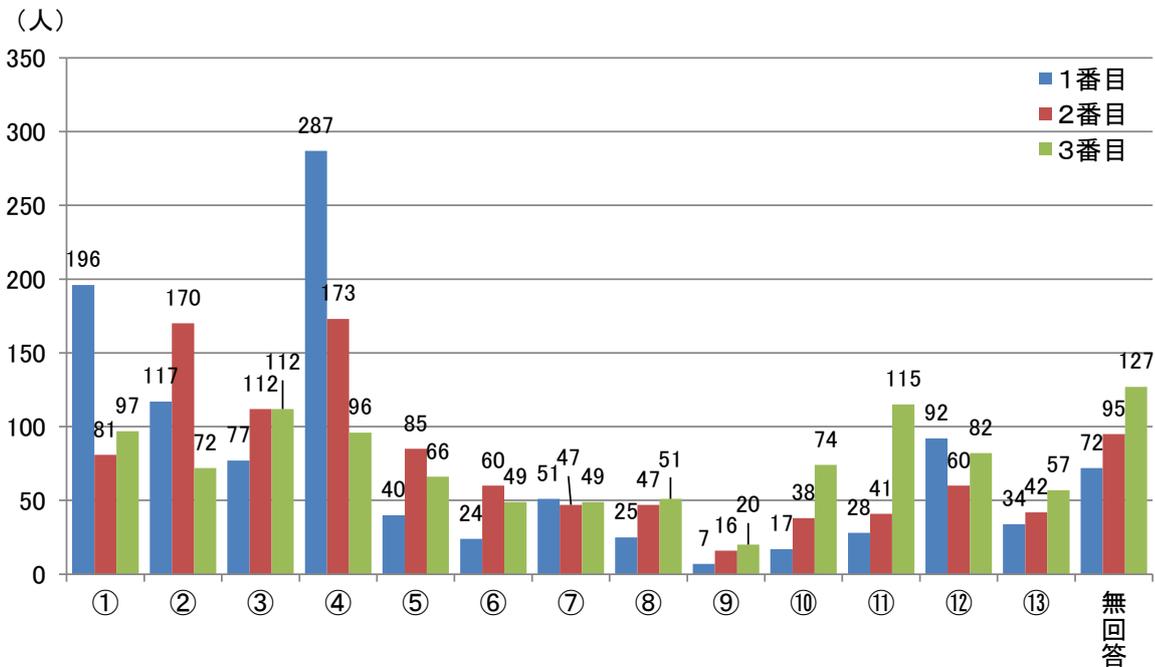
	1番目	2番目	3番目
①高齢者等への配慮	82人	31人	27人
②住宅の防犯性	31人	50人	44人
③冷暖房の費用負担などの省エネルギー対応	25人	38人	45人
④地震・台風時の住宅の安全性	126人	85人	44人
⑤収納スペース	25人	24人	22人
⑥住宅の断熱性や気密性	23人	29人	14人
⑦外部からの騒音などに対する遮音性	24人	15人	28人
⑧住宅のいたみの少なさ	12人	28人	16人
⑨換気性能	6人	10人	8人
⑩火災時の避難の安全性	7人	26人	41人
⑪住宅の維持や管理のしやすさ	23人	30人	51人
⑫住宅の広さ・間取り	40人	33人	29人
⑬居間など主たる居住室の採光	8人	14人	17人
無回答	45人	64人	91人
合計	477人	477人	477人



平成 19 年度と比べると、1 番目、2 番目、3 番目を通じて概ね同様の傾向を示しています。このようなか「住宅の広さ・間取り」について、「住宅の防犯性」より多くの回答を得ています。

【平成 19 年度】

	1 番目	2 番目	3 番目
①高齢者等への配慮	196 人	81 人	97 人
②住宅の防犯性	117 人	170 人	72 人
③冷暖房の費用負担などの省エネルギー対応	77 人	112 人	112 人
④地震・台風時の住宅の安全性	287 人	173 人	96 人
⑤収納スペース	40 人	85 人	66 人
⑥住宅の断熱性や気密性	24 人	60 人	49 人
⑦外部からの騒音などに対する遮音性	51 人	47 人	49 人
⑧住宅のいたみの少なさ	25 人	47 人	51 人
⑨換気性能	7 人	16 人	20 人
⑩火災時の避難の安全性	17 人	38 人	74 人
⑪住宅の維持や管理のしやすさ	28 人	41 人	115 人
⑫住宅の広さ・間取り	92 人	60 人	82 人
⑬居間など主たる居住室の採光	34 人	42 人	57 人
無回答	72 人	95 人	127 人
合計	1,067 人	1,067 人	1,067 人



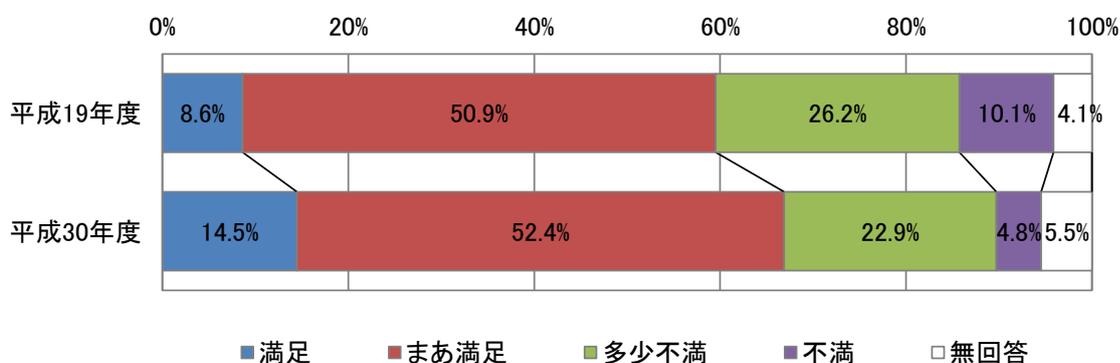
(2) 住環境に対する評価についてお聞かせください。

現在お住まいの住環境の「住環境の評価の対象とする主な項目」について、総合的にみてどのように思いますか。該当する番号に○をつけてください。

平成 30 年度の住環境に対する評価は、「満足」が 14.5%、「まあ満足」が 52.4%で、全体の 66.9%の人が満足感を持っているようです。逆に不満感を持っているのは 27.7%です。

平成 19 年度と比べると「不満感を持っている人」の割合が減少し、「満足感を持っている人」の割合が増加しています。

	満足	まあ満足	多少不満	不満	無回答	合計
平成 19 年度	92 人	543 人	280 人	108 人	44 人	1,067 人
平成 30 年度	69 人	250 人	109 人	23 人	26 人	477 人

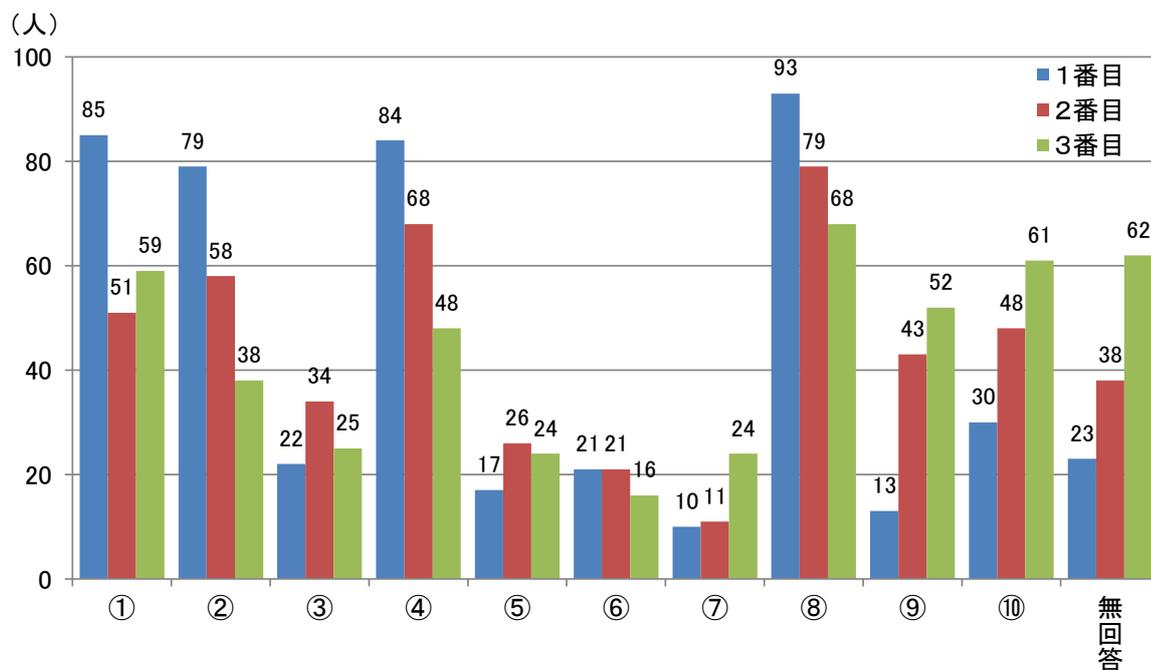


○ 「住環境の評価の対象とする主な項目」のうち、特にどの改善を望みますか？改善をのぞむ順に①～⑩の番号から3つまで選んで、番号を記入してください。

平成30年度の改善を望む項目としては、1番、2番、3番を通して、「日常の買い物」、「医療・福祉」が最も多く、「治安犯罪発生の防止」、「火災・地震・水害」などに対する安全が上位を占めています。

【平成30年度】

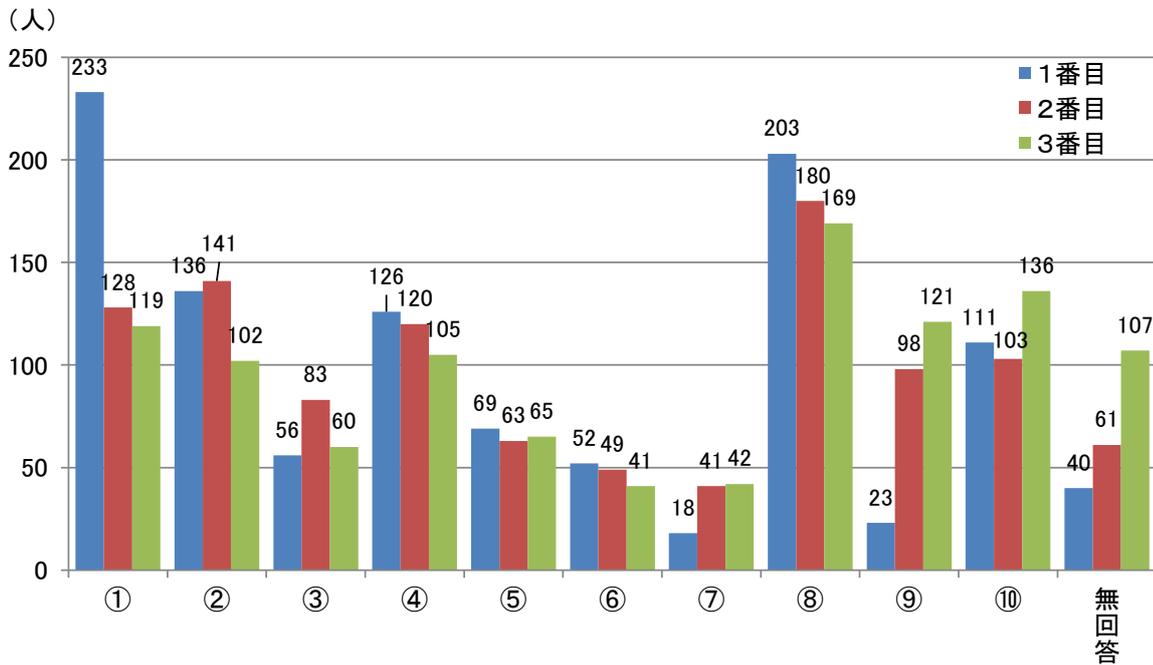
	1番目	2番目	3番目
①治安、犯罪発生の防止	85人	51人	59人
②まわりの道路の歩行時の安全	79人	58人	38人
③子供の遊び場・公園など	22人	34人	25人
④火災・地震・水害などに対する安全	84人	68人	48人
⑤騒音、大気汚染などの少なさ	17人	26人	24人
⑥敷地の広さや日当たり、風通しなど空間のゆとり	21人	21人	16人
⑦まちの景観・緑・水辺など自然とのふれあい	10人	11人	24人
⑧日常の買い物、医療・福祉	93人	79人	68人
⑨施設・文化施設などの利便	13人	43人	52人
⑩通勤・通学などの利便	30人	48人	61人
無回答	23人	38人	62人
合計	477人	477人	477人



平成 19 年度と比べると、1 番目に望む項目の順位が入れ替わり、「日常の買い物、医療・福祉」が最も多く、次いで「治安、犯罪発生の防止」となっています。

【平成 19 年度】

	1 番目	2 番目	3 番目
①治安、犯罪発生の防止	233 人	128 人	119 人
②まわりの道路の歩行時の安全	136 人	141 人	102 人
③子供の遊び場・公園など	56 人	83 人	60 人
④火災・地震・水害などに対する安全	126 人	120 人	105 人
⑤騒音、大気汚染などの少なさ	69 人	63 人	65 人
⑥敷地の広さや日当たり、風通しなど空間のゆとり	52 人	49 人	41 人
⑦まちの景観・緑・水辺など自然とのふれあい	18 人	41 人	42 人
⑧日常の買い物、医療・福祉	203 人	180 人	169 人
⑨施設・文化施設などの利便	23 人	98 人	121 人
⑩通勤・通学などの利便	111 人	103 人	136 人
無回答	40 人	61 人	107 人
合計	1,067 人	1,067 人	1,067 人



(3) ローン負担に対する評価についてお聞かせください。

月当たりローンに対するご負担についてお伺いします。該当する番号に○をつけてください。

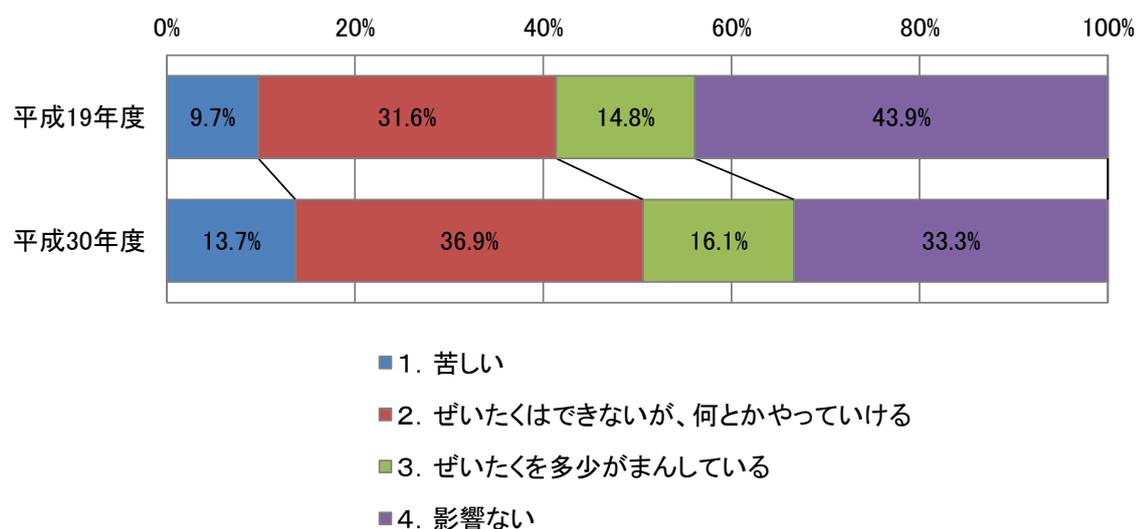
平成 30 年度のローン負担に対する評価は、「ぜいたくはできないが、何とかやっけていける」(36.9%)とした回答が最も多く、次いで「影響ない」(33.3%)、「ぜいたくを多少がまんしている」(16.1%)、「苦しい」(13.7%)の順です。

金額については、住宅ローン以外のローンを念頭に回答している場合が含まれている可能性が高く、住宅ローンに対する負担についてのみの評価でない可能性があります。回答があった金額の平均額は 87,380 円です。

平成 19 年度と比べると、「影響がない」が 10%以上減少しているのに対して、「苦しい」が 1.4 倍強、「ぜいたくはできないが、何とかやっけていける」1.2 倍弱、「贅沢を多少我慢している」が 1.1 倍弱ほど増加しています。

	1. 苦しい	2. ぜいたくはできないが、何とかやっけていける	3. ぜいたくを多少がまんしている	4. 影響ない	合計
平成 19 年度	73 人	238 人	111 人	330 人	752 人
平成 30 年度	23 人	62 人	27 人	56 人	168 人

注：この設問は、該当者のみ回答するため、無回答はありません。



○可能であれば、現在の月当たりのローン負担額をお聞かせください。

回答があった金額の平均額 : 87,380円

(4) 家賃負担に対する評価についてお聞かせください。

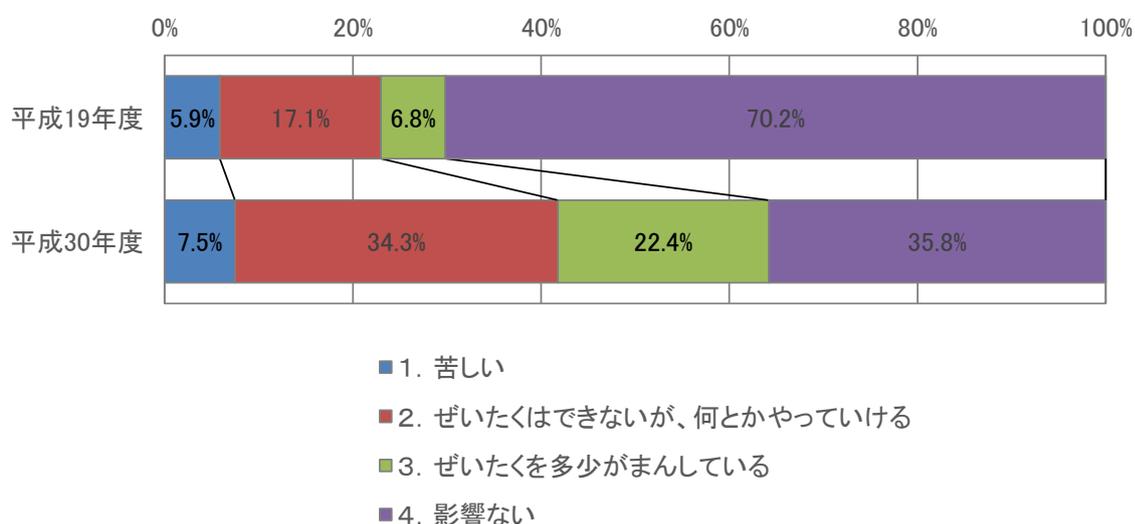
月当たり家賃に対するご負担についてお伺いします。該当する番号に○をつけてください。

平成30年度の家賃に対する評価は、「影響ない」(35.8%)、「ぜいたくはできないが、何とかやっつけていける」(34.3%)、「ぜいたくを多少がまんしている」(22.4%)、「苦しい」(7.5%)の順です。

平成19年度と比べると、「影響ない」の割合が70.2%から35.8%へと概ね半分まで減少しています。また、「ぜいたくを多少がまんしている」が3.3倍弱に、「ぜいたくはできないが、何とかやっつけていける」が約2倍に、「苦しい」が1.3倍弱増加しています。

	1. 苦しい	2. ぜいたくはできないが、何とかやっつけていける	3. ぜいたくを多少がまんしている	4. 影響ない	合計
平成19年度	24人	70人	28人	287人	409人
平成30年度	5人	23人	15人	24人	67人

注：この設問は、該当者のみ回答するため、無回答はありません。

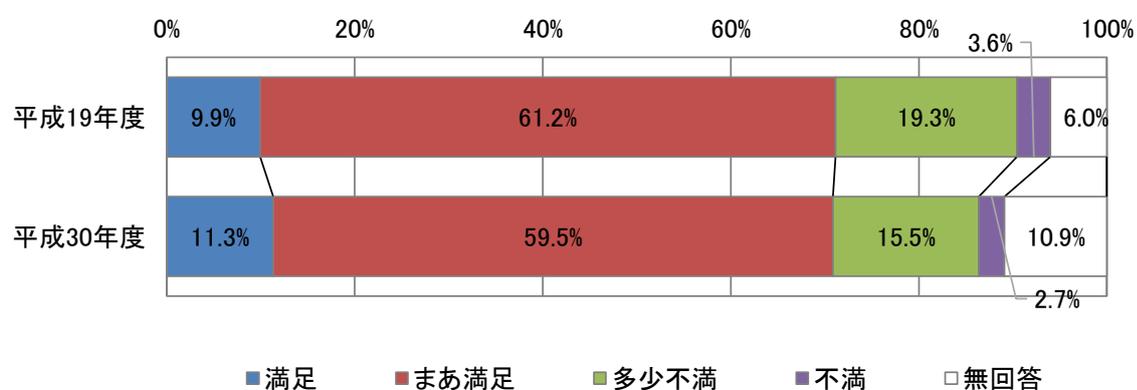


(5) 近隣の人たちやコミュニティとの関わりについてお伺いします。該当する番号に○をつけてください。

平成30年度の近隣との関わりの評価は、「満足」が11.3%、「まあ満足」が59.5%で、全体の70.9%の人が満足感を持っているようです。逆に不満感を持っているのは18.2%です。

平成19年度と比べると、概ね同様の傾向を示しています。

	満足	まあ満足	多少不満	不満	無回答	合計
平成19年度	106人	653人	206人	38人	64人	1,067人
平成30年度	54人	284人	74人	13人	52人	477人



7. 住宅の住み替え・改善の意向についてお伺いします。

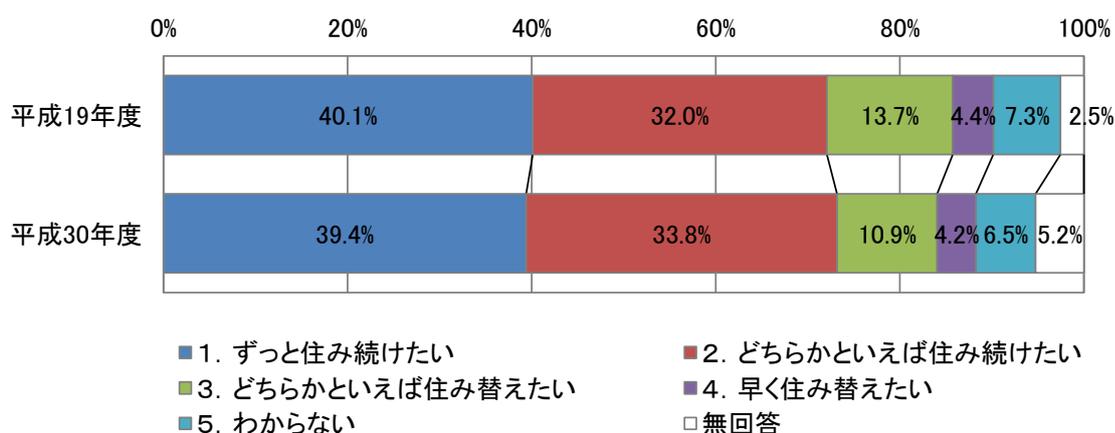
(1) 現在のお住まいに住み続けることについてお聞かせください。

今後も現在のお住まいに住み続けたいと思いますか。該当する番号に○をつけてください。

平成 30 年度の住み替えの意向は、「ずっと住み続けたい」が 39.4%、「どちらかといえば住み続けたい」が 33.8%で、全体の 73.2%の人が住み続けることを希望しています。逆に住み替えの意向を持っている人は 15.1%です。

平成 19 年度と比べると、概ね同様の傾向を示しています。

	1. ずっと住み続けたい	2. どちらかといえば住み続けたい	3. どちらかといえば住み替えたい	4. 早く住み替えたい	5. わからない	無回答	合計
平成 19 年度	428 人	341 人	146 人	47 人	78 人	27 人	1,067 人
平成 30 年度	188 人	161 人	52 人	20 人	31 人	25 人	477 人

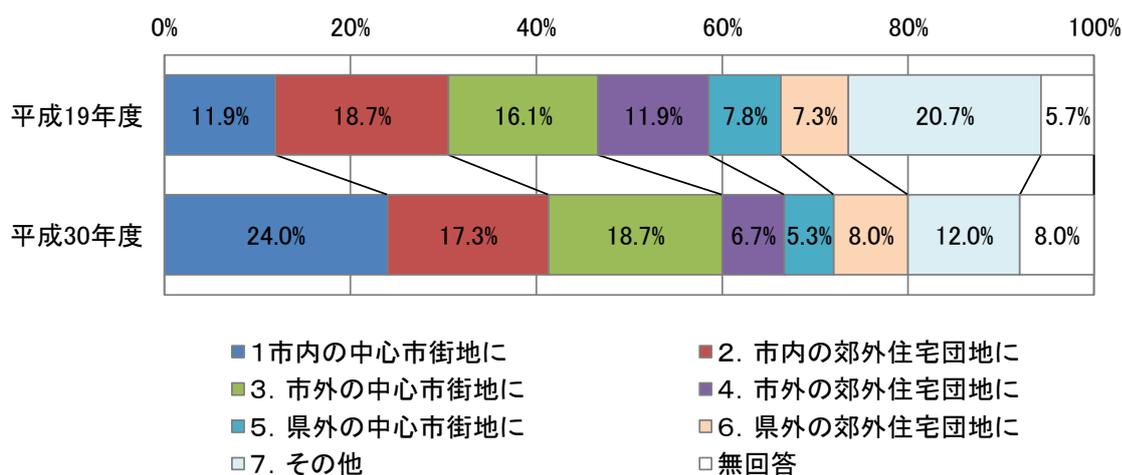


○ 前の設問で、3. 4. とお答えの方、該当する番号に○をつけてください。

平成 30 年度の住み替えの意向を持っている人のうち、希望する移転先としてもっとも多いのが、「市内の中心市街地に」(24.0%)で、次いで「市外の中心市街地に」(18.7%)、「市内の郊外住宅団地に」(17.3%)などの順です。

平成 19 年度と比べると、「その他」、「市外の郊外住宅団地に」、「県外の中心市街地に」「市内の郊外住宅団地に」などが減少し、「市内の中心市街地に」、「市外の中心市街地に」などが増加しています。

	1 市内の中心市街地に	2. 市内の郊外住宅団地に	3. 市外の中心市街地に	4. 市外の郊外住宅団地に	5. 県外の中心市街地に	6. 県外の郊外住宅団地に	7. その他	無回答	合計
平成 19 年度	23 人	36 人	31 人	23 人	15 人	14 人	40 人	11 人	193 人
平成 30 年度	18 人	13 人	14 人	5 人	4 人	6 人	9 人	6 人	75 人



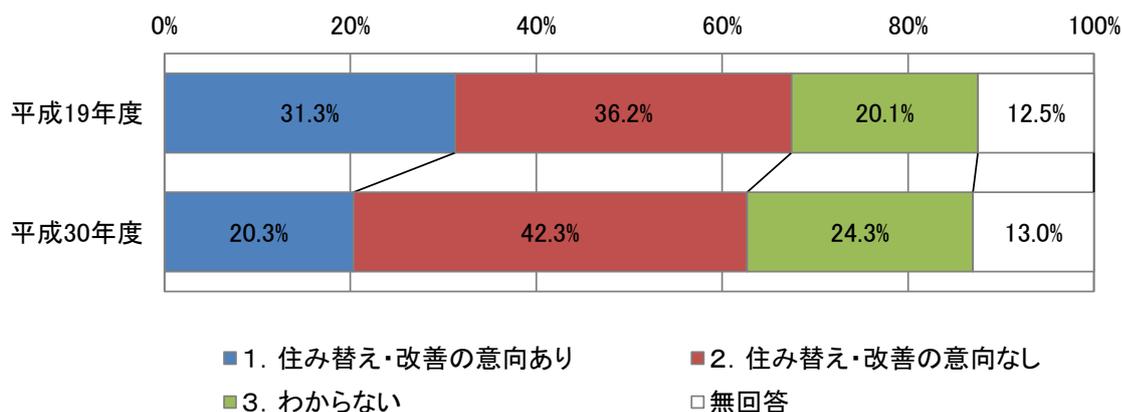
(2) 住宅の住み替え、改善の意向についてお聞かせください。

現在、住宅の住み替え、または改善の意向はありますか？該当する番号に○をつけてください。

平成 30 年度の住み替え、改善の意向は、「住み替え・改善の意向なし」(42.3%)が、「住み替え・改善の意向あり」(20.3%)の 2 倍以上となっています。

平成 19 年度と比べると、「住み替え・改善の意向あり」の割合が減少し、「住み替え・改善の意向なし」の割合が増加しています。

	1. 住み替え・改善の意向あり	2. 住み替え・改善の意向なし	3. わからない	無回答	合計
平成 19 年度	334 人	386 人	214 人	133 人	1,067 人
平成 30 年度	97 人	202 人	116 人	62 人	477 人



(3) 住宅の住み替え、改善の内容についてお聞かせください。

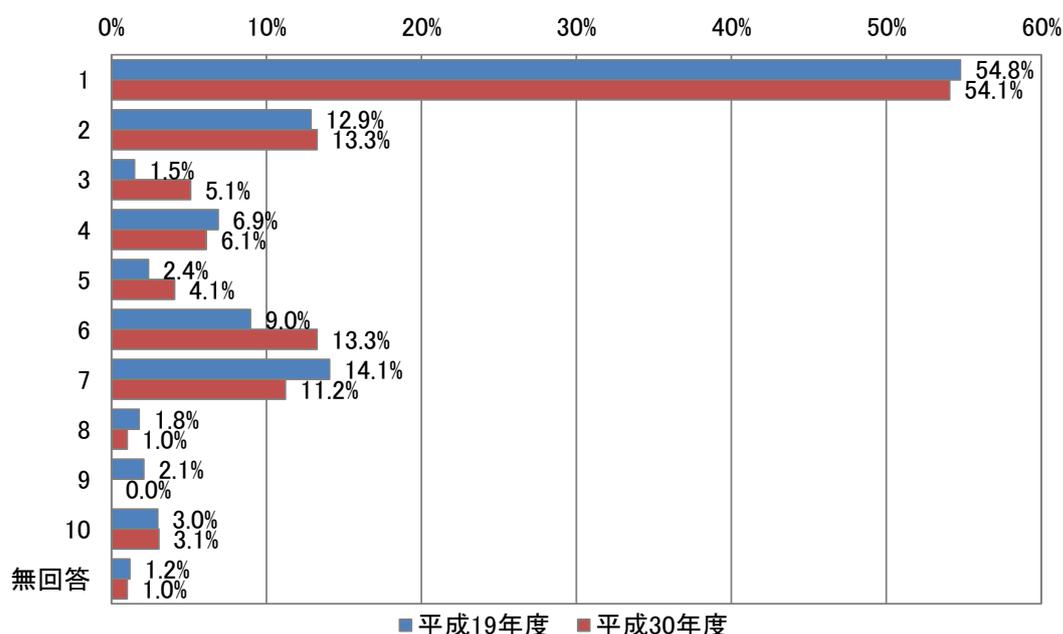
前項の問「7. (2)」で「1. 住み替え・改善の意向あり」と回答された方におたずねします。今後住み替え、改善するとしたら、どのような内容や目的をお考えですか？該当する番号に○をつけてください。

平成 30 年度の住み替え、改善の意向を持つ人の《改善の内容》は、「リフォームを行う」(54.8%)が圧倒的に多く、次いで「新築の家を購入する」(13.3%)、「家を新築する」(13.3%)、「家を建て替える」(11.2%)、「家を借りる（一戸建て借家、賃貸アパート）」(6.1%)などの順です。

平成 19 年度と比べると大きな傾向は変わりませんが、「家を建て替える」「家を建てるためにさし当り土地だけ購入する」などの割合が減少し、「家を新築する」「中古の家を購入する（一戸建て借家、賃貸アパート）」などの割合が増加しています。

【内容】

	平成 19 年度	平成 30 年度
1. リフォーム（増改築、模様替え、修繕等）を行う	183 人	53 人
2. 新築の家を購入する（一戸建て持家、分譲マンション）	43 人	13 人
3. 中古の家を購入する（一戸建て持家、分譲マンション）	5 人	5 人
4. 家を借りる（一戸建て借家、賃貸アパート）	23 人	6 人
5. 家を借りる（公営住宅、社宅等給与住宅）	8 人	4 人
6. 家を新築する	30 人	13 人
7. 家を建て替える	47 人	11 人
8. 家を譲り受ける又は同居する	6 人	1 人
9. 家を建てるためにさし当り土地だけ購入する	7 人	0 人
10. その他	10 人	3 人
無回答	4 人	1 人
合計（回答者数）	334 人	98 人

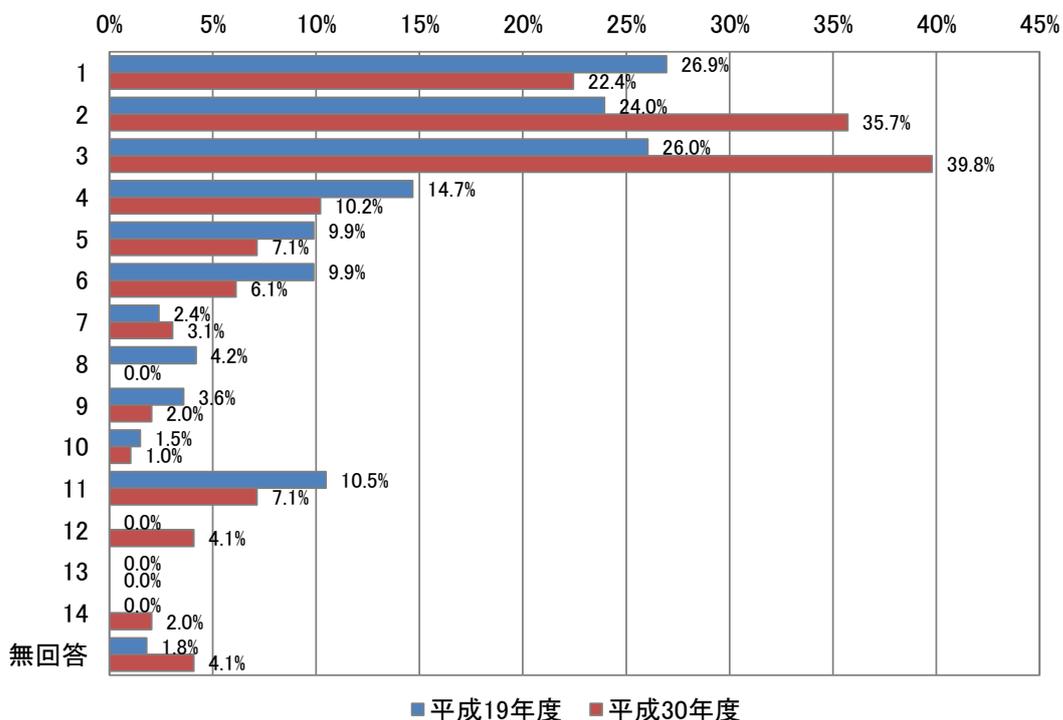


平成 30 年度の《改善の目的》では、「高齢期にも住みやすい住宅や環境にするため」(39.8%)、「住環境をよくするため」(35.7%)、「住宅をよくするため」(22.4%)の項目に多くの意見が集まっています。

平成 19 年度と比べると、「住宅をよくするため」、「子供の誕生や成長等に備えるため」、「結婚等による世帯の分離や独立に対応するため」などの割合が減少し、「高齢期にも住みやすい住宅や環境にするため」、「住環境をよくするため」などの割合が増加しています。

【目的】

	平成 19 年度	平成 30 年度
1. 住宅をよくするため	90 人	22 人
2. 住環境をよくするため	80 人	35 人
3. 高齢期にも住みやすい住宅や環境にするため	87 人	39 人
4. 子供の誕生や成長等に備えるため	49 人	10 人
5. さしあたり不満はないがよい住宅にしたいため	33 人	7 人
6. 親又は子供との同居に対応するため	33 人	6 人
7. ローン、家賃等の住居費負担を軽減するため	8 人	3 人
8. 結婚等による世帯の分離や独立に対応するため	14 人	0 人
9. 就職、転職、転勤等に対応するため	12 人	2 人
10. 資産を形成する（不動産を所有する）ため	5 人	1 人
11. 住宅や庭等の維持管理を容易にするため	35 人	7 人
12. 家を相続するため	—	4 人
13. 立ち退き要求、契約期限切れのため	—	0 人
14. その他	—	2 人
無回答	6 人	4 人
合計（回答者数）	334 人	98 人



(4) 計画の実現に向けて困難な理由

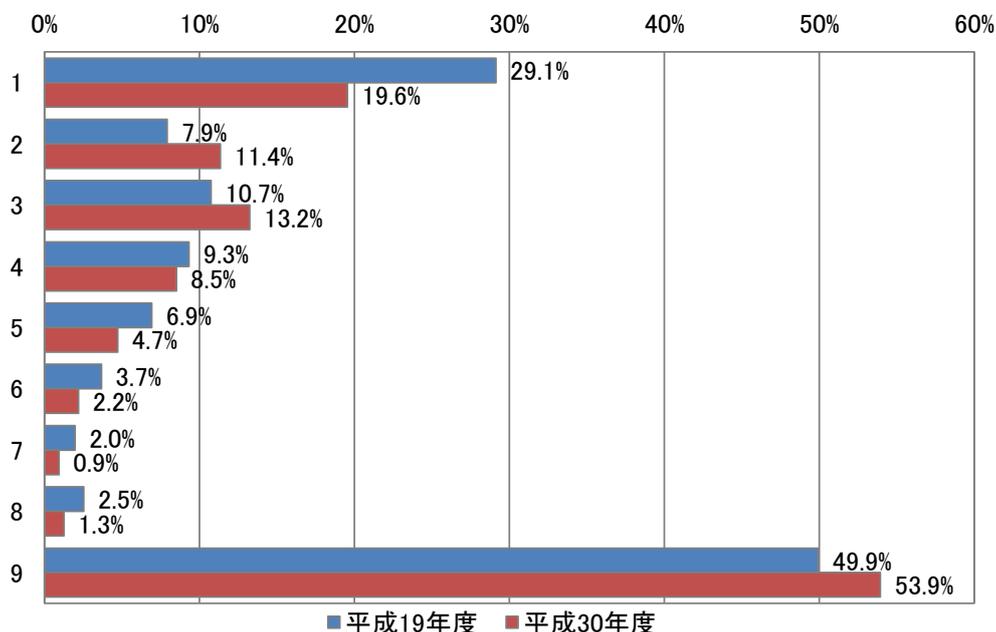
あなたは、現在住んでいる住宅に限らず、住宅のリフォーム、借家、あるいは購入などにあたり困ったことがありますか。該当する番号に○をつけてください。（複数回答）

平成 30 年度の住宅・住環境を変えるにあたっては、「困難な要因が特にない」（53.9%）とした人が最も多く、回答者の半数を占めています。また困難な理由として最も多いのが「預貯金や返済能力不足」（19.6%）となっています。次いで、「改善に関する情報の不足」「条件に合った土地・住宅不足」などの点が上げられています。

平成 19 年度と比べると、「預貯金や返済能力不足」や「住宅性能情報不足」などの割合は下がりましたが、「支払い可能な額の住宅不足」や「相談相手の情報不足」については割合が増加しています。

	平成 19 年度	平成 30 年度
1. 預貯金(住宅財形などを含む)や返済能力が不足している、またはその可能性がある	206 人	62 人
2. 支払い可能な額の範囲で、立地・広さ・間取りなど気に入った住宅がない	56 人	36 人
3. 住宅の改善方法について適切な相談相手（専門家）や適切な施工業者、仲介・販売業者に関する情報が得にくい	76 人	42 人
4. 住宅・宅地の物件に関する適切な情報が得にくい	66 人	27 人
5. 住環境や住宅性能に関する情報が得にくい	49 人	15 人
6. 返済能力はあるが、勤務年数などの理由で資金融資が受けられない、またはその額が少ない	26 人	7 人
7. 公的賃貸住宅への入居が困難	14 人	3 人
8. 現在の住宅・宅地の売却がうまくいかない	18 人	4 人
9. 特にない	353 人	171 人
小計（回答者数）	707 人	317 人
無回答	360 人	160 人
合計（回答者数）	1,067 人	477 人

注：無回答数が多いため、下記のグラフは小計を元に割合を算出しています。



8. まちなか(駅前や古くからの商店街周辺)における住まいについてお伺いします。

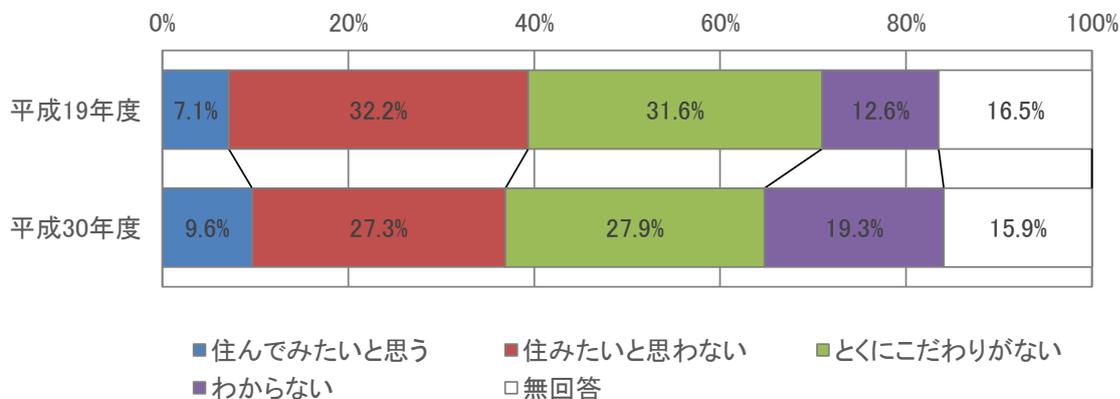
(1) まちなかにおける住まいについてお聞かせください。

まちなかでは、少子高齢化が進み、空き家や空き店舗が増加しています。まちなかにおける住まいについて、現在のお住まいの場所にかかわらず、どうお考えですか。該当する番号に○をつけてください。

平成 30 年度のまちなかへの居住については、「とくにこだわりがない」が 27.9%と最も多く、次いで「住みたいとは思わない」が 27.3%、「住んでみたいと思う」が 9.6%でした。そのほか「わからない」は 19.3%となっています。

平成 19 年度と比べると、「住みたいとは思わない」「とくにこだわりがない」の割合が 8 割ほど減少していますが、「住んでみたいと思う」と「わからない」は 1.4 倍前後ほど割合が増加しています。

	住んでみたいと思う	住みたいとは思わない	とくにこだわりがない	わからない	無回答	合計
平成 19 年度	76 人	344 人	337 人	134 人	176 人	1,067 人
平成 30 年度	46 人	130 人	133 人	92 人	76 人	477 人



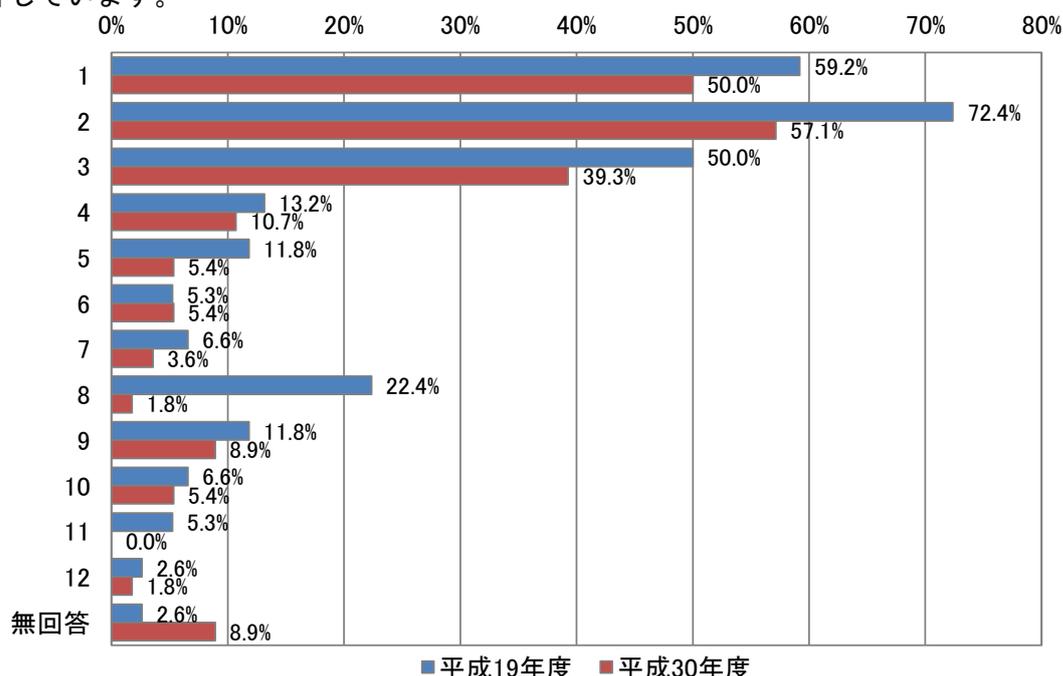
(2) まちなかの魅力についてお聞かせください。

前項の問「8. (1)」で「1. 住んでみたいと思う」と回答された方におたずねします。まちなかに住むことの魅力や目的についてどうお考えですか。該当する番号に○をつけてください。(複数回答)

平成 30 年度のまちなかに住みたいと思う理由については、「公共交通の充実」、「散策・買い物の利便性」、「公共公益施設の充実」に多くの意見が集まっています。平成 19 年と比べると、平成 30 年度で割合の高かった「公共交通の充実」、「散策・買い物の利便性」、「公共公益施設の充実」の割合が減少するほか、「飲食店・レジャー」なども大きく減少しています。

	平成 19 年度	平成 30 年度
1. まちを散策したり買い物にもいけるので便利	45 人	28 人
2. 電車やバスなどの公共の交通機関が充実していて便利	55 人	32 人
3. 文化施設公園、市役所、病院などの公共・公益施設が充実していて便利	38 人	22 人
4. 歴史や文化を感じる名所や旧跡、美しいまち並みなどがある	10 人	6 人
5. イベントや催事などがよく行なわれている	9 人	3 人
6. 通過交通等が少なく落ち着いて暮らせる	4 人	3 人
7. 犯罪が少なく治安が良くて、安全に暮らせる	5 人	2 人
8. 飲食店やレジャー施設が充実している	17 人	1 人
9. 高齢者や身障者に対してやさしい、福祉が充実している	9 人	5 人
10. 道路が整備され、自動車を利用しやすいまち	5 人	3 人
11. 夜のにぎわいがあるまち	4 人	0 人
12. その他	2 人	1 人
無回答	2 人	5 人
合計 (回答者数)	76 人	56 人

注：平成 30 年度の集計では、問 8 (1) で「1」のご回答の有無にかかわらず、回答のあった票を集計しています。



(3) まちなかの魅力の向上についてお聞かせください。

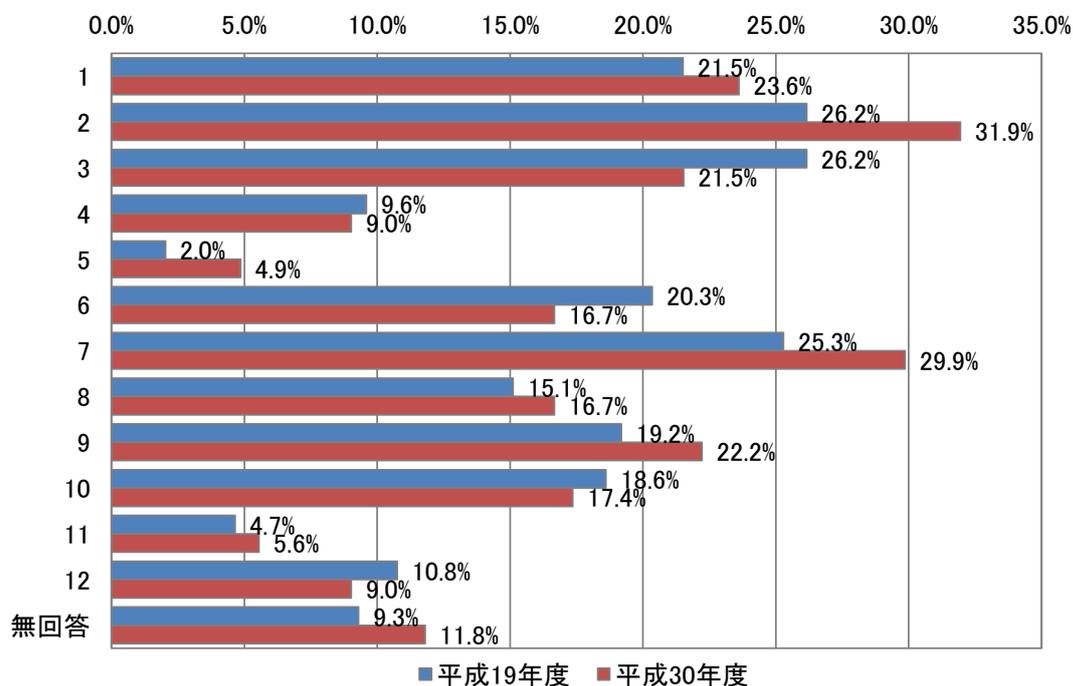
前項の問「8. (1)」で「2. 住みたいと思わない」と回答された方におたずねします。まちなかにどのような魅力が加われば、住んでみたいと思うまちになるとお考えですか。該当する番号に○をつけてください。(いくつでも)

平成 30 年度のまちなかに住でみたいと思うようになる理由については、すべての項目で高い割合となっていますが、特に公共交通機関や治安、福祉、散策・買い物、公共公益施設に対する意見が多くなっています。

平成 19 年度と比べると、公共公益施設や通過交通に対する割合が減少し、イベント・催事や公共交通機関、治安、福祉などの割合が伸びています。

	平成 19 年度	平成 30 年度
1. まちを散策したり買い物にもいけるので便利	74 人	34 人
2. 電車やバスなどの公共の交通機関が充実していて便利	90 人	46 人
3. 文化施設公園、市役所、病院などの公共・公益施設が充実していて便利	90 人	31 人
4. 歴史や文化を感じる名所や旧跡、美しいまち並みなどがある	33 人	13 人
5. イベントや催事などがよく行なわれている	7 人	7 人
6. 通過交通等が少なく落ち着いて暮らせる	70 人	24 人
7. 犯罪が少なく治安が良くて、安全に暮らせる	87 人	43 人
8. 飲食店やレジャー施設が充実している	52 人	24 人
9. 高齢者や障がい者に対してやさしい、福祉が充実している	66 人	32 人
10. 道路が整備され、自動車を利用しやすいまち	64 人	25 人
11. 夜のにぎわいがあるまち	16 人	8 人
12. その他	37 人	13 人
無回答	32 人	17 人
合計 (回答者数)	344 人	144 人

注：平成 30 年度の集計では、問 8 (1) で「2」のご回答の有無にかかわらず、回答のあった票を集計しています。



9. 高齢期の住まい方についてお伺いします。

(1) 高齢期の居住形態についてお聞かせください。

現段階で考えられます高齢期の居住形態の現状と、条件が整った場合の希望についてどうお考えですか。該当する番号に○をつけてください。

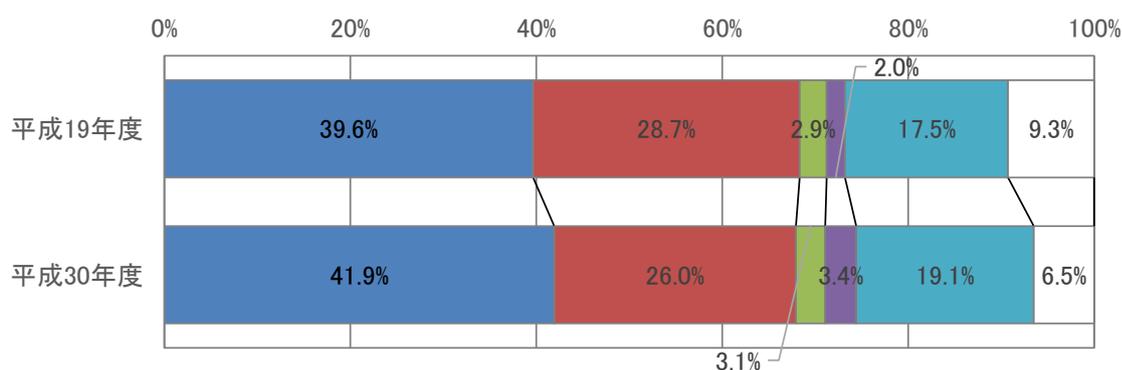
平成 30 年度の現段階の高齢期の住まい方については、「現在の家にそのまま住む」(41.9%)、「現在の家を高齢者向けに改善して住む」(26.0%)の割合が高く、これらを合わせた現在の家を基本に考えている人が全体の 67.9%を占めています。

また、条件が整った場合の希望としては、「現段階で想定される現状と同様に、現在の家に住む」(33.3%)の割合が高くなっています。

平成 19 年度と比べると、現段階の高齢者の住まい方は、「現在の家を高齢者向けに改善して住む」の割合が減少している一方、「現在の家にそのまま住む」の割合が増加しています。一方、条件が整った場合の希望は、「現在の家を高齢者向けに改善して住む」割合が減少し、「現在の家にそのまま住む」の割合が増加しています。

【現段階で想定される現状】

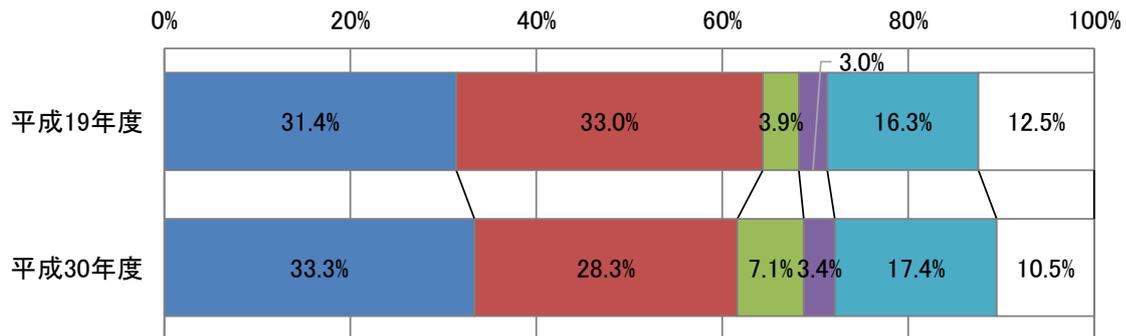
	平成 19 年度	平成 30 年度
1. 現在の家にそのまま住む	423 人	200 人
2. 現在の家を、段差等を無くしたり手すりを付けるなど高齢者向けに改善して住む	306 人	124 人
3. 高齢者向け賃貸住宅に住み替える	31 人	15 人
4. 福祉施設に住み替える	21 人	16 人
5. わからない	187 人	91 人
無回答	99 人	31 人
合計	1,067 人	477 人



- 1. 現在の家にそのまま住む
- 2. 現在の家を、段差等を無くしたり手すりを付けるなど高齢者向けに改善して住む
- 3. 高齢者向け賃貸住宅に住み替える
- 4. 福祉施設に住み替える
- 5. わからない
- 無回答

【条件が整った場合の希望】

	平成 19 年度	平成 30 年度
1. 現在の家にそのまま住む	330 人	159 人
2. 現在の家を、段差等を無くしたり手すりを付けるなど高齢者向けに改善して住む	347 人	135 人
3. 高齢者向け賃貸住宅に住み替える	41 人	34 人
4. 福祉施設に住み替える	32 人	16 人
5. わからない	171 人	83 人
無回答	131 人	50 人
合計	1,052 人	477 人



- 1. 現在の家にそのまま住む
- 2. 現在の家を、段差等を無くしたり手すりを付けるなど高齢者向けに改善して住む
- 3. 高齢者向け賃貸住宅に住み替える
- 4. 福祉施設に住み替える
- 5. わからない
- 無回答

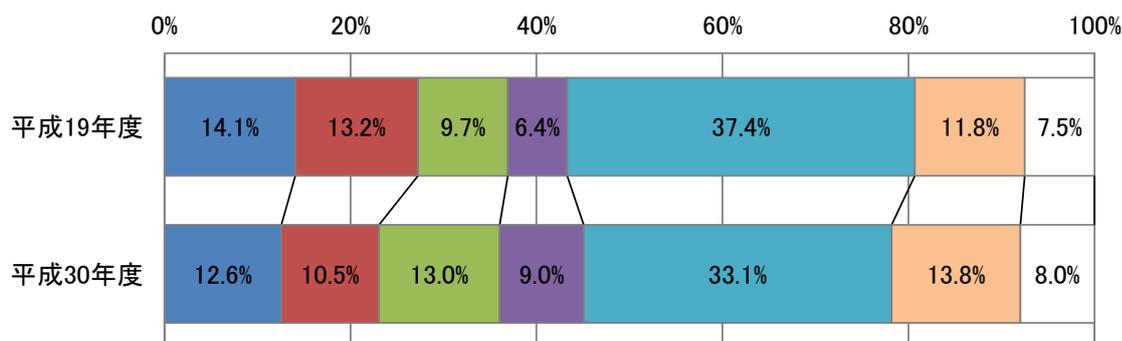
(2) 子ども(親族)との住まい方についてお聞かせください。

将来、あなたは子ども(親族)と、どのような住み方をしたいと考えていますか？最も希望する番号に○をつけてください。

平成30年度の子どもの住まい方については、「特にこだわりのない」(33.1%)が最も割合が高く、次いで「子のすぐ近くに住む」(13.0%)、「子と同居」(12.6%)の順で高くなっています。

平成19年度と比べると、こだわらない、「子と同居」、「同一敷地・住棟に住む」の割合が減少する反面、「このすぐ近くに住む」・「同一市区町村に住む」の近居や臨居などの割合が増加しています。

	平成19年度	平成30年度
1. 子(親族)と同居する(二世帯住宅を含む)	150人	60人
2. 子(親族)と同一敷地内又は同一住棟(長屋・共同)の別の住宅に住む	141人	50人
3. 子(親族)のすぐ近く(歩いて10分以内)に住む	103人	62人
4. 子(親族)と同一市区町村内に住む	68人	43人
5. 特にこだわりのない	399人	158人
6. わからない	126人	66人
無回答	80人	38人
合計	1,067人	477人



- 1. 子(親族)と同居する(二世帯住宅を含む)
- 2. 子(親族)と同一敷地内又は同一住棟(長屋・共同)の別の住宅に住む
- 3. 子(親族)のすぐ近く(歩いて10分以内)に住む
- 4. 子(親族)と同一市区町村内に住む
- 5. 特にこだわりのない
- 6. わからない
- 無回答

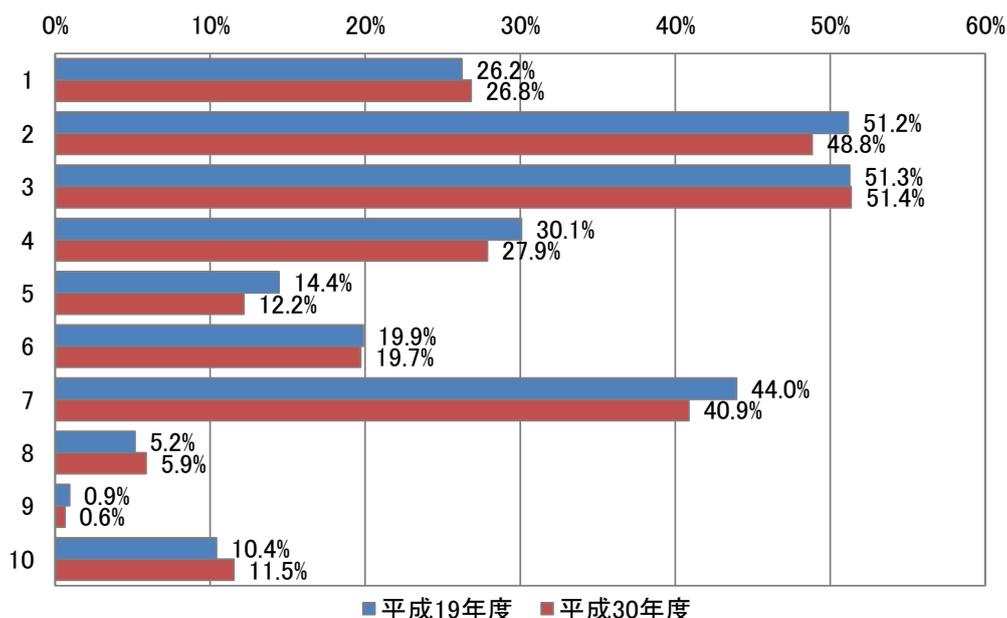
10. 子育てと理想とする住生活（重視する点）についてお伺いします。

あなたは、子育てを考えると、住宅や住宅の周りの環境について、どのような点が重要だと思いますか。該当する番号に○をつけてください。（3つまで）

平成 30 年度の子育てをする回りの環境については、「周りの道路の歩行安全性」が 51.4%、「幼稚園・小学校などの利便」が 48.8%とどちらも過半近くとなっています。そのほか「小児科などの医療機関の利便性」も 40.9%と割合が高くなっています。

平成 19 年度と比べると、「住宅の広さ・間取り」が若干減少しましたが、そのほかほぼ平成 19 年度より割合が増加し、「託児・保育所」や「住宅の居住性能」が他の項目よりも割合が増加しています。

	平成 19 年度	平成 30 年度
1. 安全性や遮音性など住宅の居住性能	280 人	128 人
2. 幼稚園・小学校などの利便	546 人	233 人
3. まわりの道路の歩行時の安全性	547 人	245 人
4. 子供の遊び場、公園など	321 人	133 人
5. 住宅の広さ・間取り	154 人	58 人
6. 親戚や近隣の人たちとの関わり	212 人	94 人
7. 小児科など医療機関の利便	469 人	195 人
8. 託児・保育所などの利便	55 人	28 人
9. その他	10 人	3 人
無回答	111 人	55 人
合計（回答者数）	1,067 人	477 人



11. 今後の市営住宅のあり方についてお伺いします。

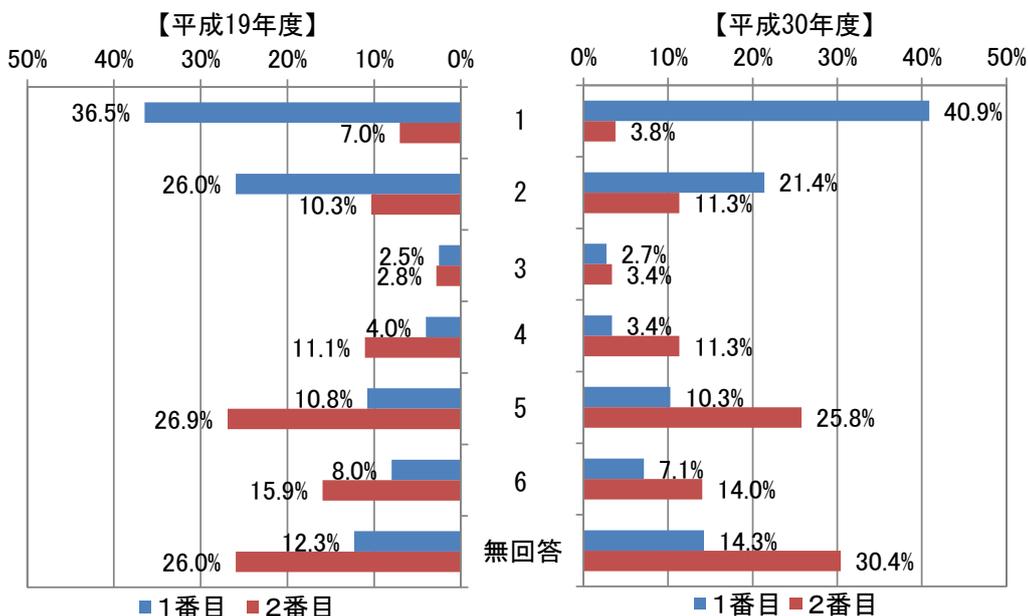
市営住宅は住宅に困窮する低額所得者に供給されており、住宅困窮の程度に応じて家賃や入居条件を設定しています。

今後の市営住宅の供給と家賃のあり方について良いと思う順に「1. ～ 6. 」の番号から2つまで選んでください。

平成 30 年度の今後の市営住宅のあり方については、1 番目の中では「住宅困窮者のみを対象とした市営住宅」が最も多くの意見を集め、次いで「中高所得者にも間口を広げる」と続きます。一方 2 番目の中では「民間活力・家賃補助」や「市営住宅廃止・直接補助」に意見が集まっています。

平成 19 年度と比べると、優先順位は概ね平成 30 年度と変わりませんが、1 番目では「中高所得者にも間口を広げる」の割合が減少と「住宅困窮者のみを対象とした市営住宅」の割合が増加となっています。

	平成 19 年度		平成 30 年度	
	1 番目	2 番目	1 番目	2 番目
1. 住宅困窮者のみを対象にし、その方々が住めるような家賃が良い	389 人	75 人	195 人	18 人
2. 住宅困窮者のみでなく、利用条件を緩和して中・高所得者層も住めるような新たな家賃があっても良い	277 人	110 人	102 人	54 人
3. 全てにわたり、より民間並みの水準へ上げた家賃の方が良い	27 人	30 人	13 人	16 人
4. 市営住宅の目的から、家賃をもっと下げた方が良い	43 人	118 人	16 人	54 人
5. 民間活力を利用して建設した公設民営の建物に住宅困窮者の方々に住んでもらい、家賃補助などで対応した方が良い	115 人	287 人	49 人	123 人
6. 市営住宅を廃止し、民間賃貸住宅に住む住宅困窮者に対して直接的に補助する方が良い	85 人	170 人	34 人	67 人
無回答	131 人	277 人	68 人	145 人
合計（回答者数）	1,067 人	1,067 人	477 人	477 人



12. 将来の市営住宅の姿についてお伺いします。

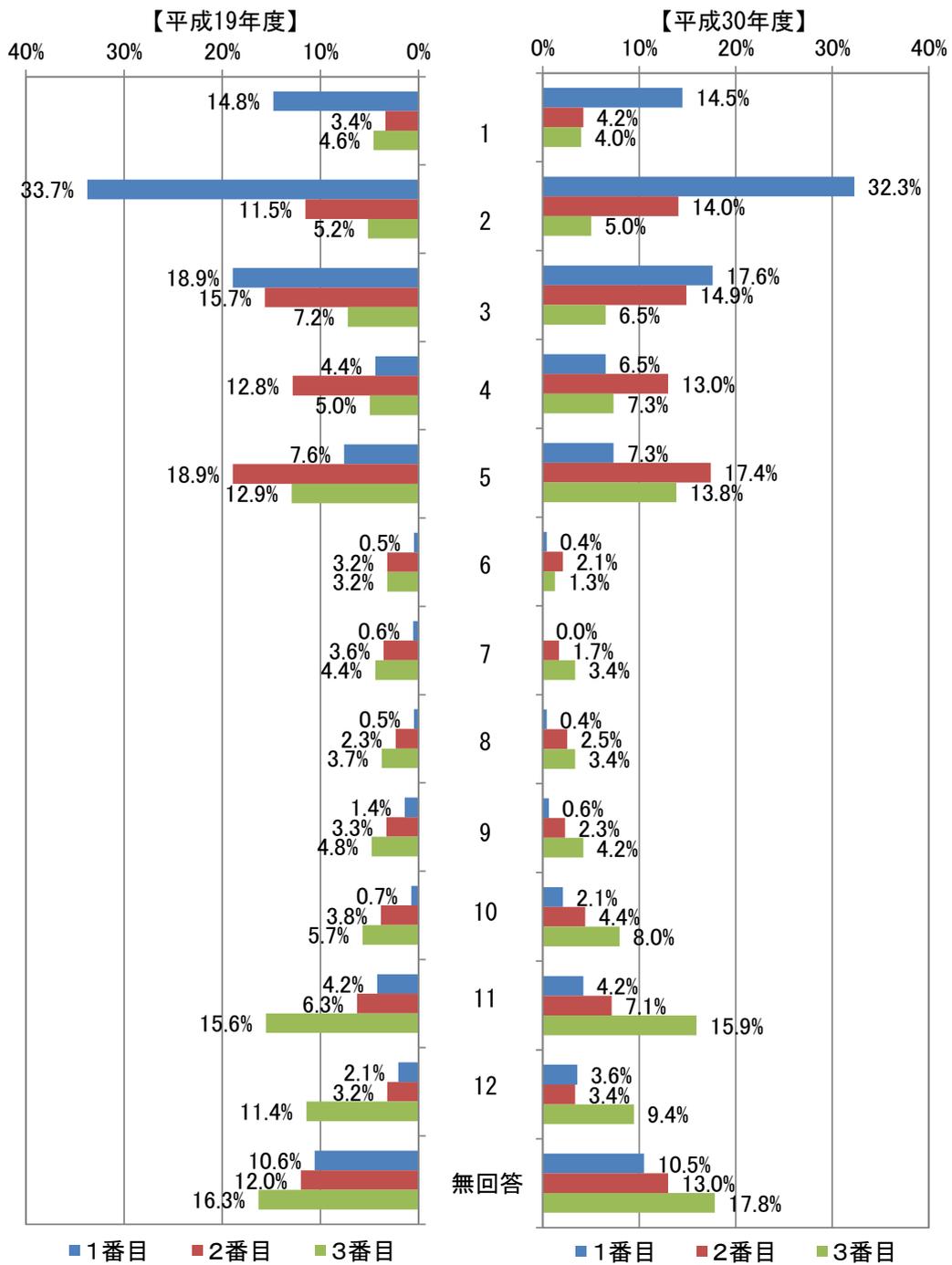
亀山市では人口減少や少子高齢化が進む中、今後、より住みやすい住環境づくりに取り組み、住民の定住化に努める必要があると考えています。その場合、将来どのような市営住宅があれば良いと思いますか。必要と思われる順に「1. ～ 12.」の番号から3つまで選んでください。

平成 30 年度の将来の市営住宅の姿については、1 番目の中では「様々な人が交流できる」、「高齢者などが安心して住み続けられる」が上位を占め、様々な世代が住みやすい住宅像が上げられています。2 番目は、「医療福祉施設に隣接」、「高齢者などが安心して住み続けられる」、「様々な人が交流できる」といった高齢者を意識した意見が多くなっています。3 番目には「交通機関へのアクセス」、「医療福祉施設に隣接」、「災害時の避難場所」などが多くなっています。

平成 19 年度と減少した項目について比べると、1 番目の中では「様々な人が交流できる」や「高齢者などが安心して住み続けられる」などの割合がやや減少しています。2 番目の中では「豊かな自然環境とふれあえる」や「医療福祉施設に隣接」などの割合がやや減少しています。3 番目の中では「災害時の避難場所」や「良好な公園や広場がある」などの割合がやや減少しています。

平成 19 年度と増加した項目について比べると、1 番目の中では、「生活支援サービスが受けられる」や「災害時の避難場所」などの割合がやや増加しています。2 番目の中では、「様々な人が交流できる」や「交通機関へのアクセス」、「文化施設や商店街への利便性」などの割合がやや増加しています。3 番目の中では、「生活支援サービスが受けられる」や「文化施設や商店街への利便性」などの割合がやや増加しています。

	平成19年度			平成30年度		
	1 番目	2 番目	3 番目	1 番目	2 番目	3 番目
1. 若年ファミリーが安心して住み続けられる広くて低家賃な市営住宅	158人	36人	49人	69人	20人	19人
2. 高齢者向け、若年ファミリー向け、単身向けなど、いろいろなタイプの住宅があり、様々な人が交流できる市営住宅	360人	123人	55人	154人	67人	24人
3. 高齢者などが安心して住み続けられる市営住宅	202人	167人	77人	84人	71人	31人
4. 買い物、給食、掃除等の生活支援サービスが受けられる市営住宅	47人	137人	53人	31人	62人	35人
5. 医療・福祉施設に隣接する市営住宅	81人	202人	138人	35人	83人	66人
6. 身近な公園や広場のある市営住宅	5人	34人	34人	2人	10人	6人
7. 緑・水辺など豊かな自然環境とふれあえる市営住宅	6人	38人	47人	0人	8人	16人
8. 地域のふれあいの場（集会所等）のある市営住宅	5人	25人	40人	2人	12人	16人
9. 地域と結びつきの強い誇りの持てる市営住宅	15人	35人	51人	3人	11人	20人
10. 地域の文化施設や商店街への利便性の良い市営住宅	8人	41人	61人	10人	21人	38人
11. 駅などの公共交通機関へのアクセス(行きやすさ)の良い市営住宅	45人	67人	166人	20人	34人	76人
12. 災害時の避難場所などを兼ねた市営住宅	22人	34人	122人	17人	16人	45人
無回答	113人	128人	174人	50人	62人	85人
合計（回答者数）	1,067人	1,067人	1,067人	477人	477人	477人



13. 今後の住宅施策で重視する点についてお伺いします。

亀山では、市民の豊かな住生活の実現を目指していますが、「今後の住宅政策」についてのご意見や、特に配慮してほしいことなど、ご要望がありましたら、該当する番号に○をつけてください。（いくつでも）

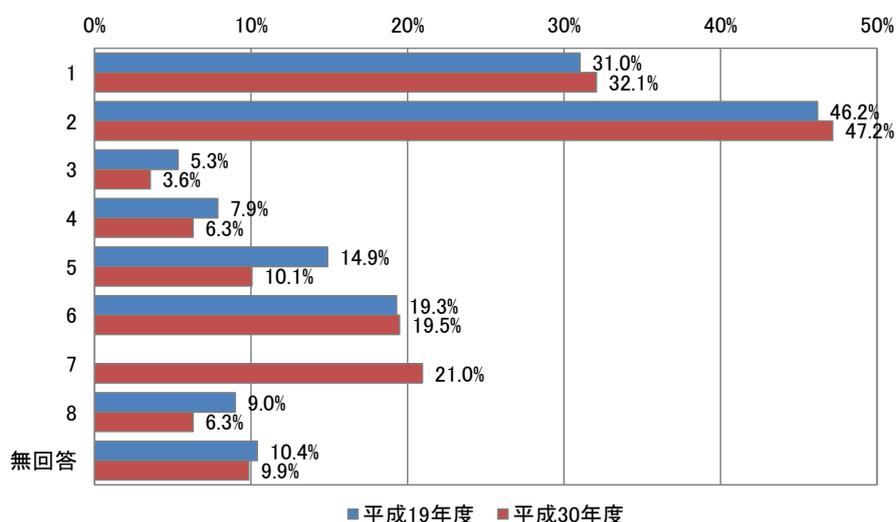
平成 30 年度の今後の住宅政策で重視する点については、「高齢者・障害者・子育て等への支援」（47.2%）に過半近くの意見が集まっています。次いで「住宅のバリアフリー化の支援」、「空き家利活用のための支援」「持ち家取得促進のための支援」などが続きます。

また、適正な市場の誘導について配慮すべき点については、「住宅の安全性の確保」や「防犯対策等日常生活の安全性の確保」の割合が高くなっています。

平成 19 年度と比べると、「持ち家取得促進のための支援」や「適正な市場の誘導」などで減少しているほか、住宅のバリアフリー化の支援」や「高齢者・障害者・子育て等への支援」の割合がやや増加しています。

また、適正な市場の誘導について配慮すべき点について比べると、その他を除き全て割合が減少しています。「自然災害に対する安全性の確保」の割合が大きく減少し、そのほか「環境負荷への配慮」や「防犯対策等日常生活の安全性の確保」などでも割合が減少しています。

	平成 19 年度	平成 30 年度
1. 住宅のバリアフリー化（室内の段差を無くしたり、手すりを付けることなど）支援	331 人	153 人
2. 高齢者・障害者・子育て世帯等への支援	493 人	225 人
3. 市営住宅の供給	57 人	17 人
4. 民間活力を活用した住宅の整備	84 人	30 人
5. 持ち家取得促進のための支援	159 人	48 人
6. 耐震改修促進のための支援	206 人	93 人
7. 空き家利活用のための支援	—	100 人
8. 適正な市場の誘導	96 人	30 人
無回答	111 人	47 人
合計（回答者数）	1,067 人	477 人

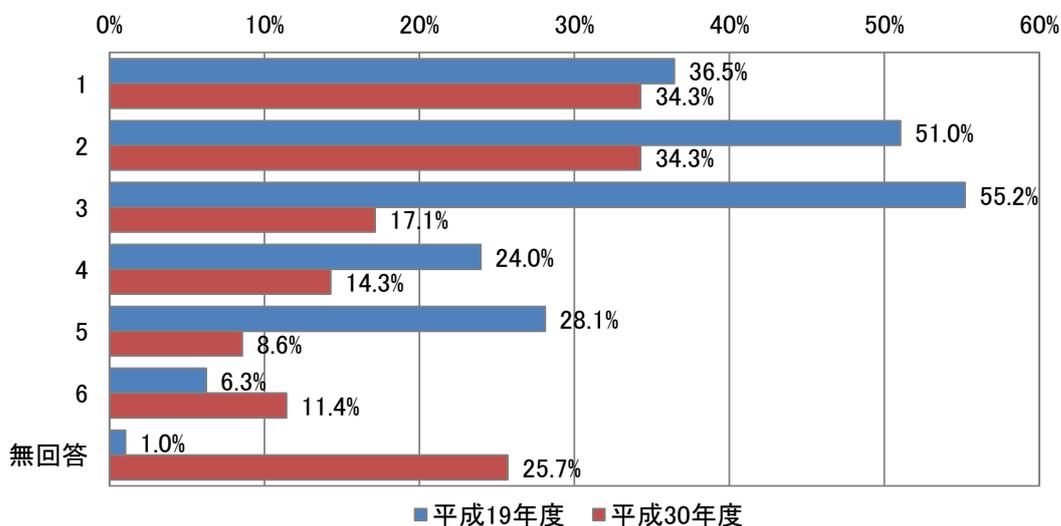


○ 8. に○を付けた方、該当する内容に「レ」点をつけてください。（複数回答）

	平成 19 年度	平成 30 年度
1. 住宅の安全性の確保	35 人	12 人
2. 防犯対策等日常生活の安全性の確保	49 人	12 人
3. 自然災害に対する安全性の確保	53 人	6 人
4. 緑等のうるおいや景観への配慮	23 人	5 人
5. 環境負荷への配慮	27 人	3 人
6. その他	6 人	4 人
無回答	1 人	9 人
合計（回答者数）	96 人	35 人

注 1：平成 30 年度の集計では、問 13 で「8」のご回答の有無にかかわらず、回答のあった票を集計しています。

注 2：アンケート票の設問には番号を振っていませんが、グラフと表の便宜上 1～6 の数字を振っています。



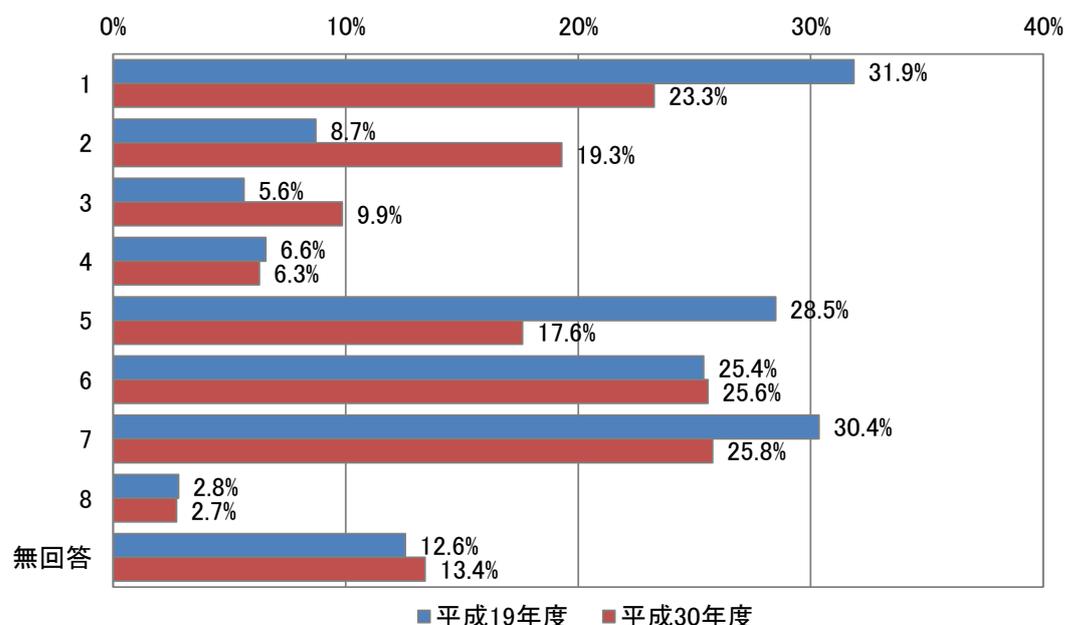
14. 民間不動産、開発業者等に求めるものについてお伺いします。

本市では、現在民間による活発な住宅の供給がなされてきています。市民の豊かな住生活の実現を目指し、今後民間不動産業者や開発業者等に求める内容について、該当する番号に○をつけてください。（いくつでも）

平成 30 年度の民間業者に求めるものとしては、「住宅の安全性の確保の標準化」(25.8%)、「住宅のバリアフリーの標準化」(25.6%)、「安価な宅地の供給」(23.3%)の割合が大きく、そのほか、「安価な中古住宅の供給」(19.3%)、「省エネルギー住宅の供給」(17.6%)の5つに意見が集まっています。

平成 19 年度と比べると、「省エネルギー住宅の供給」と「安価な宅地の供給」、「住宅の安全性の確保の標準化」の割合が低くなっています。また「安価な中古住宅の供給」と「郊外部での住宅供給」の割合が大きく伸びています。

	平成 19 年度	平成 30 年度
1. 安価な宅地の供給	340 人	111 人
2. 安価な中古住宅の供給	93 人	92 人
3. 中心市街地での住宅供給	60 人	47 人
4. 郊外部での住宅供給	70 人	30 人
5. 自然エネルギーを利用した省エネルギー住宅の供給	304 人	84 人
6. 住宅のバリアフリーの標準化（室内の段差を無くしたり、手すりを付けることなど）	271 人	122 人
7. 住宅の安全性(特に防犯面)の確保の標準化	324 人	123 人
8. その他	30 人	13 人
無回答	134 人	64 人
合計	1,067 人	477 人



参 考

1. 策定委員会要綱
2. 委員名簿

1. 策定委員会要綱

亀山市住生活基本計画策定委員会要綱

平成30年8月7日

(設置)

第1条 市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画である亀山市住生活基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、亀山市住生活基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画を策定するため必要な事項を調査検討する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 住生活に関し識見を有する者
- (4) 市民団体の代表者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開く事ができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会は、その補助機関として、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループの構成員は、別表に掲げるグループの職員とする。

3 ワーキンググループの運営については、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

別表(第7条関係)

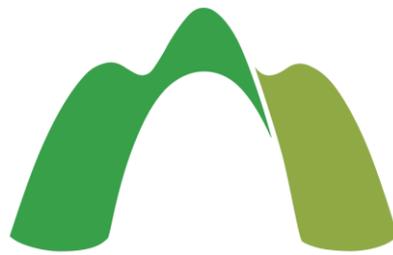
政策課政策調整グループ 財務課財政行革グループ 地域福祉課障がい者支援グループ 地域福祉課子育てサポートグループ 地域福祉課高齢者支援グループ 都市整備課都市計画グループ 都市整備課建築開発グループ 都市整備課住まい推進グループ 防災安全課防災安全グループ
--

2. 委員名簿

亀山市住生活基本計画策定委員会 委員名簿

任期：平成30年8月21日から計画策定の日まで

役職	名 前	所属団体等名称	選 出 基 準
委員長	中井 毅尚	三重大学大学院 生物資源学研究科	要綱第3条第2項1号 (学識経験を有する者)
副委員長	櫻井 誠	(社)三重県建築士会 鈴鹿亀山支部	要綱第3条第2項3号 (住生活に関し識見を有する者)
委員	川戸 磨美	亀山商工会議所 女性部	要綱第3条第2項2号 (市内に存する事務所又は事業所に勤務する者)
委員	伊藤 峰子	東町商店街振興組合	要綱第3条第2項2号 (市内に存する事務所又は事業所に勤務する者)
委員	森 日出子	(社)三重県宅地建物取引業 協会 鈴鹿亀山支部	要綱第3条第2項3号 (住生活に関し識見を有する者)
委員	小河 明邦	亀山市自治会連合会	要綱第3条第2項4号 (市民団体の代表者)
委員	伊藤 栄子	亀山市ファミリーサポート センター	要綱第3条第2項4号 (市民団体の代表者)
委員	山本 伸治	亀山市 総合政策部	要綱第3条第2項5号 (市職員)
委員	井分 信次	亀山市 健康福祉部	要綱第3条第2項5号 (市職員)
委員	大澤 哲也	亀山市 産業建設部	要綱第3条第2項5号 (市職員)



亀山市住生活基本計画

平成 21 年 3 月

亀山市産業建設部都市整備課住まい推進グループ

〒519-0195

三重県亀山市本丸町 577 番地

TEL : 0595-84-5038

FAX : 0595-82-9669

E-mail : sumai@city.kameyama.mie.jp